

高原町告示第22号

令和3年第4回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年5月18日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和3年6月9日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

陣 圭介君

松本 茂春君

温水 宜昭君

末永 充 君

前原 淳一君

反田 吉巳君

中村 昇 君

福澤 卓志君

入佐 廣登君

温谷 文雄君

令和3年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和3年6月9日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和3年6月9日 午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

陣 圭 介 議員

温 水 宜 昭 議員

前 原 淳 一 議員

福 澤 卓 志 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

陣 圭 介 議員

温 水 宜 昭 議員

前 原 淳 一 議員

福 澤 卓 志 議員

出席議員(10名)

1 番 陣 圭介君

2 番 反田 吉巳君

3 番 松元 茂春君

4 番 中村 昇 君

5 番 温水 宜昭君

6 番 福澤 卓志君

7 番 末永 充 君

8 番 入佐 廣登君

9 番 前原 淳一君

10 番 温谷 文雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君 書記（事務局次長） 中嶋 雄二君
書記（副主幹） 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君
産業創生課長	森山 業 君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	末永 恵治君		

◎ 開会・日程

午前10時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから令和3年第4回高原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、その概要をお手元に配付しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

○

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（温谷文雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番、陣圭介議員及び2番、反田吉巳議員を会議録署名議員に指名します。

○

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（温谷文雄君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの7日間に決定しました。

◎ 日程第3 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、1番、陣圭介議員。

○1番（陣圭介君）

〔登壇〕

おはようございます。壇上から一般質問いたします。

私からは、大きく5点、質問いたします。

まず、病院事業に関し、壇上からは、薬剤師の配置について質問いたします。

高原病院においては、昨年2月から5月半ばまで、本年2月から4月末まで、薬剤師が不在となる期間がありましたが、院内薬局に薬剤師が不在となる場合の配置基準上の問題点があれば、答弁いただきたく存じます。

次に、放課後児童健全育成事業に関し、壇上からは、本事業の現状をお伺いいたします。

次に、保育行政に関し、公立保育所における保育士確保について質問いたします。

公立保育所においては、昨年度末に退職者が複数いたことから、保育士数が配置基準を満たす限界の状態となり、勤務する保育士が休暇を任意に取得できない状態であるとのこと。指定管理者である町社会福祉協議会においては、独自に保育士確保に取り組まれていることと思いますが、保育士確保については、潜在保育士の掘り起こしも含め、町として取り組むべきことは過去にも述べてまいりました。本件に関し、壇上からは、現状と今後の方針をお伺いしたく存じます。

次に、保健行政に関し、壇上からは、コロナワクチン関連で質問をいたします。

一部報道機関においては、複数の自治体の首長が高齢者よりも先にワクチン接種したことを、あたかも職務上の特権を濫用したかのごとく報道しておりましたが、どの事例においても、接種の予約にキャンセルが出た際、当該ワクチンの廃棄を回避する方策として実施したものであり、これらは、国の方針に基づいても正当であったと考えます。

本件については、厚生労働省の本年3月12日付の自治体向け通知においても、ワクチンの余剰が生じる場合には、自治体において検討をいただきたいと明記されております。

また、河野大臣も接種券のあるなしにかかわらず、しっかり記録を取ればよい話なので、廃棄されることがないようにしっかり対応してほしい。町長が先に打ったとかいろんなことで批判され、批判を恐れて廃棄することがないように、自治体の裁量で有効活用してほしい。批判があれば、私が責任を取ると述べております。

3月定例会においても述べましたが、やむを得ずワクチンを廃棄せざるを得ない場合が生じた際に、接種順位が後位の方々が当該ワクチンを接種できるよう配慮すべきかと考えます。そして、まず行

政の指揮系統のトップである首長が優先的に接種すべきかと考えますが、本件について壇上からは、町長の考えをお伺いいたします。

最後に、コロナ禍を受けた緊急事態宣言期間中、及びその後の経済対策について質問いたします。
長引くコロナ禍において、5月9日に宮崎県独自の緊急事態宣言が発令されましたが、期間中、町内の飲食店などにおいては、外出自粛等による影響が顕著で、特に夜間に酒類を提供する飲食店においては、宣言による影響が特に大きかったものと考えます。

私個人は、実際に現場で悲痛な声を多数お伺いしておりますが、このような状況を受け、壇上からは、行政としてどのようなことに取り組まれたかについて、お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。 [降壇]

○町長（高妻経信君） [登壇]

おはようございます。ただいまより一般質問に対する答弁を行います。

まず、ただいま陣議員から、大きく5つの御質問をお受けしたところでございます。

まず1つ目でございますけれども、病院事業に関しまして、薬剤師の配置についての御質問にお答えいたします。

医療法に基づく一般病院の薬剤師の人員配置基準については、同法施行規則において、入院患者70人に対して1人、外来の取扱い処方箋75枚に1人の配置標準が規定されており、町立病院の場合、薬剤師をお一人配置することとなっております。

また、医療法第18条、本文においては、「病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所にあつては、開設者は専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所が都道府県知事等の許可を受けた場合は、この限りでない」と規定をされているところであります。

このような中、厚生労働省が発表した平成28年の資料によりますと、本県を含む九州南部地方は、全国的に見て薬剤師が不足している状況にあります。

御案内のとおり、町立病院においても薬剤師の確保に苦慮しております。令和元年度及び2年度末にそれぞれ薬剤師が1名ずつ退職し、令和2年4月1日から5月17日まで、また令和3年4月1日から4月30日までの約2か月半の間、不在となる期間が生じたところであります。こうしたことから、先ほど申し上げました医療法第18条、ただし書により、町立病院の県の管轄である小林保健所へ届出をし、指示を受けたところであります。

次に、放課後児童健全育成事業の現状についてお答えいたします。

本町の放課後児童健全育成事業につきましては、厚生労働省の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に準拠した高原町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例に基づき、現在、4施設で実施をしており、5月31日現在、129名の児童が利用されております。

今年度の申込み状況を見てみますと、145名の申込みがございましたが、現在、定員を上回っておりますことから、利用人数の調整をさせていただいているところであります。

次に、保育行政についての御質問にお答えいたします。

公立保育所における保育士確保について、現在の状況でございますけれども、狭野保育所が所長を含め現在8名、広原保育所が同じく所長を含めまして10名、後川内保育所が所長を含め5名となっております。

陣議員御指摘のとおり、令和2年度において退職者が出ておりますが、児童数も減少していることもあり、職員の配置基準につきましては、現状でも満たしているところではあります。

また、指定管理者である高原町社会福祉協議会では、ハローワークを通じて保育士の募集をされていると伺っております。

今後につきましては、全国的に保育士不足の状況であります。潜在保育士等の情報収集に努め、社会福祉協議会と連携を取りながら、よりよい職場環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健行政についての御質問の中で、新型コロナウイルスワクチン関連について、お答えいたします。

ワクチン接種予約がキャンセルされた等の理由で、余剰になったワクチンにつきましては、まず国は、令和3年4月20日付で、接種券の送付を受けた者にワクチン接種を行う柔軟な対応をするように示しております。

また、令和3年5月25日付においては、接種券の送付を受けた者にワクチン接種をしても、なお余剰が生じる場合は、接種券を保有していない者についても、ワクチン接種の対象となることが示されました。

本町でキャンセルがあった場合の対応といたしましては、キャンセルが出たタイミングで、予約を頂いている方に電話等で来院を呼びかけて接種をしていただいております。現在ワクチンが余剰の状態になるということで、余剰が出ることはないという状態で接種ができております。

優先的な接種につきましては、本町における高齢者の接種率やワクチンの供給状況、今後計画しております集団接種における状況を勘案しながら検討していきたいと考えております。

また、私自身につきましては、接種対象の順番になりました際に接種をしたいと考えております。県内でも、この首長が余剰ワクチンを接種するということは私も承知をいたしております。決してそういうことを否定するものではありませんけれども、私も高齢者ということで、6月中に申し込みまして、それで、その中での接種を行いたいと考えております。

続きまして、経済対策についての御質問にお答えいたします。

陣議員の御質問の中でありましたように、5月9日に宮崎県知事が県独自の緊急事態宣言を発令し、5月31日までの間、外出自粛、県外との往来自粛、会食の制限等が示され、併せて宮崎市の飲食店等における営業時間の短縮要請と、その支援についての会見が5月9日に行われました。

この宮崎県の対応につきましては、感染拡大を抑制するものと一定の理解は私もいたしますが、地域経済がさらに疲弊することや、特に飲食店等の方々への影響、不公平感などが生まれることが懸念されるところであります。同時に町といたしましても、県に一律の幅広い支援を強く要望するとともに、近隣市町村と連絡調整を図り、不公平感のない対応を協議してまいったところでもあります。

しかしながら、その後、都城・北諸県圏域においても、複数の接待を伴う飲食店が関係するクラスターが発生し、同様の時短要請が5月20日から発令をされました。宮崎県へは、時短要請地域と生活圏を同じくする県内の自治体から、さらなる感染拡大防止策の実施と、県下で広く影響を受けることとなった事業者を救済支援する要望が多く寄せられるという事態にもなりました。その結果、去る5月25日に開催された5月宮崎県議会臨時会において、飲食関連事業者等緊急支援事業に係る補正予算が提案され、翌日26日に可決されたところであります。

なお、事業概要は、県の緊急事態宣言に伴う行動要請等により売上げが減少するなど、大きな影響を受けている県内全域の全ての業種の事業者に対し、一定の要件の下、県独自に10万円の支援金を支給するものとなっているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○1番（陣圭介君）

それでは、一問一答に移ります。

薬剤師が不在となる際に保健所から今指示があったということですがけれども、先ほど町長の答弁の中で、医療法に基づく薬剤師の人員配置基準なのですが、先ほど、入院の場合は入院患者数70に対してとおっしゃっていたのですが、私が調べたところでは、たしか病床数70に対して1名の配置だったと思うので、ちょっと確認をお願いします。

それでは、質問に入ります。

院内薬局に薬剤師が不在の際に、入院患者の方々への処方薬の提供は大丈夫だったかなという心配があるのでありますが、その際、調剤はどのように対応されていたかについて教えてください。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○町長（高妻経信君）

先ほどの私の答弁の中で、薬剤師の配置標準につきまして、私のほうが、「入院患者70人に対して1人」と申し上げましたがけれども、今、陣議員の指摘が、いわゆる入院病床ではないかと御指摘がありました。我々としては、今のところ入院患者数人で認識をいたしておりますので、こちらのほうで再度調査しまして、お伝えをさせていただきますので、御理解いただきますようによろしく願いいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

院内薬局に薬剤師が不在の際の調剤についてお答えいたします。

調剤の手順につきましては、医師の処方箋により、医薬品の準備、調整、確認及び患者への施行の流れになっております。

薬剤師が在籍する場合、医薬品の準備は薬剤師又は薬局補助、計量や混合一包化などの調製及び確認は薬剤師、患者への施行は看護師が行います。

不在時や夜間・休日等の場合は、医薬品の準備は薬局補助又は看護師、処方箋の確認は看護師、調製は医師の協力を頂きながら看護師が行い、調剤の確認は医師又は看護師、施行は看護師が行っているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

それでは、同じく薬剤師が不在の際に、今、調剤の補助とおっしゃいましたが、そのいわゆる調剤補助員と呼ばれる方々だと思うのですが、どのような業務をされたかについて説明を頂きたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

厚生労働省の平成31年4月1日に出されました「調剤業務のあり方について」という文書が発出されております。その中における調剤業務における非薬剤師の業務範囲についてということで、処方箋に記載された医薬品の必要量を取りそろえる行為、また調剤済みの薬剤を配薬カートにセットする行為などを行っているということでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

恐らく先ほど答弁いただいた内容が、入院患者の方々への定期処方薬についても同じような対応かと思うのですが、その際、調剤された薬の数量とか内容の確認なのですが、薬局においては、どなたが行っていらしたのか、教えてください。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

薬局においては、不在となった期間なのですが、会計年度職員の看護師を任用いたしまして、その看護師のほうに確認をさせていただいていたというところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

病棟に勤務されているある方から伺ったのですが、定期処方薬については、薬の数量とか内容の確認は病棟の看護師同士も行っているのですが、大丈夫だと伺ったのですが、実際は、そういう薬の数量の確認はどなたが行っているのか、教えてください。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいま申しましたとおり、不在につきましては看護師が行っておりまして、病棟に上がりまして、必要に応じて医師または看護師が行っております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

医師が確認を行えない場合もあったということですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

必要に応じて医師が行ったということでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

これは、病院内のある回覧文書を実際に見せていただいたことから質問するのですが、その文書に、付箋紙で、薬局スタッフが休みのため注射薬などは薬局へ取りに行ってくださいと書かれてあったのですが、薬剤師が不在の際に注射薬などが薬局から持ち出される場合、薬局内では誰がそれを確認しているのかという懸念が残るわけですが、どなたが該当業務を行っていたのか、教えてください。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいまの陣議員の御質問でございますが、それは、例えばその注射薬の処方箋でございます。それはいろいろな情報が含まれていますが、その情報があつたということを見たということによろしいのでしょうか。

拝見したということによろしいのでしょうか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいまの陣議員の御質問でございますけれども、どのような文書かちょっと確認しておりません。その中で、病院の情報につきましては大変繊細なところもありまして、その出る情報によっては、うちのちょっと体制も考えなきゃいけないという部分もありますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

〔「答えていないよ。薬局から持ち出され、誰が管理しているかということ」と呼ぶ者あり〕

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

ただいま申しましたのは、陣議員が、こういった書類を持ち出すのかちょっと分からないということで、まずはそれが第一点なのですけれども、そのカートに入れて薬局補助が持っていくということでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

そうすると、その薬剤の数量の管理というのは、その補助員がされているということですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど申しましたとおり、不在のときは、夜間勤務もございますが、看護師がおりまして、確認して、病棟のほうでも再度看護師が確認するという形になっております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

分かりました。次の質問に移ります。

処方箋に、調剤後に記名押印または署名がされることになるかと思えますけれども、薬剤師不在の際には、どなたが対応されていたのか、教えてください。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいまの御質問でございますが、町長が先ほど申し上げましたが、処方箋の監査は、不在の場合は看護師が行っております。調剤の調剤薬の監査は、先ほど申しましたとおり、看護師、必要に応じてドクターが行っているというところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

分かりました。それでは、調剤された薬剤の容器または被包ですね。包み紙などに、調剤した方の氏名などを記載することになると思えますけれども、対応された方は、どなたですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

どのようなケースか分かりませんが、確認が、先ほど申し上げた看護師がいないときは、看護師の目が届く限度の場所で、調剤した薬剤の品質などに問題がなく、患者に被害の及ぶことがない行為ということの場合もありますけれども、看護師等が行っているというところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

専らその薬局において、そういう調剤の確認だとか、そういったことに従事されていた看護師の方って、どなたですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど申しましたとおり、会計年度職員の看護師あるいは看護総師長が行ってございました。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

なぜ総師長が、この薬局の業務に従事していたのかは、分からないのですよね。

行政組織規則の第37条なのですが、総師長の仕事は、規則に基づく、上司の命を受けて医療科に属する事務を掌理し、科の職員を指揮監督するのですよ。薬局の職員じゃないのですよね。どういった考えですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいまの御質問ですが、本当、薬剤師が不在であったということをまずもう一度申し上げておきます。本当にどこそこを駆け回ってもいらっしゃらなかったです。その中で、ようやく今回は見つかったのですが、その中で総師長が勤務の合間、あるいは夜間も遅くまでやっていたということでございまして、本当、病院の組織としてやられたということで、多分、陣議員が申した医療科じゃないということでございますが、病院の何かこう診療体制についてやられたと認識しております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

その指示は、どなたがなさったのですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

指示は、最終的には病院長ということになると思います。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

総師長が薬剤師の代理のような職をされていたことなのですが、総師長は、薬剤師または医師の資格をお持ちですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

持っておりません。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

調剤補助員の方は、薬剤師または医師の資格をお持ちですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

持っておりません。

○1番（陣圭介君）

質問通告を出してから、厚生労働省の平成31年4月2日付の0402通知を多分御覧になったと思うのですが、この調剤補助員の業務について、この2019年の4月2日に出したこの「調剤業務にあり方について」という通知なのですが、この通知は調剤補助員の業務を明確化した一方で、調剤された薬剤の最終確認は、必ず薬剤師が行うべきということを示しているのですが、さらには薬剤師法においては、処方箋への記入又は押印は、薬剤師が行うことが明記されていて、薬剤の容器又は被包への氏名等の記載も、薬剤師が行うこととされているのですが、

薬剤師不在の際の例えば看護師が最終確認を行ったというふうな対応というのは、こういう厚生労働省の通知とか、薬剤師法の規定に違反していませんか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

ただいまの陣議員がおっしゃったのは、薬剤師法の第19条のことかなと思っております。「薬剤師ではない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において、自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない」とあります。「患者又は現にその看護に当たっている者が、特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合」ということで、このことで自己の処方箋により自ら調剤するということでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

薬剤師法第19条のそのただし書の規定は、医師が自らの処方箋により、自ら調剤する場合のみを規定したものであって、例えばそこで調剤補助員が調剤に関わったとしても、最終確認は薬剤師と同じように医師が行うべきものと規定しているものだと私は思っていますよ。それをその最終確認を看護師が行っていたものが、法に触れないかという話をしているのですけれども、いかがですか。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えをさせていただきますが、私のほうからも答弁いたしましたように、陣議員も御理解のとおり、薬剤師は不在の期間がございました。当然、配置標準、これもある中で、先ほど事務長が申し上げましたように、薬剤師の確保については努力をその間はしてまいりました。

その不在の間というのは、この病院全体として、やはりこの患者様に迷惑をかけないように、少しでもその医療が滞ることのないように、そういった対応をせざるを得なかったということもあったかと思います。様々な御指摘のあることは当然かと思っておりますけれども、そういった事情も御理解いただきたいと、私のほうでは考えております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

町長がおっしゃった事情は理解しますよ。事情は理解しますが、薬剤師法のこの第19条の規定というのは、これは薬ですからね。患者様の健康に一定の効果とか、そういう影響を及ぼしかねない一つの薬剤というものに関して、厳しく規定したもののですよ。

これを守れない状況が生じたというのは、もうとんでもない話だと思っていて、しっかりとそういった法令遵守のところをもうちょっと厳しく見ないと私はいけないのかなと思いますけれども。単純にこれは期間が、令和元年度末から2年度の初めにかけてだけ起こった話じゃなくて、今年度当初も起こっているじゃないですか。1回目にそういう長期間薬剤師が不在になる期間が生じた場合に、そういう法的問題点をしっかりと整理して、どういった部分が問題なのかというのを、はつき

り言ってこれは薬剤師法違反ですからね。そういうのを生じさせないための対策を、2回目がその不在になる期間が始まる前に打っておくべきなのじゃないですかね。考えを教えてください。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほどの陣議員が申しました薬剤師法違反ということでございますが、その前に、そのことにある前に医師法がございます。医師法がその中にあるのが、医師法の第17条でございますが、医師でなければ医業をなしてはならないということでございます。

そしてまた、保健師助産師看護師法がございまして、その第37条でございますが、「保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治医の医師又は医師会医師の指示があった場合は、その診療所の診療補助の行為」ということでできることとなっているところでございます。その中に調剤行為も含まれるという見解の法的整備ということで、日本医師会が出しているペーパーもございますので、御承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

今、おっしゃっていただいた保健師助産師看護師法の第37条の規定ですか、これは確かに医薬品を授与しと明記されていますけれども、ある解釈では、これは、医師が書いた処方箋により、自らその薬剤師以外の者が調剤する場合には、これは薬剤師法の第19条に違反するというような見解もあるのですけれども、それについてはいかがですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

第19条でできないということであれば、「薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤などを混合する行為は、薬剤師による途中の確認行為の有無にかかわらず、実施してはならない」ということでございます。このことはやっておりません。

以上でございます。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

最終的な今の話も含めて、管轄であります保健所のほうに、最終的にまた問い合わせをいたしたいと思います。

その中でですが、陣議員の解説もありますけれども、この名前、出典はなのですが、「日本医師会総合政策研究機構」の「診療補助行為に関する法的整理」というところで、それによりますと、

「看護師・准看護師は、保健師助産師看護師法第37条規定により、医師の指示の下、診療補助行為としての調剤が可能である」となっているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

私は、調剤行為は申しておりません。調剤された薬剤の最終確認について、看護師が行うのが違法ではないかと申しております。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

最終確認を、先ほど申しましたとおり診療補助行為ということで、できるかどうかも含めて、管轄である保健所のほうに問合せを行いたいと思っております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

確認するのは、本来は今じゃないでしょう。不在になった期間があるのだったら、一番最初にやっておくべきなのではないですか。考え方を教えてください。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、医師は、薬局と違って病院ということで医師がいらっしゃいますので、その診療行為の下でということで、保健所に届出を行い、その際には、次の立入検査まで解消していただければ、それで構わないという見解を頂いているところでございます。

それも含めまして、そういった話を含めまして、再度問合せを行いたいということを申ししているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

0402通知にも書いてありますけれども、最終的な責任を有する者の指示に基づき、当該その指示者の目が届く場所でいろいろな行為が行われなきゃいけないということが、通知に明記されていますので、違法性が疑われると、依然疑われると私は思っていますので、その辺りを各種業務について整理していただいて、議会のほうにもぜひ説明いただきたいと思います。

質問を次に移ります。

非常勤医師の勤怠についてですが、タイムカードを管理されていないのですけれども、少なくとも事務室で管理することは可能と考えますが、考え方について答弁をお願いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

非常勤医師の勤怠管理についてお答えいたします。

非常勤医師が休暇を取得する場合、また診療時間に遅れるなどの場合、通常は事務室へ連絡が入り、外来の窓口へつないでいるところでございます。

御案内のとおり、令和6年4月から医師の働き方改革の時間外労働規制が適用されることを見据え、厚生労働省の医師の労働時間完全規制化に向けた取り組みとして、医師の在院時間について客観的な把握を行うため、ICカード、タイムカード等の導入が推奨されていたことから、町立病院に勤務する常勤医師については、医局会で了承していただき、令和2年7月からタイムカードで管理を行っているところでございます。

陣議員からは、御指摘のあった非常勤医師の勤怠をタイムカードで管理していくことも含めまして、在院時間を的確に把握するため、出退勤時間の記録を確認する仕組みを検討していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

病院については、宿題をお渡ししたということで、以上の質問といたします。

続きまして、放課後児童健全育成事業についてですけれども、現在、定員を上回っているということで、待機の児童さんがいらっしゃると思うのですが、その原因は、町内の一保育施設が本事業の休止を決定したことが大きな原因かと思うのですが、その休止を決定した時期について教えていただけますか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

一保育施設の事業につきましては、当該保育園の卒園児童を対象とした事業であり、これまで自主的に行われてきたものでございます。

その休止をするという話を伺ったのは、令和2年11月頃だったと記憶しております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

その決定を受けた後の待機が出るのが多分想定されたと思うのですが、当局の対応について答弁を頂きたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

そのことを受けまして待機児童が出るのが危惧されましたことから、その後、利用児童数の申請書とかを取りまとめましたところ、18名の児童が利用できないということが確認できました。

ただ、しかしながら、高学年18名というのは、小学1年生から3年生までを優先的に児童保育するというのでございまして、4年生、5年生、6年生の18名が利用できないという状況にございました。しかしながら、その4年生、5年生、6年生の中でも、両親とも仕事をしているとか、そういった方もいらっしゃるから、施設と協議を行いまして利用ができるように調整をいたしております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

本事業の休止によって影響を受ける児童の保護者については、どのように説明されたか、教えてください。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、定員をオーバーしたという状況がありましたことから、1年生から3年生を優先的に利用させていただくという旨を保護者の方々に説明して、御理解をいただいているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

当局も御存じだと思うのですが、待機によって実際に困っていらっしゃる御家族からの相談を受けて、本質問につながったというのは御承知のとおりなのですが、その方は、自ら放課後児童クラブの運営に当たりたいということで、当局にお話をつなぎましたけれども、結果的によい返事が得られなかったということでありまして、諸事情は理解いたしますけれども、町民が行政の一環としてサービスを継続的に提供できない——ごめんなさい。町民が受けられない状況が生じた場合は、まず直近で例えばこう期限を決めて、何らかの対策を早急に講じるというのが姿勢かなというふうには私は考えているのですが、その方から相談を受けたのは、新年度が始まる直前と。今、答弁を受けて聞いてみますと、一保育施設が本事業を休止するに至ったのは、もう昨年度の11月ということで、大体その準備期間というのはあったのかなと私は理解しているのですが、その準備を早目にすれば、早ければ、今年の夏休みには再開の見通しは立ったのかなと私は思っておりまして、ちょっと保護者さんたちの御意見をお伺いしたいのですが、高学年児童で、今、待機されている方について、再開の御要望というのはありませんか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

高学年をお持ちの児童の保護者の方からの要望等は、現在のところありませんが、陣議員御指摘のとおり、潜在的なニーズが存在することは認識いたしております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

私がおつなぎした方は、多分要望がある方かと思っているので、ニーズはないことはないと思っているのですが、3月末に福祉係へ相談に同行した際に、例えば小学校の空き教室を使って本事業を開始したいというお話もちらっと伺ったもので、調整は当局にお願いしたのですが、実際それが不可能であるということの結論になったようですが、その判断した理由についてお伺いしたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

小学校の空き教室を使った、全国的にもそういった例はございます。高原小学校に限ってですが、今現在のところ空き教室がないということで、その利用が図れないということでございます。以上でございます。

○1番（陣圭介君）

今日、教育総務課長にも町民福祉課長にも資料をお渡ししましたが、御存じのとおり文部科学省では、学校の余裕教室の有効利用、有効活用ですか、を推進していった、空き教室はないという話だったので、その一例として、放課後子ども教室というものが挙げられておりまして、その運営に当たっては、国・県それぞれ3分の1ずつの補助を受けられるということになっておりまして、開設に当たっては、施設の設置も含めてですが、子ども・子育て支援交付金を受けられる

こととなるかと考えているのですけれども、そのような検討は実施されたのかどうかについて教えてください。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

国・県によるそういった制度というのは存じ上げておりますが、先ほども申し上げましたとおり、高原小学校に限って空き教室がなかったことから、その検討はしておりません。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

既存の事業者と同様に施設の設置についても、本交付金を受けられるような気がしたので、そういった検討も必要だったのではないかなと私は思うのですよね。本現状についての質問は以上にしますけれども、高学年の待機児童解消についてお話をしてみたいです。

町内の保育施設が本事業を休止したことによって、年度当初から高学年に待機児童が生じているわけですけれども、この状況の解消について具体的に方針をお伺いしたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

高学年の待機児童の解消につきましては、共働き世帯やひとり親世帯の児童をより望ましい形で育成するためには、町内に、先ほどから申し上げておりました放課後児童クラブの拡充というのが必要であるとは考えております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

拡充の方法なのですけれども、既存の施設について定員を上げるのか、それとも新しい事業者を公募するのかという方法が考えられるのですけれども、具体的にどのようなお考えですか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

いろいろな方法がございます。既存、今、町内に4施設ございますが、その施設に余裕があるところがあれば、そういったところに御相談を申し上げて拡充する方法と、あと宮崎市などで民間事業者が参入して運営を行っているところもございます。そういったところとの協議、もしくは社会福祉協議会が指定管理で保育園等を運営しておりますが、そういった施設を利用した方法、様々な方法がありますので、今後、令和4年度になると思いますが、そういったものができるような形で、今後、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

ヒアリングの際にお話ししていたのですけれども、来年度当初から始めるに当たっては、もう準備を始めないといけないのではないかという話を伺っていて、今ちょっと話を聞くと、どういった方

向に進めていくかというのが、具体的に定まっていないような答弁だったのですけれども、いつまでに結論を出すのですか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、ちょっと遅れている状況でございますが、来年の4月1日から事業を始めるとなると、遅くても秋ぐらいには、ある程度の方向性も含めて、協議とかも含めて終了しておかないといけないとは思っております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

仮にその検討段階で、新しい施設を設置するとかなくて、補正予算なりが必要になった場合で、秋の結論じゃ遅いのではないかなと私は思うのですが、いかがですか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

確かに新たな施設を造るとなった場合に、もう多分9月では遅いと思います。ですから、検討される選択肢というのは、先ほど言いましたように、拡充する方法、民間団体に委託する方法、社会福祉協議会へ委託する方法等、いろいろあるとは申し上げましたが、その費用のこともございます。

費用がかからない形で早急に取り組める方法を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

ちょっと残念なのは、ある程度ヒアリングの段階から今日の本番に至るまでで、ある程度方針を決めてくれるものだと思っていたのだけれども、実際にはこう具体的な方向性が全然決まっていないような答弁で、これから先、運営主体とか、運営形態とか、どういった形式で公募をかけていくとか、そういうものに参加するような要件とかというのを事細かに聞こうと思っていたのですが、計画が後手後手になると、そういった部分というのも詳細に出てこなくて、例えばそこで個人の方がそこに参入したいという方とか、また団体でもそこに参入したいという方々がいらっしゃるかもしれないですが、その準備が急にできないのですよね。分かると思うのですが、ですから、早急にその検討の方針を固めていただいて、該当者なりの希望者を募っていただくなり、別の団体にお声かけをしていただくなり方針を決めないと、来年度当初からの再開って私は難しいと思っているのですよね。とにかく早くしてくださいとしか言えないので。これも相談を受けて今回一般質問をしていますけれども、答えは出ないじゃないですか。その答えを出したかったので非常に残念な気持ちです。

放課後児童健全育成事業についても以上とするしかないので、終わります。

次に保育行政についてですが、配置基準は満たしているということで理解いたしました。

保育士不足が若干生じているのではないかなという懸念があるのですが、過去の一般質問で都城市の例を挙げまして、私も独自に市役所に行って、その福祉係にお話を伺って、当局にもお示

しをしたのですけれども、保育士確保については大学への積極的な働きかけですか、を提案したことがあるのですが、実績について答弁をお願いしたいのと。また実績がない場合は、必要性がないと判断した理由についてお答えいただきたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

平成27年6月議会におきまして、陣議員からの一般質問の中で、先ほど言われました都城市が、大学と連携したセミナーを行っているという情報提供を頂いております。それに参加した方が、保育園のほうに就職されたということも伺っております。

その後、そのことの内容を都城市の担当課に問い合わせまして、その南九州大学と連携をしております、その重要な事業であるということは伺っておりましたが、現在のところ本町が南九州大学との連携はできておりません。ただ、その必要性は認識しておったわけでございますが、実現には至っておらないということでございます。

そうはいいいましても、これまでの対策としましては、宮崎県が委託しております宮崎県保育士支援センターが、就職相談や復職の支援を行っていることから、町内保育所等へのその周知を図り、センターへの登録をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

分かりました。保育士の掘り起こしにこれからも努力をしていただきたいなど。社協と連携していただくことになるかと思うのですが、よろしくお願いします。

続きまして、社会福祉協議会、これは保育士の処遇改善に関連するのですけれども、現在、指定管理者を受けていただいている社会福祉協議会においては、指定管理料の範囲内で独自に処遇改善に取り組んでいるということは存じているのですが、国の処遇改善加算が十分に得られていないというような面がないかについて、教えてください。

そういう面がある場合には、具体的にどのようなことに取り組めば、加算が得られるかについても教えていただきたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

現在、高原町社会福祉協議会のほうに指定管理しております保育事業につきましては、その中で国が示している公定価格というものがございます。その中で、そういう加算がございます。例えば、3歳児配置改善加算、休日保育加算、主任保育士専任加算といったものがございます。

一つの例といたしまして、3歳児配置改善加算で説明いたします。3歳児の保育士配置基準といたしまして、児童数20人に対して1人の保育士という国の基準がございます。これを児童数15人に対して保育士1名と基準を下げた場合に加算されるようになります。これに取り組む場合には、新たに保育士を採用しなければならないということにつながってくると思われます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

結果的に保育士不足の解消という結論に戻ってしまうので、保育士の掘り起こしに傾注していただきたいというお願いしかできないので、この点は質問を終わります。

続きまして、行政と現場との意見交換に関する質問に移ります。

現場のある職員さん方から御意見を受けて、今回質問をしているのですけれども、過去には、まだ指定管理者制度が導入されていない頃かと思うのですけれども、行政と保育所職員との間で、例えば食事会などが設定され、年に数回は、意見交換の機会があったとのことでお伺いしました。

現場の方、非常に子供さんと日頃こう対面して接していらして、いろいろなことを打ち明けたいという気持ちがいっぱいありみたいなのですが、そういう課題点とか悩みなどを、その全ての関係者がいる場面で話すことができ、職場環境、保育所、保育環境の改善へとつなげるよい機会と受け止めていらしたらしいのですけれども、保育所運営が指定管理者へと変わって以降、そのような機会がなかなか得られていないという御指摘がありますけれども、勤怠意欲の減退の可能性を憂慮すると、こういった機会をぜひ再開していただきたいと考えますが、方針をお伺いしたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度導入以前には、保育運営が直営だったことから、そのような意見交換等が行われていたと伺っておりますが、現在では行われておりません。

行政と保育現場との協議につきましては、保育所への訪問や所長会への出席などで随時情報共有を図っているところでございます。現場の声というのは非常に大事であると考えております。今後、その必要性も含めまして、指定管理者である社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

保育所訪問で福祉課が話される方というのは、恐らく所長さんだけだと思うので、その一般の職員さんも含めて、全体的にこう意見交換できるような場をぜひ設けていただきたく前向きに検討をお願いいたします。

保育行政については、以上といたします。

続きまして、保健行政に移ります。

コロナウイルスワクチン関連なのですけれども、ワクチンに余剰が出た場合に、現在はいろいろ予約をされた方を優先に案内されているということで理解いたしましたけれども、厚生労働省の通知どおり、余剰が出た場合というのは自治体それぞれで、柔軟に対応されたいという方針が出されていますので、町長はもう予約をして優先順位どおりに受けたいとお考えだというのは分かりましたけれども、例えば、現場の職員さん、学校の先生方とか、あと保育所の職員もそうですし、そうい

った方々、多人数とこう接する機会が多い方々に、例えば配慮するような考え方というのはないでしょうか。

○町長（高妻経信君）

まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

今現在、75歳以上の方に予約を頂いて、そして今個別接種で、今行っているということでございます。

今後、町での集団接種、そして県が行います広域での集団接種、こういったものをもう予定が組まれました。このことで、町内の対象者につきましては、接種が今後飛躍的に進むだろうと期待はいたしております。

そういった、スケジュールのめどが立ったという時点で、私が考えておりますのは、やはり今後、集団接種等を行ってまいりますので、そこに現場に業務として立ち会う職員、いわゆる保健師あるいはその他の職員ですね。こういった職員、いわゆるそういった方については、やはり優先すべきではないかと。本人の、看護師もそうですけれども、この接種に来られる方も安心感を持ていただくためには、まず集団接種会場での職員は優先できればなと考えております。

また、今度の集団接種は、はっきりしたスケジュールが完全に固まった段階では、どの部分を優先していくのかというのは、やはり検討すべきであろうと思っております。

町といたしましても、7月いっぱいでの高齢者の接種というのは、現在のスケジュールでは、もう既に組んでおりますので、まずはそのスケジュールどおり進めていきたいと考えております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

報道でもされていますけど、都会のほうで集団接種を自衛隊が主体になってやっている場所では、最初のほうは予約者が殺到して順次こう接種者が増えて、順調に増えていたようなんですけれども、最近はまだ無断キャンセルされて、余剰分が出てきそうな勢いだというような話もあるので、集団接種を開始する以前に、そういった検討を十分にさせていただきたいなと思います。

優先接種については、以上とします。

それから、ワクチン接種の今後の計画について、概略でよいので説明をお願いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、述べさせていただきたいと思えます。

御存じのとおり国のほうで、7月末までに65歳以上の高齢者を完了するようにと指示を頂いているところでございます。

先ほど町長の答弁もありましたとおり、この7月末までに終わらせるために、今、個別接種を行っておりますけれども、それに加えまして集団接種を考えております。

この集団接種につきましては、西諸広域による集団接種と高原町独自による集団接種を考えておりまして、現在、広域集団接種につきましては、県、小林市、えびの市と協議を行っているところでございまして、期日については、新聞報道等で御存じかと思えますけれども、6月26日と27日、そして7月17日と18日、小林市の市民体育館で執り行うことになっております。

現在、既に75歳以上の方で、予約申込みを頂いた方でまだ接種を終わっていない方々に対しまして、6月1日に御案内を申し上げたところでございます。この集団接種にお願いしますということで、お願いをいたしたところでございます。

そして、この集団接種につきましては、県のほうで医療従事者のほうの公募を頂きまして、現在その名簿が参っているところでございまして、この従事者の方々と調整、従事日時の調整を図りまして、7月に土曜日、日曜日を利用しまして、神武ホールで集団接種を計画しておるところでございます。

今後、65歳以上から74歳以下の方々に対しまして、来週6月14日、月曜日なのですけれども、県運営の集団接種、そして町の運営の集団接種の御案内をいたす予定でございます。予約のほうは、17日から受付を行うように予定でございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

ありがとうございました。コロナウイルスワクチン関連については、以上といたします。

続きまして、献血の件数なのですけれども、各種の予防接種ワクチンを受けた場合、一般的な予防接種とかワクチンでありますと、一定期間、献血ができないこととされておりますので、コロナウイルスワクチンを接種された場合に、献血を控えてしまう方々が出てくることが想定されるのですが、そうすると、コロナ禍でただでさえ血液が不足している現状において、血液不足に拍車がかかることが懸念されますので、行政としては献血の啓発に一層取り組んでいただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたとおり、一定期間に予防接種を受けた方々につきましては、献血ができないという縛りがございます。そういう中、この新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、今年の5月14日に接種後に48時間を経過しておれば、献血ができるようにということに取決めがなされたところでございますので、今後、またこの啓発を図ってまいりたいと思えますけれども、今回献血ができる年齢と申しますのが16歳から69歳でございます。この年齢幅の方が今後ワクチン接種に入ってまいりますので、そのワクチン接種の御案内をする際に、チラシ等を配布いたしまして、献血ができますよという感じで啓発を図りたいと思っております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

ありがとうございます。献血関連は以上とします。

次ですね。ヒトパピローマウイルスのワクチン関連に話題を変えるのですが、昨年12月に、4価のヒトパピローマウイルスワクチン、ガーダシルですが、の9歳以上への男性への接種が薬事承認されました。まだ任意だと思うのですが、定期接種化について欧米では随分進んでいると思うのですが、そういったものを国に要望していただきたいと思いますが、考え方について伺いたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

男性に対しまして、接種につきましては、女性を対象にいたしました4価HPVについて、国のほうが、肛門がんなどに予防する効果が現れたということで、今回承認に至ったところでございます。なお、ただ、男性の接種は任意接種ということでございまして、全額が自己負担になることになります。

今後、ワクチンの安全性とか有効性、そして男性を仮に定期接種をした場合の費用対効果とか、そういう部分につきまして、今後、国のほうで詳細に審議されるものと思っているところでございます。

そういう中で、国のほうが定期接種化をするかというふうに決められると思います。そういう流れの中から、町といたしましては、この国の動向を注視しまして、今後も見てまいりたいというふうに、今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

男性のワクチン接種が、結果的に女性ががんになるリスクを低減できるという話は、前回、一般質問をしたときに申し上げたとおりでありまして、それに加えて男性の肛門がんなどの予防にもつながるということで、効果も明らかに出ておりまして、それを含めて欧米では、定期接種化がどんどん進んでいるわけですが、以前、一般質問した際は、いまだ薬事承認されていない時期だったと記憶しているのですが、今回の薬事承認を受けて、もちろん国の動向を見ながらになるかと思うのですが、男性が任意で接種する場合に助成してあげられないかということについて、考えをお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

予防接種につきまして、御存じのとおり、予防接種法を根拠といたします定期接種と任意接種、それ以外の任意接種ということがあろうかと思います。

先ほども申しましたが、定期接種につきましては、必要な費用につきまして国から市町村に財政支援があるということは御存じかと思いますけれども、かつ健康被害が発生した場合は、国による救済制度があるところでございます。

ただ、一方、任意接種となりますと、法に根拠が、法に基づかないため、先ほども申しましたが接種費用は自己負担ということになりまして、また健康被害の救済についても、医薬品副作用被害救

済制度の適用になるということでございますので、国の救済制度と比較しまして、特に重大な健康被害が出た場合のその救済の差が生じることになろうかと考えておるところでございます。

そういうこともございまして、町といたしましては、前は薬事承認がまだということで、今回は薬事承認を頂いた、薬事承認がされたわけでございますけれども、この任意接種の予防接種の補助については、国の今後の動向とか、あと医師などの専門家の意見をこう見ながら検討をしてみたいと考えておりますけれども、今のところ、現時点、現段階では、補助のほうは考えておりません。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

はい。分かりました。このウイルスワクチン、HPVワクチンの有効性は、もう科学的に立証されているということなのですが、ワクチンの副反応だけをマスコミがこう過剰に報道したことが原因なのでしょうけれども、定期接種となっているその対象の女性が接種を控えてしまうという事象が、ここ数年来続いておりまして、結果的にその予防できる病気を予防できないという、これは二次的な被害かとは思いますが、定期接種の時期が、国からの予算措置もあって無料で受けられるのですけれども、それをその時期を逃すと、それ以降は任意となりますので、全て自己負担で多額の費用がかかるのですよね。

例えば、その報道などで接種を控えていらした方というのは、思うところでは受けたいのけれども、こういった副反応が怖いからそれを控えてしまうというような考えで、結果的にその定期接種の時期を逃してしまったという方が多数いらっしゃると思うのですよ。結果的にその接種することは命を守ることに繋がりますので、このような女性を救済する意味で、その該当者ですね、受けられなかった方への自費接種に対する助成というものが、命を守るという観点で必要なのかなと考えているのですけれども、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

陣議員の御指摘のとおり、国のほうでは副反応の問題ということで、予防接種の積極的な勧奨を控えている状態ではございます。そういう中ではございますけれども、本町におきましては、このHPVワクチン接種につきましては、平成25年4月からなのですけれども、予防接種法に基づく定期接種ということで推進しており——行っておりまして、この対象者につきましては、小学校6年生から高校1年生の女子ということになっておりまして、本町では、中学校1年生の女子に対して個別に接種の案内をいたしているところでございます。

また、陣議員のお話にありまして、定期接種内に接種できなかった方への費用の助成ということでございますけれども、現時点では、国のほうもその財政措置については、行う状況ではないとお聞きしているところでございまして、町といたしましては、先ほどの男性接種の部分でも申し上げましたとおり、この補助開始につきまして、同じ答弁になろうかと思っておりますけれども、国の動向とか、そういうのを勘案して検討していく必要があるかと思っております。

ただ、なお、今現在、国が積極的勧奨を控えている状況ではございますけれども、情報によりますと、日本産科婦人科学会ですか、こちらのほうがHPVワクチンの積極的勧奨の一刻も早い再開に向けてということと、あと、その接種期間内に年齢を超えてしまった女子に対しましての措置について、国のほうに要望書を提出されているようでございますので、そこ辺の動向も注視しながら、今後の推移を見守っていきたいと思っております、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

分かりましたけれども、財政的な面もあるかと思うのですが、国の動向を見なきゃいけない面もあるかと思うのですが、きのう、ちょこっとある記事を見たら、定期接種を受けられる最終年度というのが、高校1年生かと思うのですが、その高校1年生の女子に、最後、この年、年度内に接種すれば無料で受けられますよということで、今年度が最後になりますというような案内を出して、積極的ではないけれども、その接種を勧奨しているような自治体もあるみたいなので、その辺りも参考に今後の取組につなげていただきたいと思います。これは要望として受け止めていただきたいと思います。

以上で、保健行政についての質問を終わります。

最後は経済対策についてですが、いろいろ県が全ての業種を対象に寄附金ですか、10万円の検討に入ったということなのだと思いますけれども、私は、緊急事態宣言に入る前に、県独自のこの宣言というのは、国のまん延防止等重点措置に基づかない独自のものであって、その決定に当たるオンライン会議ですか、県知事からの説明に終始したのかもしれないと思いますが、その会議に町長も出席されていたことと承知しているのですが、そういう県独自の緊急事態宣言の発令に当たって、経済対策など町として県に何かしらこう発言すべきだったのかなというように、終わってしまっていますけれども、こういった意見を述べられたのかというところがちょっと気になりまして、何かおっしゃったのであれば、その点をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

5月の9日のウェブ会議のことであろうかと思います。簡単に流れを申し上げますと、県のほうでは、専門家を入れました対策会議をまず開き、そして県内の26市町村等の首長とのウェブ会議の意見交換を行って、そして対策本部会議で様々な事柄の決定をするという段取りなのだと思いますけれども、5月9日にありましたウェブ会議を私も参加をいたしました。

この日には、県独自の緊急事態宣言の発令のこと、それと宮崎市へのいわゆる飲食店の時短営業の要請、こういったものが主な内容でありました。

当然、その際には多く出ましたが、やはり宮崎市の近辺の西都市とか綾とか、当然時短の要請区域に入っておりませんので、やはり宮崎市と同様の支援措置を取っていただきたいという意見は、そういう意見は強く出たところでありました。

私は、ウェブ会議での発言は、その日はいたしませんでしたが、その後、同日、ウェブ会議が終わりましてから、町村会長のほうに、いわゆる時短要請区域だけではなくて、県が自粛要請を求める、外出自粛を求める以上は、当然飲食店には影響があるわけですので、やはり県下全域、宮崎市以外にも何らかの支援をお願いしたいと、町村会長にそういったお話をしたという経緯がございます。

その後の県の政策調整監と、今回のコロナ対策に当たられている方なのですけれども、そちらのほうからまた電話がありまして、総務省の方なのですけれども、やはり今その時期、国内緊急事態宣言を発令して、国の緊急事態宣言を発令されている県等もございましたので、やはりそういう国が規制をするものでないと支援の対象にはならないという返事だったのですけれども、またその後、知事等とも協議をされたようなのですけれども、結果的には、県内、高原町以外からもそういった声が出ていたようで、結果的には、宮崎県議会ですういった県での支援を県内全域に行うといううなことが決定をしたということでございます。

今回の今議会で補正予算も計上いたしておりますけれども、町といたしましては、県が支援を行います10万円に上乗せをして、これは西諸管内で一緒に取り組もうということなのですけれども、上乗せをして、より厚い支援をしようということで、また補正予算も計上いたしているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

通告書を出したのが、そういった支援の新聞報道の前だったので、対策はもう打たれていたということが、もう新聞報道を見て分かったので、ここはもうそれまでにしますけれども、今後の経済対策をこれから考えていかないといけないと思うのですよ。減収対策は、それで一定の事業としてやっていくのかもしれないですけど、今後の経済対策についてどうお考えなのか、商工業、それから畜産業、それぞれについてお考えがあると思うのですけど、どのような考えか、答弁を頂きたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、このコロナ禍でございますけれども、現状を見ても非常に厳しい状況でございますけれども、去年から始まっている影響も勘案しなきゃいけないと思っております。それを考えますと、飲食店以外の方、今回の緊急事態下でおきまして、外出自粛ということを行ったということになりますと、幅広いところで影響が出ていると考えております。

本町におきましては、まずこれは県下ほぼ同一でございますけれども、商品券の発行をまず6月に行います。そして7月をめどにおきまして、今の上乗せ助成等もできればと考えております。

さらに本町におきましては、この影響を幅広い年齢層からも支援してもらおう、あるいは町外からも、お金の流出、入れてもらおうということで、キャッシュレスの導入も考えて、年次的、月ごとにフォローをしていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

農業分野の影響について、今後の経済対策についてお答えいたします。

農業分野につきましては、全国各地での緊急事態宣言発令によりまして、肉用牛、花き等が、飲食店の時短営業やイベントの中止等により、消費減退の影響を受けております。

本県の緊急事態宣言につきましても、全国各地での緊急事態宣言発令と同様に、飲食店の時短営業やイベントの中止等による農畜産物の消費減退といった影響を受けているところです。

今のところ、昨年度のような大きな価格下落には至っていないところなのですが、今後につきましては、生産者組織や県、JA等の関係機関とも意見交換を行いながら、必要な対策を講じていきたいと考えております。

また、その際につきましては、国・県の事業の活用により、財源の確保を図りながら、農家の経営継続というところを第一に見据えまして、対策事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

お願いしますとしか言えないのですが、今、産業創生課長がおっしゃっていた商品券だとか、そのプレミアムをつけたそのキャッシュレス事業ですか、そういったものって、結局行政からも本来であれば税収となっていた部分を、そこを支出してプレミアムに載せているわけで、財源が非常に判断の難しいところで、私は、どちらかというところ、その一過性の消費については否定的な見方をしているのですが、継続的に消費喚起していくとか、その消費を促していく、同じことですが、消費喚起していくようなやり方——やり方のほうで、予算じゃなくて、やり方のほうで、今前後に座っていらっしゃるの、例えば、農畜産物をどうやって売っていくとかという連携とかってできると思うのですよ。そういった話合いってしていただけないのかなと思いますけど、いかがですか。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

今ございましたとおり、今回の対策につきましては、コロナの国から行われています臨時対策交付金、こちらを有効活用しようということで、そちらが充てられる事業を主にして、こういう消費喚起策を打ってまいりました。ただ、今行っておりますのは、それが次に広がる波及するための最初の投資と考えておりますので、今後は、今物産と観光を中心にした組織を今考えております。

そこで、農産物・物産、こういう事業者ごと、あるいは品物ごとを結び付けて付加価値を生む。そして商いの流れ、商流を町内で構築しようという方向に力を注ぎたいと思っておりますので、今後はそちらのほうに、いろんなところと連携するということ。そして後は外部からも意見を聞きながら、その流れをつくっていききたいと思っております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

私の質問は、後ろに座っていらっしゃる内部との連携も図っていただきたいという質問だったのですけど、もう一回お願いします。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの陣議員の御質問にお答えいたします。

現在は、その今物産確保についても、役場内の若い方々、もちろん各課にまたぎまして、ワーキンググループというのをつくろうということで職員の募集をいたしました。そこでの会議を毎月今のところ開きまして、来年度2月ぐらいには、そのような形を役場内部で提言する、発表する場を設けて、とにかくみんなで話し合いをして一丸となって頑張っていこうというような、今、研究づくりも行っておりますので、その中で反映させていければと思っております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

分かりました。最後になるのですけれども、事業者の救済を目的とした各種国の事業が昨年度から始まっていて、本年度は終わりを迎えるものも結構多かったのですけれども、そういう国の各種事業について、期限がもう過ぎてしまってから当該事業を知ったということの声を大分耳にするもので、大分私にもきついことをおっしゃる方もいらして、案内が私も手薄だったかなというふうな反省を込めて謝っているのですけれども、ただ、この国が主体となっている事業について、どこまでこう町が事業者へ周知すべきかというところについて、どこまで、どの段階まで必要性を感じていらっしゃるかというところを、まだ私の中で整理されていないので、どのようなお考えかを教えていただけますか。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

今、陣議員からございますとおり、国の事業については、本町におきましてもそれぞれ区長さん方に通じての文書配布というようなことはしているのですけれども、確かにお話がありましたとおり、この期限というのが、例えば新聞・テレビ報道だけでやられている部分があります。

また、国は、非常に陣議員も私どもにアドバイスを頂いたのですけれども、そのネットを中心にするものですから、説明の文書も膨大、そして要領・要綱も膨大、それを見てくださいといっても、見られる媒体がまだないのですよね。ですから、陣議員からアドバイスを頂いたように、私どもも要領・要綱をプリントアウトして役場のほうに備え置くなどということをして、各種補助事業を媒体に紹介はさせていただきました。

ただ、今後は、今、お話がありましたとおり、皆さんに周知を図る場合は、やはり紙媒体になりますけれども、区長会を通じての回数を増やすとか、あるいは今地域メディア、例えばBTVとかございますけれども、そういうところへ流してもらうとか、あるいはそれぞれの事業者が加入している例えば組合団体がございますので、そういうところ、あるいはもちろん商工会とも連携して周知をちょっと多くしていかなきゃいけないなと、今回の御質問を頂いて考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

国はペーパーレスだとか、デジタル化だとか言いながら、結局市町村にそういった事務が、市町村事務じゃないですけど、そういった事務のこう一躍を担う一番の基礎自治体に対しても、そういう結局ペーパーレスじゃないし、デジタル化じゃないのですね。だからその国から例えば市町村にこう下りてくる文書にしても、例えばもう少し簡略化して、申請者に分かりやすいものをセットでくださいとかいうことをこれからお願いしていかなきゃいけないのかなと今聞いていて感じました。それから、もう質問項目を終わってしまったのですけれども、最後に町民の方から1点だけ、ワクチン接種について要望を賜っていたので、そこだけ御紹介します。

コロナウイルスワクチンのスケジュールなどの案内がなかなかこう目につきにくいようで、大体年齢幅とか、どういった方が対象になるかとか、いつからいつまでが期間なのかという部分がなかなか目につきにくい方で、当然こう御高齢の方なので、そういったデジタルの媒体というのは御覧にならなかったりとかする方で、ちょっと体に障害をお持ちなので、なかなか外にも出られない方からの相談だったので、そういった方々にもこう配慮して案内等を出していただきたいなという要望を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、5番、温水宜昭議員。

○5 番（温水宜昭君）

〔登壇〕

私は、令和元年12月議会において庁舎リニューアル問題、令和2年3月議会では高原町公共施設等管理計画、また、令和2年6月議会から4回続けて新型コロナウイルス関連の一般質問を行い、町当局からは的確な答弁を頂いておりましたので、今回は、その後の推移と町民の声を基に、さきに通告いたしました、大きく前項の3つのテーマで質問を行います。

まず、庁舎リニューアルについてお尋ねします。

今年4月、宮崎県内で唯一高原庁舎が耐震化へ向けた取組が進んでおらず、時期のめども立っていないとの報道があり、町民の中から、町財政の厳しさは理解できるものの、防災拠点としての役割等を考えると建替えの時期に来ており、計画立案を進めるべきではとの声も聞かれておりますが、町長のお考えを壇上からの質問とし、高原町公共施設等管理計画と新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては自席より全て質問をさせていただきます。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

温水議員の御質問にお答えいたします。

ただいま大きく3つの御質問をお受けしたところであります。

まず初めに、庁舎リニューアルについてお答えいたします。

庁舎の耐震につきましては、耐震補強工事の実施設計まで進めておりましたが、役場庁舎の建材にアスベストが使用されていることが判明し、工事方法の変更等により事業費が倍以上になったことなどにより、耐震補強工事は断念したところでございます。

これによりまして、耐震基準を満たすには新庁舎建設しか方法がないというような判断をいたしました。

役場庁舎は防災拠点の中心的な施設でありますので、本町の課長等で構成しております公共施設等検討本部会議において、庁舎建設についても検討を進めるように指示を出したところでございます。

なお、他の自治体における庁舎建設の流れを見えますと、構想から完成までに5年程度、あるいは、それ以上の時間を要しているようでございます。

本町におきましても、議員の皆様をはじめ、住民の意見も十分取り入れながら庁舎建設計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○5番（温水宜昭君）

次に、本町の新庁舎への取組方への再検証をしていきたいと思います。

日之影庁舎が今年新築をされておりますけれども、5年前の熊本地震を機に耐震診断を実施したところ、耐震補強工事もできないほど老朽化していると。また、熊本県の宇土市役所においては、耐震診断を行ったところ、震度6強の地震で被災するであろうという報告がなされたようでありますけれども、本町においても平成25年に耐震診断を行っておられますけれども、その時点でそういう数値的なものとかがもしあれば、お伺いをしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

耐震の判断につきましては、複数の指標がございますが、一般的なもので説明させていただきます。

まず、構造耐震指標と呼ばれるものがございまして、これをI_sという数字でございすけれども、これが構造耐震判定指標、これをI_{so}という値で呼びますけれども、要は、I_sがI_{so}以上であれば安全とされる基準がございます。

耐震診断法のうち本町の庁舎につきましては、2次診断の対象ということで、2次診断で実施しております。一般的な建物では、2次診断法の場合は、I_{so}が0.6以上求められるというものでございます。

この0.6という数字は、1968年の十勝沖地震及び1978年の宮城県沖地震で被害を受けた鉄筋コンクリート造建築物の第2次診断の結果を比較した経験から導き出されたものでございます。ただし、公共施設につきましては、これ以上の強度が求められており、本庁舎の基準はI_{so}でいいますと0.7でございます。

耐震診断の総合所見におきましては、1階から3階のI s 値が判定値のI s o 0.7を下回り、耐震性能が低く補強が必要であるとの診断を受けたものでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

基準については理解をいたしましたけれども、その段階で、平成29年8月議会の全協で、庁舎耐震工事方針の報告をされたようであります。

耐震補強工事に約3億円、新築の場合は、小林の市庁舎を参考にして大体12億円という報告を以前受けたわけでございます。この時点で、耐震工事の3億円というお金のめどはあったのでしょうか、お伺いをします。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

公共施設の耐震化事業につきましては、緊急防災・減災事業に該当しますので、緊急防災・減災事業債の対象となるものでございます。

緊急防災・減災事業は、充当率が100%、交付税参入率が70%ということで、大変有利な起債でございます。

庁舎の耐震補強工事だけであれば、財源のめどはあったということでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

次に、平成30年の10月15日で、耐震補強工事の見積額が、先ほど町長が申されましたように、アスベスト等の除去等に関して6億3,260万円の費用額を報告されております。

令和元年の12月の定例議会で高妻町長が建替えの方針ということを表明されて、町民の中ではあつぱれな判断であったという評価を聞いております。

要は、先ほどの町長の答弁では、建替えのほうにという説明がありましたけれども、主な原因は、耐震から新築建替えに至った最大の原因は、先ほどの答弁の中での理解でよろしいでしょうか。再度お伺いします。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○町長（高妻経信君）

最後の温水議員からございました建替えの、やっぱり方針を変えた経緯といたしますか、そういった御質問でございました。

先ほど総務課長の答弁にもありましたけども、まず、この理由といたしましては4つ上げられるのではないかと考えております。

1つ目が、先ほど、今、温水議員の御質問にありましたように、補強工事をした場合、仮庁舎あるいはアスベストの除去工事、こういったものを含めて、当初の倍以上の約6億4,000万円程度の費用がかかるということが分かったということ。

それと、耐震補強工事を実施しております、庁舎は本体がコンクリート造でありますけども、この耐震工事を補強しても、いわゆる本体のコンクリートそのものの、言わば耐用年数といいますか、そういったものが、そのコンクリートそのものの強度が増すということはないわけでありまして、10年程度で、また、その後も建替えの必要が出てくるのではないかと。いわゆる、もう築60年で、一般的に言いますと、コンクリート造の寿命と、いわゆる耐用年数ということになっているようにございます、そのこと。

もう一つは、給水施設、こういったものにつきましては、もう既に耐用年数を過ぎていているということ。

それと、4つ目でございますけども、当時の計画によりますと、いわゆる執務室内にかなり大きな鉄骨枠付きのブレース、こういったものを設置しなければならないということ。

これによりまして、執務室の面積が非常に減少をするということで、職員の執務にかなり大きな影響も出てくるという、このような、主に、この4つの判断でいたしたところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

結局、耐震工事を行う計画であったけれども、建替えの方向に変えたということでもありますけれども、それは理解できるところでありますけれども。

これは通告をしていませんので、今までの庁舎にかかったこういう耐震等の経費とか、その辺もあるとは思いますが、これについてはもう通告をしていませんので、もし分かれば教えていただきたいのですけど。もし分からなければ、また後でお聞きしたいと思います。

次に、今後の新庁舎への取組の方向性についてでありますけれども、耐震診断から8年が経過をしたわけでありますけれども。

先ほど、公共施設等、委員会ですか、そっちのほうに町長の答弁がありましたけれども、いつ頃を、もう既に指示をされているのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

庁舎建設につきましては、内部の組織でございます公共施設等検討本部会議におきまして、5月28日開催いたしましたけども、その際に、ただいま申し上げましたように、建設に向けた計画、こういったものの指示をいたしております。今月中に、庁舎建設部会が始動をするということも伺っております。

この公共施設等検討本部会議の中では、技術的、専門的知見を踏まえた議論を行った後、次に、高原町公の建物等整備検討委員会、これは、町民を中心にしました委員による委員会を立ち上げまして、その中にまた御意見を頂戴した上で事業を進めていくというような計画でございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

検討本部については、副町長をトップにされていくのだろーと思いますけれども、実際、民間を入れた整備計画ですか、その辺においては、大体時期的なものめどとか、そういうものはおありなのでしょうか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 1時27分 休憩

午後 1時27分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○副町長（横山安博君）

温水議員の御質問にお答えいたします。

こういった、いわゆる公共施設を造る場合に、大枠で申しますと、基本構想の策定、そして基本計画の策定、そして基本設計、実施設計、そして工事着工という大きな流れになるところでございます。

その基本構想の段階におきまして、私ども、今、この公共施設等の検討本部、私が会長でございますけれども、これを5月28日に開催をいたしたところでございます。

そして、6月3日に、庁舎の専門部会といいましょうか、庁舎に関わる専門部会、そして、学校建設に係ります専門部会、この2つの専門部会を今後立ち上げて、それぞれ基本構想に係りますたたき台、こういったものをつくる予定にいたしているところでございます。

その中で、基本構想の策定に係ります中で、いわゆる外部の意見を聞く、あるいは、専門的な見地からのこのコンサルの専門性といいましょうか、こういった専門的な見地を拝借すると、そういった構想をつくり上げていく予定にいたしているところでございます。

その結果、今度は町長のほうに、検討本部でこの構想をつくり上げますけれども、それを町長のほうに報告いたし、そして、その後、公の建物等整備検討委員会に諮問をいたして答申を頂くというのが一つのこの基本構想の流れでございます。

これができるならば、年度内の早い時期といいましょうか、1月中にはこの答申を頂きたいとそうのように考えているところでございます。

したがって、令和4年度につきましては、先ほど申しました次のステップ、いわゆる基本計画の策定に向けての予算等をお願いすることになるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

分かりました。年度内をめどにということでお伺いをいたしました。

この流れを見ますと、慎重といいますか時間的には結構かかるものだなと、素人考えでありますけれども、それだけ重要な案件ですので、これだけの検討も必要なのかなと理解はいたしております。次に、本町で言えば、先般、「火山の麓で暮らしていく」の記念誌あるいは町報にて、南海トラフ地震発生時は震度6弱を想定し、防災意識の高揚に努められるようにということでされておりますけれども、私がお聞きしている中では、災害対策本部、これについてはほほえみ館のほうでというふうに思っておりますけれども、実際、例えば、地震のときは、ここは耐震性がないから、ここに本部は置けないだろう、台風のときは大丈夫かというような感じになろうかと思うのですけれども、その辺の区分けといいますか、そういうものがもしおありであれば、ちょっとお伺いをしておきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

本町の地域防災計画がございますけれども、その中では、災害対策本部の設置場所は役場庁舎総務課内とするが、庁舎の被災状況に応じて代替場所を高原町総合福祉センターほほえみ館とすると記載がされておるところでございます。

したがって、役場庁舎が被災して使えなくなった場合、あるいは、長時間の停電等で業務ができないような場合、ほほえみ館のほうに災害対策本部が移るということでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

被災の状況という判断はなかなか難しいと思うのですよ。町長がもう、これは、役場は危ないからほほえみ館にという指示があれば別でしょうけれども、そういう規定というのが曖昧と言ったらいかんでしょうけれども、今、課長が言われたあれでは、判断がなかなか難しいのかなと個人的には思ったのですが、その点はいかがでしょう、町長。

○町長（高妻経信君）

自然災害が発生した場合、様々な状況が予想されるわけですけども、火山噴火なのか地震なのか大雨なのか。それと規模、そして、台風等の単発的なものなのか。あるいは、地震であれば余震等が継続するという場合もあるかと思えます。

ですので、本来は役場庁舎がそういう防災拠点になっているわけですので、今、私が言いました災害の状況を、やっぱり判断してほほえみ館に移すのか、あるいは、役場内での対応にするのか、それは、やはり、その状況を見ざるを得ないだろうと。

したがって、この防災計画の中、どういった場合にほほえみ館に移すということは、明記するのは難しいだろうと考えております。

○5番（温水宜昭君）

職員さんの素早い対応というか、それに期待するしかないのかなという気持ちでおりますけれども、ほほえみ館も災害対策本部用として非常発電機等を設置されましたけれども、ほほえみ館の場合は避難所も兼ねた形になろうかと思います。そういう場合に、スペース的なものとか、その辺が果たしてどうなのかなという疑問があるのですけれども。もちろん、そういうものも検討された中での計画だと思いますが、それについて、もしあれば、教えていただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問で、ほほえみ館が、確かに、これまで新燃岳が噴火の際、あるいは台風、そういった場合に避難所にもなっております。

今回、新型コロナウイルスの感染の懸念もあるというようなことで、そういった避難者をできるだけ接触させないような、そういった備品の購入も行っておりますけれども、やはり、そういった、いわゆる避難所と防災拠点となった場合、それは、神武ホールのほうもございまして、そういった機能を判断しながら、両面から使っていくということになろうかと思います。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

庁舎問題の最後になりますけれども、日之影庁舎が約23億円、門川町が30億円、多額の建設費用が本町においても予想されるわけでありまして、様々な総務省なんかの助成とか、小林なんかは合併特例債とかその辺を使われたみたいでありますけれども、実は、大分県の津久見市が、庁舎が古くて寄附を募っているというのが以前テレビで報道がありまして、ちょっと調べさせてもらったのですけれども、老朽化庁舎のお化け屋敷、何かそういう自虐PR動画を配信して、そういう寄附を募っているということを聞きました。

津久見市役所のほうにちょっと問い合わせしてみたのですけれども、庁舎の新築の寄附は返礼がないようなのですよ、1万円ということで。だから、ふるさと納税に特化したというか、その中に入れて寄附を今募っているというようなことでありましたけれども。

本町においても、ふるさと納税制度、以前質問させていただきましたけれども、その中にそういう庁舎新築に対する項目とか、そういう部分も、もし入れられてできるのであれば、そういうのも検討されてはどうなのかなと思いました。

それで、本庁舎においては築まだ48年、48年というか、さっき町長が言われましたように、耐久年数からすれば60年ですので、もう少し時間的なものはあるのですけれども、平成12年に増築をされ、エレベーター等も増築されたということで、耐震的な面からすれば、やはり全然不安がないという建物ではないと感じております。

町長も建設課長を歴任されておりますので、半プロと言ったら失礼ですけども、そういう部分から、今後、その辺について取組方の考えがあれば、急いでというわけにはいかんでしょうけれども、その辺は再度伺いして、庁舎については終わりたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問で、まず、財源のお話がありました。今後、公共施設等検討本部会議の中でも、特に5つの建物について中心に検討を進めていくということにいたしております。その中でも、私といたしましては、学校、庁舎、この2つを、やっぱり最初に取り組むべきであろうと。特に学校につきましても、小学校によりましては、庁舎建設前に建設されている学校もございます。

当然、学校になりますと、統合再編こういったものを、あるいは、学校そのものの教育の在り方、様々な面から検討も必要になってこようかと思えます。

今回の御質問の中で、後ほどお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり今申し上げました5つの建物の中で優先順位をつけ、そして、財源確保につきましては、それぞれの建物、機能によりまして補助金がつくのか、起債があるのか、そういったものも、財源もそれぞれ変わってまいります。そういったことも当然含めながら計画を進めてまいりたいと。特に庁舎につきましては、なかなか財源確保が難しいというのがございます。

ただいま温水議員からありましたように、寄附を集める、いわゆるふるさと納税、そういった寄附をお願いしていくということも一つの財源確保の道であろうと考えております。御提言どうもありがとうございました。

○5番（温水宜昭君）

次に、高原町公共施設等総合管理計画について質問をいたします。

平成30年に、益本一博前議員が公共施設等管理計画について質問をされておりますけれども、そのときの答弁で、令和2年度までに、個別の施設計画を策定予定ということで答弁をされております。そして、計画の財政等の分析も行ったということで答弁をされておりますけれども、それを受けて、個別施設計画の作成状況についてお伺いをしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

まず、高原町公共施設等総合管理計画につきましては、今年度が見直しの年度となっております。また、御質問にありました個別施設計画につきましても、当初の計画から遅れておりますが、今年度策定することで、その策定業務委託料を当初予算に計上させていただいているところでございます。

なお、通常は、各施設における個別施設計画ごとに総合管理計画の見直し作業を行うこととなっておりますが、今回、個別施設計画策定と総合管理計画の見直しを同時進行で行う計画にしております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

平成29年の3月の計画策定においては、施設数が75という数字が上がっておりますけれども、現在も変わってないのでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

対象となります施設の数でございますけども、現在、庁舎や小中学校など79施設を対象にしております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

4施設増えたということで理解してよろしいのですか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

減少した施設もありますし、増えた施設もあって、トータルで増えた、5施設増えたということでございます。

○5番（温水宜昭君）

次に、公共施設等の検討委員会の活動要件については、先ほど副町長のほうから答弁がありましたので、検討された施設の数については今後ということでよろしいですか。

私は、平成22年の3月に一応一般質問させていただきましたけれども、その当時は、検討委員会のほうに上げてというような答弁を受けたのですけども、その後、施設によって、検討された施設があればお聞きをしたいと思いますが。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

現在、庁舎、学校、中央公民館、保育所、体育館の5つの施設について検討を行っているところでございます。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

ちょっと早かったので分からんとですけども、ちょっとよろしいでしょうか。庁舎と学校と中央公民館は分かって、保育所っち言いやった（保育所と言われた）ですかね。あと一つ。

○総合政策課長（馬場倫代君）

失礼いたしました。庁舎、学校、中央公民館、保育所、体育館の5つの施設でございます。失礼いたしました。

○5番（温水宜昭君）

今の中で体育館のお話が出てきたのですけれども、私の知る限りでは、平成28年の3月に、体育館の総合基本計画ですか、平成27年度高原町総合体育館建設基本計画は……。

○議長（温谷文雄君）

温水議員、マイクに入るように話ししてください。

○5番（温水宜昭君）

平成27年度高原町総合体育館建設基本計画策定業務報告書というのを出示されておりますけれども、これとはまた別になるのですか。私はいきさつが分からんものですから、結局、この報告書というのは設計事務所が出されていますので、設計に入るまでの基本計画だと思っているのですけども。

実際、今、実行はされていないのですけれども、この辺のいきさつがもし分かればお尋ねしたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

平成27年度、詳しくは平成28年3月に、高原町総合体育館建設基本計画を策定している御質問だと思いますけども、この計画作成に至った経緯や費用ということによろしいでしょうか。経緯、計画策定の費用や。

順を追って説明いたしますが、当時の町長より、平成24年11月13日付で、高原町公共施設等整備検討委員会に対しまして、現存町立体育館等の社会体育施設の老朽化に伴う安全対策の確保等について諮問いたしております。

検討委員会では、総合運動公園内に総合体育館を建設することについては、既存社会体育施設の老朽化、安全性の確保、スポーツ合宿事業の推進等の理由から妥当と判断いたしております。これを受け、町は、平成25年に高原町総合運動公園整備基本構想を策定しております。

平成26年6月の一般質問において、町長が公約として総合体育館の建設を掲げ、既存体育館の機能集約と新たな機能の付加を目的とした屋内スポーツ・レクリエーションの活動拠点プラス防災拠点、避難所として位置づけて整備していく考えであると答弁をしております。

平成27年3月23日に、高原町公共施設等整備について公共施設等整備検討委員会より、町長に対しまして、総合体育館建設については、総合運動公園北側未共用地に可能な限り早期に整備必要があると答申がなされました。

答申を受け入れた町は、平成28年3月に、先ほど温水議員が申しました高原町総合体育館建設基本計画を策定しているものであり、策定費用は534万6,000円です。

しかしながら、建設には至っていないわけですが、平成28年において、歳入の4割を占める普通交付税の減額が大きく、また、高原病院の急激な収益の悪化による対応をはじめ、各分野において優先的に取り組む諸課題への対応等から、当初計画での事業着手は困難であると判断いたし、改めて優先順位を見直すこととしたいということを議会に説明いたし、現在に至っておるところでございます。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

経過、政治的な判断もあられたんだろうとは思いますが、一応こういう立派な計画も策定をされております。今後、こういう、この計画についてはまだ死んでいるわけではないでしょうから、今後、可能性とすれば、もし総合体育館等の建設等の話が出れば、これを基準にということはできると思うのですけども、それについては大丈夫ですよね。例えば、こういう基本計画を基に、今後そういう総合体育館の話でも出てきたときは、これが基準になるというか、それについてはいかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

総合体育館の件につきましては、ただいま教育総務課長が経緯を申し上げたところでございます。その後の、私が就任をしましてから、この総合体育館について、改めて議員のほうから、総合体育館の考え方について御質問をお受けしたことがあります。

私は、その際、やはりこのスポーツ人口の減少をこういったもの、それと、やはり、この大きな施設、これは広域的な利用というのもあります。そういった理由をもって、私としましては、この総合体育館の建設についてはやらないと、凍結という答弁をいたしました。

しかし、今現在、社会体育部を中心に、体育館はございます。全て老朽化しております。そういう中で、今後、公共施設等検討本部会議の中でも、先ほど総合政策課長が言いましたように、体育館も改めて検討をしていくということになります。

今、温水議員のほうからお示し頂いた基本計画、これはあくまでも総合体育館に向けての計画であります。

しかし、今後新たな体育館の計画を立てる際には十分参考にはなるだろうと。やっぱり生かす分はあるのではないかと考えておりますので、また、それは費用もかけている傾向でございますので、活用できる分は活用していかなければならないだろうと考えています。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

これに関連した質問でありますけれども、体育館はもう耐震工事は済んでいるのでしょうか。

○教育総務課長（末永恵治君）

町民体育館そして分館、そして旧高原中学校を社会体育施設として、今、活用しておりますけれども、耐震診断を行ったのは町民体育館分館のみでございます。

○5番（温水宜昭君）

分かりました。やはり町民が利用する施設とすれば不安はないのかなと個人的には思いますけれども。対応はまた協議されていくことだろうとは思いますが。

私はもう正直言いまして、庁舎以外の施設についてはもう耐震化が終わっているのかなと思っていましたので、体育館についてはそこまで、中身まではちょっと調べてなかったものですから、私の勉強不足で申し訳ないです。

次に、公営住宅長寿命化計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

平成26年度に長寿命化を図るべく住宅として208戸の管理戸数が上がっておりますけれども、現在の住宅数について、まずお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

温水議員の御質問にお答えします。

現在、広原定住促進住宅を含め208戸を管理しております。その中で、入居者戸数は160戸でございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

ありがとうございます。その当時の一応計画の中で、維持管理予定戸数が172戸、修繕対応戸数が114戸、改善対応数が58戸ということで、建替えについては一応24戸、用途廃止予定戸数、これが12戸ということでありますけれども、現在において、この数字に変わりはないのでしょうか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

温水議員の御質問にお答えします。

平成26年3月の高原町公営住宅等長寿命化計画におきましては、狭野住宅1戸、村移住宅1戸、柳町団地10戸の合計12戸を用途廃止するとしているところでございます。

現在、平成28年度におきまして、狭野住宅と村移住宅を解体し、令和2年度に、柳町団地3棟のうちの1棟2戸を解体したところでございます。

今後、柳町団地2棟、あと8戸につきましては、入居者の退去により随時用途廃止を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

解体された住宅の敷地はそのままということによろしいのでしょうか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

狭野住宅と村移住宅につきましては、一般財産のほうに動かしているところでございます。

○5番（温水宜昭君）

今のお答えでありますけれども、土地については売却予定とかそういう考え方でよろしいのでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

行政財産から普通財産のほうに移管しておりますので、売却は可能となっております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

次に、160戸ということでありましたけれども、年間の家賃収入と公営住宅に係る年間の維持・修繕等の費用がお分かりであれば、お尋ねしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

温水議員の御質問にお答えします。

令和2年度の家賃収入でございますが、現年分と滞納繰越分を含めまして3,827万100円となっております。

令和2年度の修繕費につきましては、鹿児島山団地58の1の屋上防水工事等を含めまして、554万1,902円を支出しているところでございます。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

今の御答弁をお聞きしますと、家賃収入が3,827万円、維持・修繕で554万円です。よろしいですね。ということは、家賃の中では修繕とかその部分については賄えているという考え方でよろしいでしょうか。

そして、それはある程度貯蓄じゃありませんけれども、ためても将来の維持管理に使っていけるのだらうと思いますけれども、そういう考え方でよろしいのですかね。

○建設水道課長（入佐和彦君）

温水議員の御質問にお答えします。

収入に対して支出の分が、相当なお金が残るということだらうと思うのですが、これには、今までかかった建設費用の償還がございます。だから、3年度の予想では3,000万円ぐらい償還する予定でございますので、なかなか積立では厳しいところでございます。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

分かりました。

次に、今後の公営住宅の在り方の考えについて伺いをしたいと思いますけれども。

長寿命化計画については、令和5年度までの計画になっておるようでありますけれども、今後、町として、公営住宅の在り方について基本的に、先ほどの建替えの中には二葉団地が上がっておったのですけれども、実際、今、入居をされておられる方もあったり、その方が移動するということになれば、家賃等の絡み等で難しい部分もあろうかと思えます。

町の人口ビジョンによると、令和42年で4,100人ぐらいの人口も示されておるようでありますけれども、住宅供給の在り方といいますか、確かに、家賃等の低額な部分を提供するという基本はあろうかと思えますけれども、今後は、ある程度残したりとか解体したりとかいう部分も出てくると思うのですけれども、そういう考え方の下に新しい、令和6年から、また新しく造られていくと思えますけれども、その辺の基本的な考えがおありになれば、お聞きしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

公営住宅の今後の考え方といいますか、そういう御質問だらうと思えます。

先ほど答弁でございましたけれども、入居率が非常に低くなっています。160戸入居で七十七、八%の入居率だと思われそうですが、建設課におりましたけれども、その当時は入居者が多くて、くじをもって入居者を決めるというような時期もございました。

やはり、その当時は、若い世帯が入居して、そこを本拠地にしながら家庭を築いていくと、そういった流れが一つの公営住宅の役割でありました。そのことで、少子化対策、定住、そういったものに役割を果たしてきたのだらうと思いますが、しかし、近年では、やっぱり入居者を見てみますと、高齢者、特に独り住まいの高齢者の方、あるいは生活保護の受給者の方、こういった生活に困窮されている、あるいは、家が確保できない方、そういった方が多くなっているようでございます。しかし、それでも需要が減っているということを考えますと、やはり町全体としては、公営住宅は縮小をしていく方向であらうと思っております。

しかし、今申し上げましたように、なくてはならない方も相当数いらっしゃるわけですので、数は減らしながらも、やはりそういった需要のある方には残していかざるを得ないだろうと。

二葉団地につきましては、やはり、この場所は今非常に、町の中心部に近いというところもありますので、二葉団地については、やはり建替えという方向で考えたいと。

ただ、今の長寿命化計画では二葉団地24戸になっておりますけども、これも果たして24戸必要であるかどうか、これも、やはり検討していかなければならないだろうと思っております。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

今、町長がおっしゃられたように、私も二葉団地でお世話になった一人として、確かに助かった部分は大きいと思います。

ただ、今後、やはり人口減少とか利用率、あるいは、建物の、新しいものがみんないいわけですので、そこ辺を考えたときには、なかなか、今、町長がおっしゃられたように厳しい判断が求められるのかなと思います。

それで、次に移りたいと思います。

令和3年度の予算の中で、総務課長のほうから少しさわりの説明がありましたけれども、個別施設計画策定事業というのがありまして、令和3年度に、役場、庁舎、学校等の公共構造物において施設ごとの老朽化の現状や利用状況を整理した上で、計画的な維持管理長寿命化更新等を推進するための計画策定経費として、委託料として2,324万5,000円が計上をされております。

それを受けて、個別の対象施設、これが数的に幾らあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

対象となります施設につきましては、先ほども申しましたけども、79施設、実際の建物数でいきますと289棟でございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

先ほどちょっと教育総務課長のほうからもありましたけれども、学校関係も大きな5つの中に入っておったのですが、町内の小中学校の統合計画ですか、これも今まで進めてこられて、在り方検討委員会が統合すべきということで、教育長からまた町長のほうに報告の経緯ということで聞いておりましたけれども、これについては、もう教育委員会が報告をされたのですかね、町長のほうに。

○教育長（西田次良君）

御質問にお答えいたします。

町長へは5月14日に具申を終わっております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

一応、統合の方向でということで具申をされたのだと思いますけれども、当然、その中に、小学校については、古いというか、恐らく建替え等も計画の中に入ってくると思うのですけれども、それを受けて、町長はその考え方ですね。統合した場合に、高原にするのか狭野にするのか、それは分かりませんが、常識的には高原小学校でしょうから、小学校については、ある程度もう年数がたっておるのですけれども、そこ辺も頭の中におありでしょうか。

○町長（高妻経信君）

先ほどの答弁の中で、学校についても公共施設等検討本部会議の中の検討にももちろん含まれております。

私としましては、先ほど申し上げましたように、学校と庁舎をまず先に検討していくという、先ほど答弁をいたしましたけれども、先日の5月28日の本部会議の中で、私の基本的な考え方を述べさせていただきました。私としまして、やはりこの、まず学校をこの公共施設の今後整備をしていく中で優先的にやっていきたいと。

これは、まず、どういったことかといいますと、建物の老朽化というのはもちろんございますけれども、今申し上げました5つの公共施設を考えたときに、特に庁舎でございますけれども、全体的な配置計画等を考えたときに、やはりこの小学校も当然一緒に考えなければならないだろうと思っております。

特に、この学校環境につきましては、これまでも議会の中で私も説明をさせていただきましたけれども、少子高齢化はもう、なかなか歯止めがかかる状況ではないということ、それと、施設につきましても、毎年修繕、中学校2校、小学校4校ありますけれども、そういった修繕にも多額の費用を要しているというような現状もあります。

そこで、まず、この在り方検討委員会の報告の中でも、やはり再編統合を進めるというのは私ももちろんそうであろうと考えておりますし、それに伴いまして、再編統合と合わせて、やはりこの施設の改善を図っていくと。

となりますと、やはり、この先、今、申し上げましたように、他の公共施設との優先順位、こういったことを考えますと、まず、この学校を優先的に取り組みながら、併せて、その位置的な関係もございまして、庁舎の計画も併せて検討を本部会議のほうで、それぞれの専門部会で検討をしていただくということになろうかと思います。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

今の町長の答弁を私なりに理解をすると、小学校校舎が一番になるのかなと感じたところであるのですけれども、私なりに判断をさせていただきました。分かりました。

それで、令和3年度の個別施設計画の策定事業でありますけれども、これは、総務課長が今、79施設ということで答弁を頂いたところでありますけれども、具体的にどういう内容を委託されて、どういう調査を。例えば、この町営住宅については、老朽化の写真とかいろんな部分が具体的

なものが示されておるのですけれども、79施設を個別の策定事業というのは、ちょっと私もぴんとこんものですから、それについて大まかでも結構ですので、お伺いできればと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

個別施設につきましては、当初予算で計上しております。その後、実際、実施するに当たりまして、改めまして調査内容の検討を行っておりまして、そうした結果、自前でできる部分、例えば、職員が所管している建物を実際目視してチェックシートでやっていくのですけれども、そういったところで、自前でできる部分もあると。あるいは、詳細な調査が必要なところについては、専門の業者をお願いするというふうな形で、今年度は進めさせていただくということで、当初予算には、個別計画の策定表で1,100万円ほど計上させていただいたのですけれども、職員ができる部分は自前でやっていくと、今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

実は、この委託料で2,300万円上がっておったのですけれども、大体町内の施設については、大まかに、もう庁舎についても別に調査する必要はないというか、もう耐震性がない。そして、もう新庁舎ということで町長も方針を示されているわけですよね。体育館等についても、あれはしてないけれども、耐震性はないというか、その以前に造られているわけですから、だから、率直に2,300万円もかけて調査する内容がどうなのかなというふうに疑問に思ったのですよ。

今、総務課長が言われたように、町営住宅なんかについては、建設水道課の職員の皆さん方でもある程度見られて、これはもう、ちょっと危ないかなとかという判断はできると思うし、また、町内にも設計事務所さんやらプロもいらっしゃるわけですので、そういう方たちをフルにお願いをして調査をされたらどうかというのがあったものですから、質問をさせていただいたところでありますけれども。

今、総務課長がおっしゃられたように、自前でできる部分については自前でという答弁でございましたので、なるだけそういうふうに、でなければ、正直言って、自分たちの目で見ないと分からん部分もあると思うのですよ。委託に任せて、上がってきた品物で判断をしようと言っても、やっぱりある程度自分たちもそういうものを掌握した中でやっていかないと進まないような気がするものですから、そういう質問をさせていただきました。

それで、計画書の中で、公共施設における現状と課題ということで、施設の老朽化、住民のニーズの変化、そして財政不足、これが課題として上げられておりますけれども、これはなかなか永遠のテーマでありまして、大変だと思うのですけれども、これをクリアしていかなければ、やはり負の財産が残るだけというか、そう感じたものですから、こういう質問をさせていただきました。

そこで、公共施設等の維持管理へ向けた取組、これは長期間を要すると思います。農業委員会のように、農業委員さんやら農地最適化推進委員さんたちをお願いをして、農地の維持管理等については、民間というか、そういう人たちの技術やらノウハウを頂いて農地の荒廃化に向けての取組をさ

れておりますけれども、こういう公共施設等も長い目で見たときに、40年先、50年先ということを見たときに、やはり、そういう専門的な部署というかそういうものも必要なかなと個人的に思ったのですけれども。

これ、通告はしておりませんが、町長がもし何かお考えがあれば、お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（温谷文雄君）

温水議員、通告しておりませんので、分かった範囲内で答えていただければ、分からなければ、もうそれでいいと思います。通告してないからですね。

○5番（温水宜昭君）

すみません。通告をしておりませんので、急な答弁はできないかと思っておりますけれども、私の考え方とすれば、やはり一、二年でできる仕事じゃないと思っておりますので、あえてそういう話をさせていただきましたけれども、結構です。

次に、新型コロナワクチン接種事業について伺います。

5月14日の高原病院の特別対策委員会で、町長のほうから大まかな現状の説明がありました。そこで、本町の接種作業の推移について伺います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えいたします。

本町における接種の推移でございますけども、進捗状況でございますけど、まず医療従事者についてなのでございますが、医療従事者につきましては、県が主体となっておる関係で、医師会を通じてワクチンの確保とか、あと接種対象者の把握とかを行っておりますので、具体的な接種者につきましては、町のほうには数値が行っていないところでございます。

ただ、参考までに申し上げますと、接種費用の請求はほほえみ館のほうに来るわけなのですが、3月請求分が107人、そして、4月接種分が243人の計350人の医療従事者の請求が来ております。

そして、今、御案内申し上げております75歳以上の高齢者の接種につきましては、4月19日に2,164人の方に案内通知を行ったところでございます。4月23日から予約を行いまして、5月31日現在で1,568人の方に御予約を頂いているところでございます。うち、490人の方が5月31日現在で1回目の接種を行っておりまして、現在2回目の接種を行っているところでございます。

そうなりますと、まだ75歳以上の方で予約をされて接種が終わっていない方が5月31日現在で1,078人ということで御理解頂きたいと思えます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

それでは、私は、一応見えてきた課題について、時間的にありませんので伺いたいと思えますけれども。

今まで接種後の副作用とか、そういう部分の訴えがあったのか、なかったのか、そして、ワクチンの供給状況を2番目、3番目に、町の集団接種の話が先ほどありましたけれども、医療スタッフの確保等について、この3点をお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

まず副反応についてなのでございますけれども、高原病院で接種会場に何度か足を運びまして、実際に接種された方の意見を賜ったところ、思いのほか痛くなかったというお言葉を頂いております。その後、副反応についても、今のところ報告はない状況でございます。

そして、2番目のワクチンの供給についてなのでございますけれども、まず、高原町には5月1日に※1箱97回分の接種分のワクチンが届きました。今、そのワクチンを使いまして接種を行っているところです。※46ページ下段に訂正発言

今後のワクチンの供給の計画でございまして、今月6月14日の週に1箱1,170回分、前回の1箱が、前回は5回打ちでございまして。今回は6回打ちということで1,170回分というふうに御理解頂きたいと思っております。そして、6月21日の週に3箱供給される予定でございまして。

3箱ですので、3,510回の接種分ということでございまして。トータルいたしますと、※5月までに合計で5,655回の接種が可能となるワクチンが供給される計画でございまして。

※46ページ下段に訂正発言

3つ目の医療スタッフの確保についてなのでございますけれども、今回7月に集団接種を予定しております。そういう中で、医療従事者の確保につきましては県のほうにお願いいたしまして、医師・看護師の確保のほうをお願いいたしましたところございまして、現在名簿を頂いておりますので、その方々にお声かけをいたしまして、接種体制を整える計画であります。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

失礼いたしました。答弁の訂正をお願いしたいと思っております。

まず、ワクチンの供給の部分で、私のほうが5月1日に本町に1箱75回と申し上げたようでございます。正しくは、1箱975回分でございます。申し訳ありませんでした。

そして、次に、6月21日の週に3箱来るということで、最後に、6月までに合計で5,655回というところ、5月までにと申し上げました。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

最終的に、本町が予約、予想でありますけれども、接種終了については、大まかにワクチンの供給があつてからだろうとは思ふのですけれども、どれぐらいを見ていらっしゃるでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

温水議員の御質問にお答えいたします。

接種率、これにつきましては、想定接種率は一応70%で今回見ております。その想定接種率でもって進捗状況を予測いたしますと、65歳以上の高齢者につきましては3,949人の対象者でございますので、接種希望者は2,764人を見込んでおります。これらの高齢者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、6月までに十分なワクチンが供給されるということと、集団接種等の施行により、7月末までには完了するものと思っております。

また、今後行われます対象者についてなのでございますけれども、16歳から64歳までの対象者は4,215人おられます。そして、対象年齢が下がったということで、12歳から15歳までの対象者につきましては295人となっております。合わせました12歳から64歳までの高齢者以外の方々につきましては4,510人ということになりますので、接種率を掛けますと3,157人を見込んでいますところでございます。

これらの高齢者以外の接種につきましては、今後のワクチン供給等の状況とか、あと、ワクチンの種類によってその接種計画が少なからず影響があると考えております。

国のほうでは、今回の予防接種の実施時期につきましては、[※]平成4年の2月28日までと取決めをされているところでございますけれども、町といたしましては、引き続き医療機関の、どうしても御協力が必要でございますので、御協力を頂きながら、できるだけ早く接種が完了するように努めてまいりたいと考えているところでございます。※47ページ下段に訂正発言

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

何度も申し訳ありません。答弁の訂正をお願いします。

最後に、国が示している周期について御説明いたしました、私のほうが平成4年と申し上げましたが、令和4年の間違いでございます。失礼いたしました。

○5番（温水宜昭君）

次の質問、これはまだ通告していませんので答弁は頂けないと思いますのでしませんが、町民の声だけお伝えしておきます。

高原の病院のほうに……。

○議長（温谷文雄君）

要望としてということですね。

○5番（温水宜昭君）

はい、すいません。

高原病院のほうに一応予約をされておった方が、野尻の中央病院のほうで接種をとということがあったみたいで、ちょっと戸惑いがあったということでおつなぎをしておきたいと思います。

最後に、コロナワクチン接種作業には、推進室あるいは医療スタッフの御苦勞も大変だったと思います。町内の接種希望者においても、無事完了できるように御尽力をお願いし、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。10分ほど休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの温水議員の一般質問の取り扱いで、議会進行上、不備がありましたので、おわび申し上げます。

一般質問は、手続として通告性を採用しており、文書で事前に提出していただいております。特に具体的な質問の内容については、執行部の聞き取り等を入れた上で行っております。

質問の内容が分からないと執行部は十分な回答ができません。また、議員にとっても不満足な答弁しか得られませんので、このため通告制があることを御理解いただきたいと思います。今後よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、前原淳一議員、9番、前原淳一議員。

○9番（前原淳一君）

〔登壇〕

それでは、通告に沿って質問をいたします。

まず1点目のコロナワクチン接種についてですけれども、さきの陣議員、温水議員の質問と重複をいたしますので、壇上からは割愛をさせていただき、自席から二、三質問をさせていただきます。

次に、観光についてでありますけれども、皇子原公園及び御池の整備について伺います。

皇子原公園では、ウッドパークプロジェクトとして屋内遊具、あるいは屋根付大型遊具や木を使った遊具の設置などが計画され、またキャンプを楽しむなど好評を得ており、今後大いに期待が持てるものです。

反面、ある一定の時間がたつとマンネリ化してしまい、飽きられてくることが懸念されるところだと思います。

そこで、新たな事業の展開の予定や構想があるのか伺います。

続いて、御池についても同じことが言えますが、現在、進入路の整備が進められ、一日も早い完成が望まれるところですが、完成後は何かほかにも計画があるのか、それともこれで終わりなのか伺います。

次に、3番目の協同労働について伺います。誰もが平等で誰もが意見を言えるそれぞれの特技を活かした仕事を。働かされるのではなく、働いていると実感できる。そういう仕掛けづくりはできないかということで伺います。

協同労働とは、社長もいなければ社員もいない、出資経営、労力、全てを全員が担います。経営には全員参加し、事業運営や方針も自分たちで決める、必要な仕事ややってみたいことをみんなで話し合い決めていく、立場に関係なく、また出資数に関係なく、みんなが平等として事業を立ち上げ、運営していくものです。

事業継続のためには、利益を得られるように努めるとしてはいますが、求めるものは共に働く仲間が自分らしく働けること、働くことを通して地域を元気にするというものです。

仕事の内容は様々で、野菜の生産、加工、販売や庭木の剪定、草刈り、網戸張り、刃物を研ぐ仕事や有償介護にいたるまで多岐にわたっており、社協と町内会とのつなぎ役としても期待がされています。

広島市では人間らしく働く、みんなが主役で地域をつくる新しい働き方として同じ考えを持つ60歳以上の人が中心となり、地域課題の解決のために協同労働という働き方で取り組むことを推進するためのモデル事業を実施しています。

協同労働組合設立の準備金として100万円を上限に50%の補助を行っており、専門のコーディネーターが事業立ち上げから運営のサポートまで行い、安心して事業運営ができる体制が出来上がっています。

新型コロナの影響で仕事を失った人や会社での人間関係のトラブルなどで行き詰まった人たちが新しい働き方を求めて都会から移住する例も増えていると伺います。高原町でもこういった取組ができないか見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

前原議員からは、ただいま2つの御質問をいただいたところでございます。まず、観光につきまして答弁をさせていただきます。

皇子原公園及び御池の整備についての御質問でございました。御案内のとおり、本町観光の拠点であります皇子原公園、御池につきましては、国県の補助を受けながら新型コロナウイルス感染症対策等にも着目し、年次的、計画的に整備を進めているところでございます。

まず、皇子原公園につきましては、ただいま議員のほうからも紹介がありましたけども、ウッドパークプロジェクトの第一弾といたしまして、昨年度、歴史資料館を改修いたしました、新たに木育遊具施設を整備いたしました。また、今年度はその神武の館内に親子でくつろげ、軽食等もできるようなカフェを設置することといたしております。

これらの整備につきましては、県の森林組合連合会のほうからも御支援をいただき、財源の確保ということにも進めているところでございます。

また、全天候型の屋外遊具施設の設置、また町内製材業の若者有志による環境整備、こういった話もございます。また、そのほか、大学と企業が連携して環境に配慮した新エネルギー事業の導入、これは具体的には皇子原公園内の水路を活用しました発電、小水力発電、こういったものも検討いたしております。

このように皇子原公園が様々な分野で注目を集め、関係人口や交流人口をはじめ多くの観光客や親子連れなどで賑わうことを期待いたしております。

次に、御池でございますが、昨年度、ウイズコロナ、アフターコロナへの需要に即したワーケーション等の誘致に資する環境整備や浮棧橋の設置を御池キャンプ村のほうで行っております。

また、コロナ禍で新たな企業誘致事業への参加やオンライン配信によるイベントも開催しまして、今後の新たな事業展開を現在、開始いたしております。

また、対岸の皇子港側におきましては、議員からの御質問にありましたけども、国道周辺の樹木伐採がされたことによりまして、御池全体が国道のほうからはっきりと見えるようになったと、このことで御池に立ち寄る観光客が増えてきております。

現在、御池の皇子原公園におきましては進入路整備も今年度より管理をする見込みでございます。

また、民間の方がこの観光商品の創造等を積極的に進めていただいております、水上遊具の充実、遊覧船の復活、^{※ハイヤ}廃屋跡地への新たな飲食スペースの整備なども予定されるなど、より多くの観光客が御池全体に流れ込んでくるものと期待をいたしております。※51ページに訂正発言

両観光地につきましては、引き続き国県の補助等を有効に活用するとともに、民間企業や地域との連携をさらに強め、中長期的見地と創意工夫をもって整備をしてまいりたいと考えております。

御指摘のありましたように、観光地はこのマンネリ化ということはよく言われております。このようなことに対します取組にいたしましては、両観光地を今注目されておりますけれども、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsや国の進めるカーボンニュートラル、こういったものを意識しながら本町のランドマーク、こういったものにするような磨き上げも進めてまいりたいと考えております。

そこには企業版ふるさと納税や企業の社会的責任などを引き込んでくる取組が必要不可欠でございます。このタイミングを逃さず、常に本町経済の波及効果を意識した新しい観光地づくりを目指すことといたしております。

観光につきましては以上でございます。

次の御質問でございました協同労働についてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、国内では新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態制限発令などにより、不要不急の外出や国内移動が制限され、日本経済も大きな打撃を受け、以前として転換の兆しは見えない状況にあります。

また、県内に目を向けましても同様であり、事業を続けることが困難となり、泣く泣く廃業を強いられるといったケースも増えているところでもあります。

このような中、東京や大阪などの大都市圏域の企業は感染対策の一環としてリモート等在宅での仕事にシフトする動きも活発化すると同時に、改めてそれぞれの働くこと、働き方への関心も鋭意高まっているところでもあります。

ただいま御質問のありました協同労働という観点も新しい働き方の一つであると認識をいたしております。今後はその磨き上げた皆様の絆と誇りをこれからの次なる町民活動や新たな高原づくりに理解していただくなど、現在、町で進めております財団構想、これらと連携させた協同労働への積極的な展開も勘案になるものと思われます。

町といたしましても、今後のこの協同労働、こういった形につきましては調査研究を進めながら、私といたしましてもぜひ町内でも取り入れられないかと、こういった調査を続けて、調査を行いたいと考えております。

ただいま紹介にありましたように、広島市では、自治体が積極的に広島市の中で協同労働を取り入れた活性化を図っているというような状況も参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

先ほど、私の答弁の中で、御池の皇子港の答弁をしました際に、遊覧船の復活、その後に「ハイオク」跡地へのというべきところ、私が「ハイヤ」と申し上げましたので、「ハイオク」跡地への新たな飲食スペースの整備と訂正をさせていただきます。

〔降壇〕

○9番（前原淳一君）

コロナ関連ですけれども、まず初めに、接種におけるトラブルがなかったのか、まずこれを伺いたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

前原議員の御質問にお答えいたします。

ワクチンに関するトラブルでございますけれど、今のところございません。

以上です。

○9番（前原淳一君）

トラブルはなかったということで一安心ですけれども、次に、マスコミ等によく言われている、陣議員のほうからもありましたけれども、予約のキャンセル、そういったキャンセルをされた方はおられなかったのか、伺います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

ほほえみ館でできるだけキャンセルが出ないような形で前日に接種者の方にもう一回電話をいたしまして、「明日、接種でございますよ」というような案内をしているところでございますけれども、当日、やむを得ずキャンセルが出た場合もございます。そういう場合はその方に代わりまして予約を受けている方に直接電話をいたしまして、医療機関に出向いていただいて接種を行っていただく対応を取っておりますので、キャンセルは出ましたが、ワクチンの余剰はございません。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

都城市の例ですけれども、接種日を年代別に80代は何日から何日まで、70代は何日から何日までというように、年齢別に分けて接種を行っているという話を聞いたのですけれども、そういった、参考にしてそういった進め方はできないのか、伺います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

都城市さんの場合でございますけれども、その人口規模が違うということを御理解いただきたいと思います。ちなみに都城市さんで65歳以上が5万人いらっしゃいまして、高原町の場合、65歳以上が3,949人ということで、都城市さんの約8%ということでございますので、都城市さんのほうは、多分そういう細部にわたって年齢を細分化しないと、なかなか予約とかそういう接種の対応が取れないということで、そういう対応をされたのではなかろうかと思っております。

本町の場合は、一応75歳以上の方にまず集団接種とか個別接種のほうを御案内いたしまして、先ほどの答弁でもございましたけれども、6月14日には65歳以上から74歳以下の方に集団接種、広域とそして町内、町営の集団接種の御案内をいたす予定でございます。

中身的には、集団接種を大いに活用していただければ、早めに接種ができますので、これにつきましては、できましたら議員の皆さんにおかれましても集団接種について御理解をいただいて、町民への啓発についてもぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

スピードアップということが今、非常に重要な点だろうと思います。

というのは、変異ウイルスによる若い年代の方々の重篤化ということが連日報道をされております。そういった点でスピードアップは非常に重要なことであろうというふうに考えているところです。

現在の予約の方法について、まず1回目に予約の連絡をして、その後、はがきが来て、それに対してまたいつどここの医療機関で接種を受けられますかというはがきが来たのですけれども、私なのですけど、その結果、例えば、川井田医院のほうで接種が希望ですというのを1回目の予約のときに通知をしているのですけども、川井田医院でいつ接種ができるのですかって聞くと、もう一遍、町のほうからはがきが来ますと言われるのですよね。それが、川井田なら川井田、町立病院なら町立病院でということであれば、その時点で、1回目の予約の時点で割り振りをして、町立で受けたいなら町立の希望者だけ、町立から案内をすとか、川井田から案内をすとか、そういった方法を

取ればスピードアップにつながっていくのではないかなと思うのですけれども、スピードアップという、そういう観点から考えがあれば伺いたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

前原議員の御質問にお答えいたします。

本町においては、まずワクチンの供給がまず1箱しか来なかったということがございます。そういう中で、490人しかまずできないと、最初にですね。そういうこともございまして、490人で予約を切った場合、次の予約をする段階が非常にこうスケジュールがタイトになってくるということもありまして、まずはどれぐらいの接種希望者がいるのかということも把握するののも一つの方法かなということで、今回、1回どういう方が希望されるかというのをまず把握するために、まずは予約、予約というか受付をいたしまして、今回75歳以上の方が申し込みいただいたのですけれども、それで大体のワクチンの量も分かりましたので、その部分も含めて、今回、私どもの予約の仕方といたしましては、ワクチンの量で切るのではなくて、まずは予約受付をいただくということで進めてまいったところでございます。

今後もしわゆるはがきを送るなりして、あなたはいついつどこでいついつの接種会場で何時からお願いしますというふうに、丁寧にはがきのほうでお伝えして、それでもってまたキャンセルが出ないように前日まで電話して説明をしたところでございますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○9番（前原淳一君）

次になのですけれども、基礎疾患を持っている方に対する対応の仕方、都城市では、行政側とすればどんな方がどんな疾患を持っているのかは、まあ知り得ないことですので、自己申告というふうにしているわけですが、高原町の考え方は同じでいいのか伺います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

基礎疾患の方々について、でございますけれども、基礎疾患を有する方につきましては、65歳の高齢者に次ぐ接種順位ということで御理解いただきたいと思います。

基礎疾患をお持ちであるかというのは、そのようなデータはございませんので、まずは基礎疾患をお持ちであるかどうかの把握を行うために今度の区長会、区長会の案内文書にその基礎疾患をお持ちの方で優先接種を希望される方について申し入れてくださいという形で御案内をする予定でございます。

あと、それについては電話でも申し込み、そして直接、ほほえみ館に来ていただいて申し込み、そして郵送、ファックスということで案内をする予定でございまして、各医療機関においてもそういうチラシのほうを配付して啓発をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

先ほども申し上げましたように、やはり一番心配なのは、変異株の感染というのが一番心配されるわけですし、それを防ぐにはもうワクチン以外にはないということです、できるだけ大変でしょうけれども、スピードアップに努めていただければと思います。

次に、観光についてですけれども、まず御池ですけれども、今までも何回も申し上げてきたのですが、やはり観光客が来て、いいところだ、美しいところだと、記念写真を撮るなりして、それで終わるのであれば、話にならない、私は思っています、何回も言いますけれども、いかに多くの人に来てもらって、いかにお金を落としてもらえるか、それにつきると私は思っています。

そういうことに対して、今、指定管理者の方々も一生懸命取り組んでおられて徐々に人気が出つつあるのかなと思います。さらによく言われるのが、まず食事をするところがないということを言われます。民間の方もまた出店の計画もあるというようなことですが、民間だけに頼るのではなくて、やはり行政側からも仕掛けていくということを、そういうことに取り組んでいく必要があるのではないかなと思っています。

例えば、経費がかからないうどん、そば店とか、そういうものを町営で出していく、あるいはよく言われるB級グルメとかソウルフードですか。そういったものを提供していく、そういったことも一つの方法ではないかなと思うわけですが、その点について考えを伺います。

○町長（高妻経信君）

私の考え方をまず答弁させていただきたいと思いますが、まず、皇子原公園につきましては、今指定管理者のほうで管理をしていただいております、これまでにないような新しい発想もどんどん生まれてきておまして、例えば、今の多目的広場をキャンプ場にしたりとか、そしてまた、お客さんに対してキャンペーンを行ったりとか、そういった様々な工夫がされております。

御質問にありました食事に関してなのですが、これが、以前、皇子原公園でいいますとレストハウスを民間の方がやられたことがありました。そして、観光協会が直接管理事務所の中で、うどん、こういったものを提供されたということもありました。

先ほど私が答弁をいたしましたのは、神武の館内に町内の方がカフェを始めると、これは決定しております、まず、そういったことを始めたいと。そして、またその御池のほうでございますけれども、皇子原公園につきましては、やはり民間の方が飲食店を始めると、これも決定をしておりますし、それともう一つ計画をされておりますのは、いわゆるキッチンカー、これと呼び寄せて、そのキッチンカーが食事をお客さん方に食べてもらおうと。そして、その場所をつくろうというような計画も今もう具体的になってきております。

私としては、やはり今の行政としての取組はどうかというような御質問内容でございますけれども、やはり私はあそこの御池、皇子原、いずれいれも町のほうではそういった環境面を整備しながら、そのうち、やはりこの民間の方がそこで御活躍をしていただくと、こういうふうに、またそこで新たな事業を展開してきた、やはり、私はそれが一番理想ではないかと考えておまして、したがって、町のほうが直接そこで飲食店をとる計画は、私は今のところ余り考えていないというようなことでございます。

○9番（前原淳一君）

私が行政に取り組むということは、一つの考え方として行政が取り組んで、言い方は悪いかもしれませんが、一つのお金もうけをする、そういう考え方でいく、やはりもうかった部分をまた町民に還元をしていく、そういった考え方でつながってくるのではないかな。まちづくりということになりますけれども、そういう考えで申し上げたところです。

それと、皇子原公園で先ほど水路を利用して水力発電をというお話がありました。水を利用することで、家族連れを目標にするのであれば、やっぱり子供たちが一番喜ぶのは水だと思うのですよね。

そこで提案ですけれども、遊具の中に、何ていうのですか、ウォータースライダーですかね、こういったものを、例えば、九州一長いウォータースライダーとか、そういった考え方もあろうと思うのですけれどもいかがですか。

○産業創生課長（森山業君）

前原議員の御質問にお答えします。

前原議員におかれましては、これまでも観光振興のことに非常に御助言等を賜わりまして、先ほどありました観光客を呼び込むということにつきましては、今、環境省と、どうしても2次交通が弱い、あそこ御池、皇子原はどうしても来る交通がないものですから、そこに試験的にバスやら走らせることを今ちょっと考えて、去年はアンケート等もとって、どういう要望があるのかというところも押さえたところでございます。

また、食べ物に関しては、キャンプが非常に多いものですから、どうしてもキャンプに行きますとその場ですぐ焼ける、あるいは地のものを食べるということでございますので、そういう地のものを使った商品化、それはふるさと納税でも今、キャンプ飯セットみたいなものを出したりして、そこですぐ売って、すぐそれが皆様にキャッシュバックといいますか、できるものを考えようと思っているところでございます。

また今ありました水の利用に関しましては、今御池のほうにおきましてはサップといいまして、立って漕いだりするものとか、水を利用したものを考えておりますし、皇子原には本当にこのままゴールデンウィーク中、県内では皇子原公園だけが前年対比で人数が増でございました。

これも途中で、あれがなくなるということで非常にやっぱり釣り、今おっしゃられたように、水と戯れるところが非常に多いものですから、今後そういうものを積極的に今、何かできないのか。ほかになようなものがあれば一番いいのですけれども、そういうことを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

同じく皇子原公園のことなのですが、これも以前にも取り上げてお話をしたことがあるのですが、やはり人を呼ぶ、人を魅了するというものには花ですよね、いろいろあちこちでいろん

な花木の植栽をされている、例えば、高城の、名前ちょっと忘れましたが、有名なところがありますよね。

それとか、きのうちちょっと鹿児島を通ったのですが、鹿児島地区の方が一生懸命アジサイの植栽に頑張っておられる。あれを見ると本当にきれいですよね。中には田んぼの畔にずっとアジサイを植えているというところもありました。そういったことを皇子原公園内だけに花を植栽するというだけではなくて、地域の方々を巻き込んで、鹿児島地区のように道路沿いに、通行に邪魔にならないようにして、1年中、花が咲く、そういった状況が作り出していければ観光客はもっともっと増えるのではないかなと思います。

観光について、最後ですけど伺います。

○産業創生課長（森山業君）

前原議員の御質問にお答えします。

令和元年にもお花、豊後大野市という所に人が来て、これが商業に流れ込んで非常にいいというお話があったと記憶しております。これについて検討してまいるといことでございましたので、皇子原についての有効利用、これまでも様々な団体の方やがお花等を植えていただいたりして、その周りにも波及しまして、芝桜とかそういうのも非常にいい状況になりました。

今回、お問い合わせがあったのは、ネモフィラという水色のちょっと小さい花、それをまいたら写真のスポットになるからいいのではないかなというようなお話。それとまたあそこの、それをさつきやったウォータースライダーの坂ですね。あの芝のところには何か花を植えないかなというような話も考えておりまして、斜面になりますと、どうしてもヒマワリとかそういうものがないのかなと思ったりして、種も採れますし有効利用もできるのかなと、今いろいろ考えております。

また、そこが写真のスポットとなればそれを、例えば地元のところに行ってきたよというような、この前観光協会さんがされたのですが、行ってきたよという発信をすれば、何かのこの返礼品といいますか、そういうものがもらえるというような仕組みづくりにもつながるのかなと。

今それこそ皇子原公園の有効利用についていい御助言をいただきましたので、検討してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

観光についていろいろ答弁をいただいて、またいろいろ前向きな取組もされておりますので今後に大いに期待をしていきたいと思います。

今、花の紹介がありましたけれども、私個人とすれば、ひとつホウキグサというのがありますよね、コキア、これが秋になると面積が大分あったほうがよりきれいですけれども、こういったものも一つの観光客を呼び寄せるのに有効かなと思いますし、通告にはないのですが、ゆるキャラですよね、これが今のたかぼー、はるちゃんですかね、手を引かないと歩けない、これももう考えんといかん時期に来ていると思うのですよ。やはり、走ったり踊ったりできる、そういったものに変えていく、そういう必要もあるのかなと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

次に、協同労働についてですけれども、私もたまたまインターネットをこう見ていたら出てきて、テレビでも最近紹介がされておりました。60歳以上の高齢者というか、そういう方たちだけではなくて、若い人たちがテレビで紹介されたのは、若い女性の方でしたけれども、そういう今までは命令をされて働くだけだったのが、自分の考えが言えて、みんなでこう考えを一つにして取り組んでいく、そして収入がいただける、そういう取組があるのであれば、よそから移住をしてきて最終的には結婚して子育てをしていく、そういったことが紹介をされておりました。

NPOなどと違って一番いいのは誰かに雇われずに主体的に働くことができ働き甲斐を感じる、そういったところが大きな違いであると。企業との大きな違いだということで3人以上の発起人がおれば設立も可能で、官庁の許可も要らないというようなことで、取り組みやすいことかな。

難点と言えば、トップの人選とか給与の分配の方法とか、全てのことを働く人たちが話し合っ、決めていくので意思決定をするのに時間を要する、そこが難点だと言われております。

もう一点は、いかにして事業を採算ベースに乗せていけるかということが重要な問題であるということも指摘をされているようです。広島市のように、行政がサポートする、そういう体制が確立していくのであれば、おもしろい取組になるのではないかなと思います。高原を発信していくいい機会になると考えております。

先ほど町長の答弁では、前向きに、今後、調査、研究をしていくということですので、ぜひこういった取組に力を入れていっていただければと思います。

最後に考えを伺いまして、私の質問を終わります。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありました点は、法律の労働者協同組合のことですよね。そういった法律もあると、これが要するにその社会的にいつて、この働き方、このタイプの働き方というのが一つの今、動きになってきているということであろうと思います。

この一個人が出資者であり労働者であり経営者であると、私もテレビでちょっと見させていただきましたけれども、非常に皆さん前向きに楽しく仕事に取り組んでおられると。いわゆる中間的なマージンといいますか、そういったものが全くなくて、働いた分がそのまま自分のお金になるというような、これもやっぱり、今まで会社員だった方が、あるいはほかの仕事を持っていた方が自由に働きたいということで、これが一つの流れになってきているのではないかなと。

これ何か社会的にも、こういう動きが大きくなっているということであろうかと思ひます。高原町で見えますと、やはり、特に広島市が60歳以上の方を中心に行政主体で動いているということなのですが、やはりそういった技術、あるいは経験ですね。こういったものを持っている方たちが、実際様々な活動をされている方がいらっしやいます。それをお金に結びつけていくということとは、予算も十分可能ではないかなと考えております。

今後のそういった御提言がございましたので、先ほど答弁いたしましたように、高原町の中でも十分採算があるのではないかなと考えておりますので、十分、今後、調査、研究をさせていただきたいと思ひております。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。１０分くらい休憩いたしますので、一応１０分をめぐりに開催をしたいと思います。

午後 ３時３１分 休憩

午後 ３時４１分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、６番、福澤卓志議員。

○６番（福澤卓志君）

〔登壇〕

通告に従い質問いたします。

初めに、福祉行政の子ども・子育てサポートについて質問します。

コロナ禍前後に生まれた子供と家族、特に母親は孤独と苦悩にさいなまれております。産前産後の苦労を少しでも軽減するサポートが必要です。その一つに、公立保育園での避難的サポート支援や子育て支援センターがあると思いますが、公立保育所の柔軟的な開放がなされていないなかったり、支援センターに関しては産後に案内されているたくさんの資料の中に埋もれて存在を知らなかったりしているようです。

妊娠の不安、出産の不安、子育ての不安と感じているサポート難民を少しでも減らし、軽減することが早急に必要だと思いますが、現在どのような案内及びサポート体制があるか伺います。そして、先般の質問において、四、五歳児健診が行われていない現状が明らかになりました。解決されたか伺います。

さらに、ハンディを持ち生まれてきた子供たちと家族への支援環境が大変遅れている本町の現状において、求められている支援についても町長の考えを伺います。

次に、少子化対策について質問をします。

安心して産み育てる環境が整っていれば、本町の結婚適齢期を迎えている方々の未婚率を解消する対策が必要だと考えます。もちろん多様性の世の中にあって本人の自由意思を尊重した上で内閣府の子ども・子育て支援政策に結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援として地域少子化対策重点推進交付金事業が実施されています。本事業は、９年目を迎え、令和２年度は３次補正予算を含め１２億円交付されております。

本町でも本事業を最大限に利用し、婚活セミナーやイベントの企画、子育てに温かい社会づくりや機運の醸成に取り組むことはできると考えますが、町長の考える少子化対策と本事業を利用する考えがあるか伺います。

次に、防災行政について質問をします。

令和３年４月１３日付、消防庁長官通達、消防団員の報酬等の基準の策定等についてから本町の考えを伺います。

本条例については、令和4年3月末までに改正し、令和4年度当初予算から必要な額を計上することになっております。特に報酬額や支給方法など明文化されたことにより考慮すべき点と実態に応じた対応についてさらなる吟味が必要ではないかと私は考えておりますが、町長の考えを伺います。以降の質問は自席より行います。

最後に、住民への情報提供についての役場からのお知らせについて伺います。

お知らせの内容の下に担当者と電話番号が載っておりますが、問い合わせをしたところ、担当者が席をはずしていたり出張していたりするなどして対応が長引いたり遅くなったりすることがあると苦情を受けました。業務内容の透明性や担当者の過重負担軽減の観点からも誰でもできる、誰でも答えられる見直しも必要ではないのでしょうか。また、現在、そのような状況にあるのかについて伺います。

以降の質問は自席より行い、以上で壇上からの質問を終わります。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

福澤議員からは大きく4つの御質問をお受けいたしました。

まず、福祉行政についてお答えいたします。

妊娠、出産、子育て中の案内及びサポート支援、体制についてであります。現在、妊娠、出産、子育てに関する支援は、ほほえみ館内にあります子育て世代包括支援センターを中心に各種の相談等に応じ関係機関と連絡調整をしながら支援体制を取っているところでございます。

次に、4歳児、5歳児健診の御質問についてお答えいたします。

この4歳児、5歳健診の件につきましては、令和2年の12月議会において、末永議員より御質問をいただいております。その際の答弁といたしまして、当該健診については法令化されていない健診であるということから、健診方法、健診スタッフの確保などの検討や近隣自治体の実施状況を検証し、町の実施体制を検討してまいりたいとお答えいたしましたところであります。

そのようなことから、今年度は早速乳幼児健診の担当医に相談等を行い、近隣自治体の実施状況の検証も行ったところであります。

令和3年度の計画といたしましては、4歳児、5歳児の保護者の方に対しまして発達に関するアンケートを送付するとともに、随時、保護者からの相談に応じ、さらには保育所等からの情報等を得るなどの対応を計画しているところであります。

次に、ハンディを持って生まれた子供たちへの支援関係についてお答えいたします。

本町における障害児童福祉サービス事業所につきましては、就学時を対象とした放課後デイサービス事業所があり、町内の児童は3名の方が利用されております。なお、未就学児を対象とした事業所につきましては、西諸管内のサービス事業所において受入れをいただいております。現在のところ、西諸管内の事業所で充足しているものと考えております。

次に、少子化対策についてお答えいたします。

まず、少子化対策の考え方ですが、結婚や出産、育児に係る負担を軽減し、これらを後押しすることで町民が安心して子供を育てられる環境を整えることが最も重要であると考えます。

本町では、総合戦略及び高原町子ども・子育てプラン等に沿って様々な少子化対策に係る事業を実施しているところであります。

また、御質問にあります地域少子化対策重点推進交付金事業につきましては、既に交付金事業を活用している自治体の意見を参考にしながら、事業の活用について検討していく必要があると考えております。

次に、防災行政、消防団員の報酬等の基準の策定等についての御質問にお答えいたします。

今回、国より消防団員の報酬等について、その基準が示されたものでございますが、内容につきましては、これまで本町は報酬、費用弁償として支給してきた取扱いと大きく異なるものでございます。本町といたしましては、現在、西諸で統一的な取扱い平準化について、小林市、えびの市、本町の消防担当職員が参集し、協議を進めております。また、県に対しまして、県内の取扱いについての状況、及び財政措置の内容等を国に問い合わせさせていただいているところであります。

今回示された基準については、これまでの消防団員及び各部の活動に非常に大きな影響を与えるものでありますことから、その決定については十分に吟味を重ね、取扱い、運営について慎重を期していきたいと考えております。

最後に、住民への情報提供方法についての役場からのお知らせについてお答えいたします。

現在、各課等の事務文書は高原町行政組織規則第2章第2節において規定されており、その事務文書において業務の正と副の担当を定め、常に2人体制を敷いているところでございます。

本来であれば、住民からの問い合わせに対しましては、正担当が不在であれば副担当が迅速に回答しなければなりません。しかし、何らかの理由により即答ができない場合もございます。そのほか、回答する内容の正確性が要求されることもございますので、回答が遅れる場合もありますが、住民からの問い合わせについては、迅速な回答ができるよう担当のみならず、係や課全体で補いながら住民の皆様をお待たせすることのないよう、職員に周知徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○6番（福澤卓志君）

では、自席よりお願いいたします。

まず、福祉行政についてですけれども、まず、本町の令和元年、2年の出生数、また産前産後の妊産婦への訪問とか情報提供など、この状況、情報について伺いたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

福澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、出生関係でございますけれども、まず、妊娠の届けについて冒頭で説明いたしますが、令和元年度が39人となっております。そして、令和2年度が40人でございます。そして、出生数でございますけれども、令和元年度が48人、そして令和2年度が43人という状況でございます。

そして、2つ目の産前産後の妊産婦への訪問とか情報提供の取組でございますけれども、まず妊娠の届出のあった方につきましては、母子健康手帳の発行を行っております。そして、新生児訪問など母子保健サービスの案内、さらにはアンケート等を行って各種質問をさせていただいております。

それらの質問によってハイリスクと判断されるのではなかろうかという方に対しては、直接お電話、そして訪問等を行って対応を取っているところでございます。

そして、妊産婦健診におきましては、医療機関のほうが気になるなという方がいらっしゃった場合は連絡を取っていただくなどの対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

では、そういった方々のサポート体制といいますか、職員数とか、また子育て世帯に対してのサポート体制の充足というか、整っているか、この状況について伺いたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

まず、体制について御説明申し上げたいと思います。

まず、町の支援体制でございますけども、ほほえみ館のほうが母子保健事業として、母性及び乳児、そして、並びに幼児の健康保持と推進を図ることを担当しているところでございます。

そして、町民福祉課のほうは、子育て支援事業といたしまして、子供を産み育てるための人的サポートや金銭面、そして情報などのサービス提供の担当を行っているところでございまして、この私どものほほえみ館の母子保健担当と町民福祉課の子育て支援担当が随時連絡調整を図りまして支援を行っているという御理解いただきたいと思います。とっております。

あと、なお妊産婦、乳幼児のほうも、そして育児学級等の母子保健担当が昨年度までは予防接種業務も兼務しておりました。そういう中、今年度に新たに2名の正規職員、保健師が採用されたことございまして、専属の保健師として、子育て支援包括支援センターの業務も行いながら指針体制を図っているところでございます。

今後もこういう体制をいろいろ見直しながら支援体制、随時調整を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

本質問にいたった経緯なのですけども、このコロナ禍において大変孤独感を感じられていて、そういったお母さんを助けたいという、どういふことができますかというお声があったものですから、こういった質問をさせていただきました。

新たな専門職のある職員を2名採用されて、対応に当たっているというところで、私の懸念としては、このワクチン関連で対応が遅れたりとか、そういうこともあるのかなと思ったところでしたけども、そういった誰一人取り残さない、取り残されていないお母さまで、この子育ての苦労を少しでも軽減できるような環境とかそういった案内が適宜わたるように、ぜひ今後も工夫を重ねていただきたいと思いますという思いです。

そういった苦渋の決断をされないような方が少しでも減ってほしいと、またそういった声も聞かない町になってほしいと思っております。

こういった方々へのその情報提供についてなんですけども、この支援センターなどで行われているように、メールでの「むじむじ」とかその月のどういった内容をやっていますよという配信であったりとか、本町の相談に来たお母様方に対してメール配信等で情報提供等ができるのではないかなと思うのですけども、健診とかそういったものの情報、こういった計画とか企画とかされたことがあるか伺いたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

御質問にありましたメール配についてなのでございますけども、現在のところ実施していないところでございます。

そういう中でございますけども、担当課のほうに関しては、まずホームページのほうの充実を図ってまいりたいと考えておりまして、そういう方向性で計画したいと考えております。

あとまた育児に関する情報が余りにも多すぎますと、逆に育児不安に陥ることも想定されますので、情報を整理いたしまして、ホームページに掲載して推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

メールは行っておられないということですけども、前回の質問で、LINE等で配信したらどうかということで提案させていただいたのですけども、今回、そういった情報の漏えいの問題とか、様々な危惧されている面もありますので、隣の都城市のLINE情報等がすごく分かりやすく、充実した内容でありますけども、そういったあらゆるツールを利用して案内がいただけると、防災メール等の活用も含めて検討いただきたいなと思いますし、ホームページについては、やはり、各課をまたぐ内容もそうですけども、精査していただいて情報等の配信の更新も含めてぜひ分かりやすいような形でお願いしたいと思っております。

四、五歳児の検診についてなんですけども、これは、やはり就学前の大切な子供たちの発達状況、親の認知だけじゃなくて、やはり周囲の環境に応じて子供たちの適切な生育環境を提供するという面でも大切ではないかと思っておりますので、今後その環境についてもやはり、できましたら西諸広域でそういった取組が共通してなされれば一番いいかなと思うのですけども、続けて保育所のヒアリングも含めた発達状況のサポートについてもお願いしたいと思います。

また、小林市のピアハートという児童発達支援センター、こういったのが本町にも欲しいなという声がありました。そういった、立ち上げたいと思っている方も過去におられたように聞いておりますけども、そういった相談があったかどうかを伺いたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

福澤議員の御質問にお答えいたします。

ここ数年、新たな児童発達支援センター等の設立に関する相談等は受けておりません。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

こういった声が上がって対応できるような、先ほどの学童ではないのですけども、あらゆる子供たちがあらゆるサービスを受入れる環境にあって、子育て環境が充足しているようなまちづくりというのをぜひお願いしたいと思っておりますし、こういった少ないかもしれませんが、大切な高原町の子供たちを守るような環境というのをつくっていただきたいなと思っています。

福祉行政については以上になります。

少子化対策について伺いたいと思います。

地域少子化充填推進交付事業については、今後考えていくということでぜひ未婚率の解消を、また子育てしやすい環境のもとに子供たちが生まれてこられるような状況、まずは出会いからと思っておりますので、婚活セミナー、イベント、本町独自も含めて少ないなという印象にありますけども、今後計画されておりますでしょうか。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

本町の結婚対策につきましては、これまで町独自で婚活イベント等を実施してきておりましたけれども、町内だけでは参加者が集まりにくいということもございまして、平成30年度からはえびの市、小林市と合同で婚活イベントを実施しております。

昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたけれども、今年度はその感染の状況を見ながら実施することとしております。

そのほか、宮崎県が委託しております宮崎結婚サポートセンターが1対1のお見合いシステムによる出会いの場の提供をしております。結婚希望者が新規登録した後に相手方の情報を閲覧することができるというシステムでございまして、イベント等が苦手な方にはこちらを案内することとしております。

出会いの場の提供につきましては、どのような内容の支援を受けたいかは個人によって様々でございます。また、中には結婚につながる活動に対する支援を苦痛と捉える方もいらっしゃるようですので、今年度につきましてもこのような、先ほど述べました対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

出会いが偶然ではないと、必然であると言われるんですけども、出会いを求めなければその出会いを偶然から必然に変えることができないというのも事実です。

ですので、あらゆるイベントに魅力あるものに参加することで出会いの輪が広がって、自分の知的量も増えたりとか、素敵な方と出会って余生を過ごすということもあり得ると思いますので、こういったイベントというのは打っていったほうがいいなと感じております。

こういったイベントを企画するに当たって、やはり、地域の自主組織とか青年団体とか婦人会とかそういった方々に協力をもらって本交付金なんかを活用して企画をすることもできるのではないかなと思うのですけども、そういった考えがあるか伺いたいと思います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

先ほど御説明申し上げましたけれども、婚活イベントにつきましては、現在、えびの市、小林市、高原町の2市1町で合同の西諸縁活プロジェクトを実施しているところでございます。また、宮崎県が委託しております宮崎結婚サポートセンターが実施しております1対1のお見合いシステム等も紹介しております。

先ほども申し上げましたとおり、出会いの場の提供につきましては、個人によって考え方様々ございますので、婚活イベント等の在り方につきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

素敵な出会いがあることを願っております。

防災行政についてお願いいたします。

今回、この基準の策定を各自治体に任された件で、やはり、消防員従事、消防団員として手を挙げて一生懸命活動をしている人と、残念ながら活動に、参加したくてできないという方は別にしても参加をしないというか、足を遠のくような方々が残念ながら団員の中にいるわけです。そういった方々に公平な考え方でいきますと、どうしても基準額、報酬が決められて、その人に支給すると公平ではないかと、やはり町民の誠意と財産を守る自発的な活動についてちょっと違うなという思いがあるところです。

そういったところもクリアできるような、こういった条例の改正、消防活動について家族も賛同いただけるような、そういった周知、団員の募集も含めてこの基準の策定、どうしてもやらないといけないということになりますので、そういった観点からぜひ基準等2市1町、すり合わせをしながら国県を動かして、ぜひ本町独自の基準等を行っていただきたいと思っております。

そのような観点から、支給に関してなんですけども、先ほど申しました、ちょっと足が遠のくような団員に対しての報酬に関して、どのような考え方というか、そういった支給等に対する対応、対策みたいなものがあるかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

現在、団員報酬費用弁償につきましては、各団員から委任状にいただき、各部へ一括振込を行っております。このことにつきましては、以前から各部が部門運営を行っていくに当たり必要となっている制度でもございます。今回、国からは団員報酬、出勤報酬について個人に支給すべきとの基準が示されております。

個人支給につきましては、各部の部長会で意見を伺い、昨年度につきましても意見を聴取しておりますが、部長全員が部への振込を希望するという結果になっております。

今回、新たに示された基準においても、部よりの一括振込が可能なのか、また、他市町村の状況を見ながら検討していくこととしております。

消防団活動を実施していない団員につきましては、各部団員や各地区の公安委員会と協力しながら、町といたしましても活動を行っていくよう促すとともに、消防団活動に理解を持った団員の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、消防団員の教育、訓練、技能研修についてですけれども、コロナ禍においてなかなか難しく中止ということが相次いでおりました。しかし、やるべきはやる、特に新部長とかに任命された団員、こういった教育訓練、都城市では消防署に2日間、コロナ前は、コロナ禍は1日間、テキスト等を使って研修を行っているということを伺いました。

こういった団長を中心とした団員への研修というのは本町も行う必要があるのではないかと思いますので、現在、どのような形で行われているか伺いたいと思ひます。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

通常、新部長に着任した団員への訓練等についてなのでございますが、着任後4月に県の消防学校で1泊2日の指揮幹部研修、全員が指揮過程を受講していただいております。

その後、団員の規律等のための通常点検訓練等を行い、火災防御訓練においては実際の過程、現場指揮を模擬的に実施しているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、消防学校入校が中止になるなど、新部長への教育面については大きな影響が出ているところでございます。

ただいまの議員から御紹介のありました都城市の例でございますけれども、新部長に対してのテキストなどの利用した研修を行っていく必要があるのではないかとということで、お示しいただいておりますので、都城市の研修のほうの内容を確認させていただきながら、今後の研修の在り方の参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

1人でも多く優秀団員が本町を支えていただけるような、基礎的な内容を含めて勉強を、教育訓練を行っていただきたいなと思っております。

技能研修についても同様に、火災が起きますと消火活動に一生懸命になるわけですが、そこで一つ操作を誤ってしまうと、体への負担であつたりとか、消火活動に支障が起ることもあります。この2年間、2年間というか1年ちょっとですけれども、研修がなかったことによって本町で起こつ

た火災の的確な操作等に支障が、もっと新しく入団された方々への研修等も含めて行っていれば、迅速な活動は行われたということもあるかもしれません。

しかし、今優秀な団員の後支えによって火災が、消火活動がしっかりとした形になっているというのも事実ですので、今後も技能研修等を進めていっていただきたいなと思っております。

次に、防火水槽・消火栓表示板及び消火栓蓋についてお願いいたします。

本質問を行うに当たりまして、町内各種回ったところの写真等を提示させていただきました。かなり失礼があつて、見にくい状態にあります。また、夜間、消火活動を行いますと、すりの確保で回るわけですが、どこに消火栓があるのかも分からないし、雨等で濡れている地面の道路で蓋が埋もれていたりとか、また蓋自体の色が同化していたりとかということで、派手なものにする必要があるのではないかと考えているわけですが、こういった消火栓の表示板なんかを適宜交換しているのか、交換する考えがあるのか伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

防火水槽、消火栓表示につきましては、通常、各消防団での整備、点検や地元からの通知によりまして表示板の表示が見えにくくなっているものや老朽化しているものの把握をしながら、順次修繕等を行っております。

現在、危機管理係により設置している防火水槽の全てを点検中であり、併せて表示板についても点検をしている最中でございます。また、消火栓についても消火栓蓋を開け、バルブの確認及び水が出るかの確認を行っております。

検査で不備のある箇所については、反射式の標識等に変更していくことで改善が図られていくものと考えております。また、消火栓蓋につきましても、修繕等に必要な蓋などから修繕と併せて塗料の塗装などができないかの検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

迅速な消火活動になることをお願いしたいと思っております。

また、この防災メールが新しくなりまして、かなり出動に位置情報が表示されることによって大変スムーズにいております。こういったところで、またちょっと広く、範囲が大まかで分かりづらいところもありますので、極力ピンポイントでなるような、そういった対応とか機能を追加することはできないでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

現在、運用している火災覚知メールにつきましては、西諸広域消防本部の指令台から高原町に配信されたデータを本町の職員専用メールを介して消防団に転送しております。システムにつきましては、西諸広域消防本部指令台のメールシステムになりますので、高原町の配信システムでは追加の機能は不可能ということでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

承知いたしました。

そういった際に、ポンプ車にカーナビ等、ナビゲーションシステム、また専用タブレット等を配付いただくと、より迅速にいけるのではないかと考えております。

このナビシステムの設置に関しては、配付されているのか各部に任されているのかというののもちょっと伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

水槽や消火栓の位置などにつきましては、民間の水利マップ等のアプリがございますので、部長会を通じて案内をしているところでございまして、ナビ等については配付していないところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

ポンプ車に設置するのが各部に任されているのか、ついている部とついていない部があると伺ったところですが、今現状をお伺いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

カーナビ、あるいはバックモニターについては各部に任している状況でございます。

あと、今後、役場などで設置しないといけないと考えておりますのが、ドライブレコーダー、こちらについては各部に配置するように検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

次に、住民への情報提供について伺います。

役場からのお知らせについては担当者と副担当者の2名体制で行われているということで、私が受けた相談というか、クレームに関しては、今後改善されていくものだと思っておりますし、そういった相談も役場のほうに問い合わせがあるのではないかと考えております。

人間が行うことですので、全てを把握するというのは難しいかもしれませんが、お知らせにうたったものに関しては、ぜひ皆様に共有、共通で、マニュアル等があればマニュアル等で、一枚紙でも電話対応ができるような形の工夫をぜひお願いしたいと考えております。

こういったことで一生懸命やられている皆様が御批判をいただくのはちょっと心苦しいなという思いから、本質問をいたしました。

また、次に回覧板についてお願いいたします。

現在、回覧板なのですが、どのような頻度で更新とか配付をされているかを伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

回覧板の更新や配付についてなのでございますけれども、新しい回覧板は役場で現在作成しております、各班の古くなりました回覧板は各区長さん経由で申し出ていただき、新しい回覧板を配付させていただいております。

御存じでない班長さんもいらっしゃいますので、今後周知してまいりたいとおもいます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

回覧板も本当にぼろぼろで私の手元に来たときに、こんなんで毎回来るのはという質問がありましたので、適宜更新。で、区長さんはもうこれでいいだろうということでされていることもあるかもしれないので、仕掛けていただいて、ぜひ更新と、その回覧板の外側とかに印刷されている印刷物に関しても、本町の、もう存在しないような業者が印刷されているというような声もありましたので、そういったものも更新していただいたり、スポンサー制度ですね、そういったものを導入していただいて、費用負担を軽減する、スポンサーによって改善されるような回覧板の更新、また雨に濡れても強いような状態のものに替えていくなど、様々な回覧板の改正というか、更新についても考えられると思いますので、ぜひその点も併せてお願いしたいと思っております。

また、そういったスポンサーになりたいという方も本町には何人かお聞きしましたので、ぜひそういったものも採用いただければと思って、併せてお願いしたいと思います。

次に、ほほえみカレンダーについてお願いしたいと思います。

ほほえみカレンダーがあって助かっているという声もあります。ただ、高齢者については文字が小さくて見えないということもあったり、また数あるカレンダー、年度末にたくさんのカレンダーが自分の手元にあってという方もありまして、ほほえみカレンダーはどれだけ利用されているかというのはちょっと未知数ではありますけれども、そのカレンダーの機能どんなのか、そういった情報の提供なのか、見直す時期にあるのではないかと思います、本質問をさせていただきたいと思います。

現在、配付先ですね、それを伺いたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

ほほえみカレンダーにつきましての御質問ですが、カレンダー要素はもちろんでございますが、学校行事をはじめ納税、ごみ収集日、運動教室やイベント情報など、行政情報につきましても、幅広く掲載を行っております。

しかしながら、令和3年度予算ベースで作成に要する経費が205万9,200円であり、利用の形態や経費削減の掌握などについて、今年度中に多方面からご意見をいただきながら、在り方や新たなものに替えないかなどを検討していくこととしております。

なお、現在の配付先でございますが、区長会による住民各戸の配付、それに加えまして、学校等の各公共機関への配付をしております。また、住民係窓口においても転入者への配付をお願いしております。

あと、茶飲み場、開放施設にも配付をしております。そして、飲食店などの町内の業者につきましては、依頼がございましたらその都度、お渡ししているということであります。

以上であります。

○6番（福澤卓志君）

今後、継続するにしても更新するにしても、情報を正しく、その月ごとでこの日に何があるということが分かればすごくありがたいなというふうなところもありますので、多くの方が利用してもらえるような、また選んでいただけるような内容に今後継続するならば、ぜひその点を含めてお願いをしたいと思っております。

なくすにしても、一言、今現在、どういうことだということも御意見をいただくような場もあったほうがいいのではないかなと思いますので、併せてお願いしたいと思っております。

では、納税通知を含む各種郵送について伺いたいと思います。

納税通知書等個別郵送、これは、世帯ごとにまとめて郵送いただくと助かるという声がありまして、本質問をいたします。世帯ごとに奥様の、例えば、同時期にたくさんのものがつくと、ですから、一つにまとめていただくと、郵送料もかからないし、いいのだがということなのですけれども、そういうった考えがあるかを伺いたいと思います。

○税務課長（平川昌知君）

福澤議員の御質問にお答えいたします。

税に対する納税通知書につきましてですけれども、納税通知書の効力を有効にするため、現在では納税義務者個人の住所へ郵送または交付をいたしております、今後もどのように送達したいと考えております。

また、送料の抑制につきましてですけれども、督促状発送時には会計課で協力をして発送準備を行っております。

納税義務者ごとではございますが、納期限は同じでありまして、例えば、町県民税、国民健康保険税、介護保険料の督促状等はまとめて納税義務者に発送いたしているところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

督促に関しては、払いたくても払えないという方が大変多くいると伺っていますし、コロナ禍で大変苦渋な生活をされている方もいると聞いておりますけれども、まとめて督促が来た場合、自分だったらぞっとするなと思ひまして、その種類、個別に配付されるのは分かりやすいと思います。その納税義務者に対して、あなたに対して通知していますということで理解はするのですけれども、まとめての意味がちょっと違ったなと思ひまして、そういったものに関しては、やはりこうお電話なり、今どういう状況かということヒアリングいただくとか、納税について少し待つというか、そうい

った対応なんかもできるのではないかと思いますけれども、こういった、払いたくても払えないような方々に対しての相談の対応等、今どのようにされているか伺いたいと思います。

○税務課長（平川昌知君）

福澤議員の御質問にお答えいたします。

払いたくても払えないという相談を電話や来庁による相談でそれぞれございます。対応といたしましては、納税相談を行いまして、分割納付、高額な方につきましては分割納付をお願いいたしまして、個人の状況に応じまして分割納付の金額等をそれぞれ記入していただいて、うちのほうに提出いただいているという状況でございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

通知が来てから相談に来るということがあると思いますし、また、それこそ督促が来てしまったと、あせって駆け込んで来られる方もいるかと思うので、できましたら、お手数だと思いますし、人員が足りなければそこに配置されていると思いますけど、していただきながら、納税されていませんけどというような案内があればいいなと思いましたので、急に差押えとか、重い、重篤な対応とかが通知一本、茶封筒で来るような、そういったちょっと心が折れるというか、どうしたらいいのだって路頭に迷うようなことがないような対応というのをぜひお願いしたいと思います。

また、特殊にはなりますけれども、本質の特殊になりますけれども、この家庭の状況において郵送先を変えてほしいと。住所上は一つの住所なのですが、心にとりかねて肉体に精神的な負担を強い方で別居状態にある場合に、相談があればそういった申し入れを受けて別配付、住所が特定されないような形の対応ということを、できるかどうかを伺いたいと思います。

○税務課長（平川昌知君）

福澤議員の御質問にお答えいたします。

特殊事情ということでございますけれども、郵送先を変えてほしいという等の相談がございましたら、うちのほうから書類送付先変更申請書というのを相談者へお渡し、必要事項を記入していただいて、うちのほうに提出をいただいております。

その申請書につきましては、税だけに限らず、福祉関係の書類であったりとか介護関係の書類であったりとか、国保関係の書類であったりも同時に送付先を変更できるような環境に今あるところでございます。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

大変ありがたいと思います。多岐にわたる家庭環境において、そういったケアができるような状況にあるということは、守られるべき人もおられるということになりますので、窓口1本でも多岐にわたる情報等に関しては、そういった対応をしていただけるというので、今後も引き続きお願いしたいと思います。

税率とか税収の向上については、やはり町民の理解を得ながら行っていかなければいけないものじゃないかなと思っております。特に昨年度よりも上がっているとか、そういった方に対しては、やはり、あてにしていたものが、そこから切り崩さないといけないということもあったりして、大変な思いをされている。でも、それでも、やはり払いたいけど払えないという方に対して、どのような形で対応できるかというのも、一つ大事なんじゃないかと思っています。

通知一本で受け取って御苦労されている方もおると思いますので、電話なりとかそういったもので、少しでも相談に乗りながら税率のアップ、不公平感のない、正直者がばかを見ないような状態になっていただきたいなと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

◎ 散 会

午後 4時33分 散会

令和3年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和3年6月10日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和3年6月10日 午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

中 村 昇 議 員

末 永 充 議 員

日程第2 報告第 3号 令和2年度高原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第3 議案第38号 西諸地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約の協議について

日程第4 議案第40号 高原町手数料条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第41号 高原町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第43号 令和3年度高原町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第39号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第42号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

中 村 昇 議 員

末 永 充 議 員

日程第2 報告第 3号 令和2年度高原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第3 議案第38号 西諸地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約の協議について

日程第4 議案第40号 高原町手数料条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第41号 高原町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第43号 令和3年度高原町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第39号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第42号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第2号)

出席議員(10名)

1番 陣 圭介君

2番 反田 吉巳君

3番 松元 茂春君

4番 中村 昇 君

5番 温水 宜昭君

6番 福澤 卓志君

7番 末永 充 君

8番 入佐 廣登君

9番 前原 淳一君

10番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中嶋 秀一君	書記（事務局次長）	中嶋 雄二君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君
産業創生課長	森山 業 君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	末永 恵治君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

○4番（中村昇君）

〔登壇〕

私は、質問通告に基づきまして質問をいたします。明快かつ誠実な答弁をお願いいたします。

まず、デジタル法についてお伺いをいたします。

デジタル関連法が5月12日、参議院本会議で成立しました。菅政権は、デジタル化の司令塔となるデジタル庁を発足させ、マイナンバーカードの普及、行政手続のオンライン化を進めようとしております。デジタル技術の発展と普及によって、行政等の業務や手続を効率化し、国民生活の利便

性を向上させることは大切であります。しかし、それは、行政機関が保有する膨大な個人情報の活用を国民自らが監視・監督できる法整備が一体に行わなければなりません。法案には、個人情報保護、個人の基本的な人権尊重のための新たな規定も欠落しているとの指摘があります。個人情報の保護やプライバシーを侵害するおそれはないのか、御見解をお伺いいたします。

自治体への影響について、お伺いをいたします。

基本法では、国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を掲げ、標準化法では、自治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけています。このことにより、自治体は国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えないことになりかねません。地方自治の多様性をなくし、自治体の自立性を失わせるおそれがあります。

自治体への影響について、どのように考えられるのか、御見解をお伺いいたします。

生活保護についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの影響で、雇用が悪化し、失業者が増加し、生活困窮者が増えております。新聞報道によりますと、2020年度1年間の生活保護件数が22万8,081件に上り、前年度から、5,039件、2.3%増え、リーマンショック以来、11年ぶりになることが厚生労働省の集計で明らかになりました。

また、母子世帯や障害者世帯などを除く64歳以下の現役世代の受給者世帯数は24万7,682世帯となり、前年同月比で、2.7%増、昨年3月より12か月連続の増加となっております。

これまで、生活保護行政では、水際作戦として、利用させない、申請書を渡さないなど行われてきましたが、コロナ禍の下、本町では、どのような窓口対応がなされているのか、御見解をお伺いいたします。

扶養照会についてであります。ある団体のアンケートによれば、生活保護を利用していない理由で最も多いのは、「家族や親戚に知られるのが嫌」であり、福祉事務所に生活保護申請者の親族に援助が可能かどうかという問い合わせを行う扶養照会が保護申請の障害になっていることが分かりました。調査等を行うのは、本町の場合、南部福祉こどもセンターであります。申請の最初の窓口として、どのように対応の仕方を取られているのか、御見解をお伺いいたします。

次に、町立病院についてお伺いいたします。

まず、病床削減推進法についてであります。5月21日の参議院本会議で、医療法等改正法が成立しました。この中で、全ての勤務医に2024年4月から医師の時間外労働上限を適用し、原則として、年間960時間以下とすることが決められました。これにより、町立病院の医師の勤務にはどのような影響があるのか、また、新たな対応が必要となるのか、御見解をお伺いいたします。

診療科目について、お伺いいたします。

現在、内科、外科、リハビリテーション科で、3つの診療科となっております。整形外科がないために物療棟のほうも活用が少ない状況ではないかと思っております。今、週に2回、非常勤の医師が来

られておりますが、診療科目としてでないと、なかなか患者の定着や増加につながらないのではないかと思います。

県内の6つの町立病院のうち、整形外科がないのは、日之影町と高原町だけであります。今、高齢化率も4割を超えており、高齢者の受診が多い整形外科は、小林のほうに行かれているように思います。町立病院の経営にもプラスになると考えますが、御見解をお伺いいたします。

検査機器についてお伺いいたします。

内科、外科にかかわらず、レントゲン写真の画像は医師の診断に重要なものになります。それが鮮明な画像ほど、より適切な診断になるものと思います。しかし、それがあまり明確でなかったりすれば、正しい判断ができなかったり、誤診も生じかねません。整形外科医の先生もレントゲン写真については、あまり明確でないと話もされております。今後、精度の高いものに更新する必要があるのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

最後に、地域医療について、お伺いいたします。

小林市立病院の産婦人科についてであります。小林市立病院では、2019年1月より産婦人科の常勤医師1名と非常勤医師の交代により、分娩が再開され、里帰り出産も開始されております。また、西諸地区市町保健連絡協議会では、2市1町で負担金をそれぞれ拠出し、分娩体制の整備も図られております。そのような中、この市立病院の産婦人科が休診になるようなことを聞いております。これが事実とすれば、町内の妊婦の出産に大きな影響が考えられますが、どのようなことにあるのか、御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは、本日の一般質問の答弁を行います。

まず、中村昇議員よりの御質問にお答えをいたします。

中村議員からは、大きく3点にわたる御質問をいただいたところでございます。

まず、デジタル改革関連法に係る主に個人情報保護についての御質問でございました。お答えいたします。

本法律につきましては、令和3年5月12日の参議院本会議で可決・成立したところでございます。中村議員の御指摘のとおり、個人情報保護制度の見直しも盛り込まれているところであります。これまで国や地方自治体、民間で、それぞれ異なっていた個人情報保護のルールを一本化することを柱として、これまで、地方自治体が条例で個別に定めておりました個人情報保護のルールを全国で共通化するものと私も理解をいたしております。

一部報道によりますと、今回の法整備に伴い、個人情報保護に関する運用も見直されたことから、これまで、個人情報の扱いに厳しい制度を定めてきた自治体から第三者への提供や目的外利用の基準が緩和されるケースがあるとの懸念も考えられているところであります。

国は、個人情報の適正な取扱いの監視・監督について、個人情報保護委員会の体制を強化するとともに、個人が自治体などに不適正な利用の停止を求めることができる権利の実効性が担保されるようガイドラインを策定するなど、対策を進めることとしております。

本町といたしましては、今後の国の動向に注視しつつ、個人情報の不適切な利用がなされないように、今後、策定される国のガイドライン等に準じながら、個人情報の適切な取扱いを行っていきたいと考えております。

次に、同じくデジタル法関連の自治体への影響という内容の御質問でございました。

デジタル改革関連法の成立と併せ、地方公共団体、情報システム標準化に関する法律が令和3年5月12日に成立しております。この法律の成立により、今後、2025年度までに、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な業務を処理する情報システム、いわゆる基幹系情報システムを国が定めた基準に適合するよう標準化していくことが義務となっているようであります。

このことにより、情報システム基盤の統合が図られ、全ての自治体で、住民の利便性向上の観点から、共通的なサービスの提供が可能となるのであります。

一方、中村議員から御指摘のありましたシステム標準化によるカスタマイズ等の仕様変更が制限されるおそれについてであります。標準化される各種基準等について、現在、国からの明確な策定内容が公表されておきませんが、策定時には、地方公共団体等の意見反映の措置を講じることが法律によりうたわれているため、町といたしましても、現在の住民サービスの持続、向上ができるよう、必要に応じた要望等を行っていきたいと考えております。

次に、生活保護関連、コロナ禍の生活保護というような御質問でございました。お答えいたします。まず、令和元年度と令和2年度の新規の生活保護申請件数を比較しますと、令和元年度が8件、令和2年度が17件となっており、全国の申請平均と同様に増加しているというような傾向がございます。

また、保護決定件数については、令和元年度は8件、令和2年度については、13件ございます。その中に、先ほど申し上げました17件のうち、却下が3件、取下げが1件ございます。このことにより、決定件数が13件ということになっています。

コロナウイルス感染症が直接関係する申請については、明確な件数は把握しておりませんが、申請及び決定された件数が増えているという状況にあることから、今回のコロナウイルス感染症が少なからず影響があるのではないかと考えております。

また、今後につきましては、国や地方自治体が現在実施している貸付補助事業が終了した後に、さらに、コロナに関係した申請が増えてくる可能性があるということも思われます。

申請に係る窓口対応についてでありますけれども、担当職員が相談内容を聞き取った上で、その場で申請を記入していただくなど、いわゆる申請側の身になって、丁寧な対応に心がけておりまして、このような状況の中、申請書を渡さないとか、あるいは、受け付けないと、こういったケースはないと考えております。

同じく生活保護関連の質問でございます。

扶養照会についてお答えいたします。扶養照会とは、生活保護の申請をしようとしている人や生活保護を受けて生活している人の3親等内の親族に対して、援助の依頼を行うための調査であります。扶養調査につきましては、生活保護の申請者にとって、生活保護の申請が親族に知られてしまうのではとの、このようなことから、申請の妨げとなる大きな要因でありましたが、国が今年扶養照会に関する運用を見直したところでございます。

当町においては、生活保護の決定や支給は南部福祉こどもセンターが行っており、本町で行っていることは、相談と申請の受付のみを行っております。そのため、扶養調査は行っていないのが現状で、提出された申請書を南部福祉こどもセンターへ進達しているものでございます。

次に、地域医療と町立病院についての中で、3項目についての御質問でございました。

まず、初めに、病床数削減法についての医師の働き方改革の御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目的とした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の上限規制が新たに規定されました。

ただいまの中村議員の御質問の中でありましたように、医業に関する医師については、附則において、2024年、令和6年3月までに上限規制の適用を猶予し、医療界の参加の下で検討の場を設け、規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策などについて検討を行い、令和6年4月から適用されるということになっております。

現在のところ、3年後の適用を見据え、コロナ禍における医療現場の現状を確認しながら、慎重に検討されているようであります。

このような中、町立病院の勤務医については、これまで、労働基準法などに基づく基本的な労働時間の管理で対応できているため、現段階においては、時間外労働の影響はないものと認識いたしております。

しかしながら、町立病院は救急告示病院であることから、夜間や休診日などにおける医師の宿日直やそれに伴う診療放射線技師や臨床検査技師等の医療スタッフの待機、当番制の取扱いが時間外労働とみなされるのかどうかなどが病院経営にとって大きな課題となってくるところであり、今後の動向を注視すべきものと思っております。

続きまして、診療科目についての御質問にお答えいたします。

中村議員からは、貴重な御提案をいただいたところでございます。

御案内のとおり、医療機関が広告できる診療科目については、当該医療機関に勤務する医師1人に対し、主たる診療科名を2つまで広告することができることとなっております。

現在、町立病院においては、内科、外科、リハビリテーション科の3科目を標榜いたしておりますが、中村議員から御提案のありました整形外科の医師をはじめ、循環器内科、肝臓内科、呼吸器内科及び呼吸器外科の医師にも御勤務をいただいているところであります。このようなことから、標榜する科目の見直しについては、どのような形態がよいのかを含め、委員長をはじめ医療スタッフと前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、検査機器についてであります。

中村議員から御質問にありました検査機器は、２０１１年３月に導入いたしましたエックス線装置、ＦＣＲシステムであると考えます。既に導入から１０年が経過しておりますが、現在も保守点検を行いながら使用いたしております。

御案内のとおり、エックス線のみならず、医療設備は高額であり、その導入に関しては、更新の時期や必要性、また、病院の経営状況など苦慮しているのが現状でございます。

このことから、できるだけ鮮明な検査機器を導入したほうがいいのではないかという御提案であります。様々な実情がございますので、こういったものを踏まえながら慎重に検討する必要があるものというように認識をいたしております。

続きまして、小林市立病院の産婦人科に関する御質問にお答えいたします。

小林市立病院の産婦人科診療につきましては、これまで西諸が一体となって取り組んできております。これまで１００人を超える新しい命が誕生したと聞いており、大変喜ばしく、産婦人科医師をはじめ他の診療科医師の献身的な努力により、これまで一度の事故もなく、安全第一に分娩が行われていることに深く感謝をいたしております。

分娩再開から３年目を迎え、現場の先生方には大変な御苦勞をおかけしているというように思っております。今後の産婦人科診療の在り方について、現在の診療状況も踏まえながら、関係機関と連携し、西諸各首長で議論を進めてまいります。

休診に向けての御質問ございました。休診に向けた調整を現在行っているというような説明を受けております。しかし、その時期等については、まだ、私としては聞いていないところでございます。以上でございます。

〔降壇〕

○４番（中村昇君）

まず、デジタル法でありますけれども、現行の個人情報保護法制は、個人情報の取扱いに当たって、利用目的をできる限り特定し、第三者提供は、あらかじめ本人の同意を得ることを原則としております。しかし、政府は、既に２０１６年に国などが保有する個人情報を通常の方法では個人が識別できないように加工した上で、民間事業者提供する非識別加工情報制度を導入しております。既に国や独立行政法人は、大量の個人情報ファイルを非識別加工し、民間利活用の提案募集にかけています。

横田基地騒音訴訟の原告の方々の情報や国立大学の学生の家庭事情、受験生の入試の点数まで、データ利用したい民間事業者からの提案募集の対象としてきました。プライバシーに関わる情報を本人が知らぬ間に、行政から民間へデータ提供するのがこの制度であります。個人情報保護をないがしろにし、プライバシーを侵害するおそれがあります。このことを指摘しておきたいと思います。次に、マイナンバーカードについてであります。政府は、マイナポイントなど様々なカード取得推進策を進めてきております。しかし、普及は進んでいないようにも思いますが、本町での取組状況について伺いをいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの交付状況でございますが、令和３年５月２３日現在の交付件数は、２,５９８件で、２８％の交付率となっております。

ちなみに、令和２年５月２４日現在の交付件数１,１２５件と比較しますと、１年で２．３倍の交付件数となっております。また、マイナンバーカードの交付に係る出張申請受付、休日開庁及び延長窓口の利用状況についてお答えいたします。

マイナンバーカードの申請や受け取りの機会拡大のため、令和２年１１月より、地域の団体等からの要請に応じた出張申請受付、令和２年１２月より、月１回の休日開庁、令和３年３月より、月１回の平日時間外での延長窓口の対応を開始しております。

令和２年度における利用状況としましては、出張申請受付に５回以上の５４件、休日開庁に５５件、延長窓口に６件の利用があったところでございます。

以上でございます。

○４番（中村昇君）

全国が３０％ぐらいということで、同様な割合ではないかなと思います。

マイナンバーカードは、全国民が２０２２年度までに取得することを目標にし、３月からは健康保険証としての利用開始、運転免許証との一体化も計画をされております。

それから、国民の所得や資産、医療、教育などを対象とするなど、あらゆる分野で、マイナンバーカードとサービスの連携が進められようとしております。既に各府省庁も予算を組んでおります。厚生労働省では、保健医療ビッグデータの利活用可能にするシステム構築費として、２１年度は１９６（５６：３８）円を組んでおります。内閣府はマイナポータルを通じて、今、児童手当の申請や保育所入所申込みなど利用をできるように進めておりますけれども、こうした一連の施策は、マイナンバーカードがないと公的サービスを含めた様々なサービスが受けられない状況をつくり出し、自主的にカード取得を強要するのではないかと考えます。今、いろんなデータが蓄積されていくわけでありまして、そういう中にありまして、個人情報をいかに保護していくかということが大事になってくるかと思えます。本町では、個人情報の保護のセキュリティ対策について、どのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度を円滑に運用していくためには、高いレベルでの情報セキュリティが求められております。このため、システムへのアクセス制限、通信の暗号化などの保護措置が講じられているところでございます。

加えて、個人情報を分散管理することによりまして、万が一、マイナンバーを含む情報が漏れた場合にも、情報漏えいの連鎖を防ぐための安全管理措置が講じられていると理解しております。このほか、国が設けておりますウェブサイトにおきまして、自分自身のいわゆる特定個人情報がど

ここに提供されたか、また、いつ、提供されたかといったような記録を確認することもできます。万が一、不正利用が確認された場合の経営罰の規定も設けられているところでございます。

さらに、マイナンバーカードには、税や年金、病歴といったプライバシー性の高い個人情報、カード自身に記録されるということにはなっておりませんので、カードの紛失により重要な情報が漏えいするということはないと考えております。

このように、マイナンバー制度におきましては、個人情報に対する様々な安全管理措置が講じられていると認識しております。

以上です。

○4番（中村昇君）

いろいろ講じるというようなことでありますけれども、くしくも昨日の一般質問でもありましたけれども、職員による情報の持ち出し、第三者に対しての情報提供とか、職員の方々のそういったセキュリティ対策、どのようになされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

今、ただいまの中村議員からご質問がありました。確かに、今後、このデジタル化が行政でも進むということになりますと、やはり、個人情報を取り扱う機会が当然増えてくるだろうというように思います。

今、町でも、個人情報保護条例等の制定もいたしておりますけれども、やはり、今後、国の今後示されますガイドライン等も参考にしながら、この個人情報の保護、これについては、全てをまた見直しながら、徹底した職員のこの管理、これをまた行っていかなければならないと考えております。

以上です。

○4番（中村昇君）

しっかりとした対策を講じていただきたいと思います。

それから、自治体への影響についてでありますけれども、富山県の上市町というのがありますけれども、我が党町議の質問で、3人目の国税の免除、65歳以上の重度身障者の窓口負担免除の提案をしたところ、町長が、自治体クラウドを採用しており、仕様変更はできないと答弁をしております。高原町も、これまで自治体クラウドに入っておりますけれども、こういった自治体独自の施策が統一化されれば、難しくなってくるというようにも思いますけれども、改めて、この点についてお伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

まず、私のほうでお答えをさせていただきます。

これまで、高原町は、今、御質問ありましたように、今、自治体クラウドで運用いたしております。今後、このクラウドの範囲が全国に広がるというように考えたときに、今、先ほど申し上げましたように、個人情報の保護というのはますます徹底しなければならないということ、それと私どもも懸念がありますのが、今、御質問のありましたように町独自の施策等を、システムを活用してやる

カスタマイズ等を行わなければならない。これは今後も発生してくるだろうと。このことにつきましては、やはり、全国の自治体それぞれシステムを活用するという意味で、こういった事例が恐らく出てくるだろうと。やはり、高原町としましても、今後も、これまで政策的なものに、こういったシステム、基幹システム等を活用しておりますので、このことについては、今後のこの法律の施行によって、そういった自治体独自のそういったものに影響がないように、引き続き活用できるようには要望をしていかなければならないし、また、そういった意見も述べていきたいと考えております。

以上です。

○4番（中村昇君）

デジタル行政の最後になりますけれども、これまで、コロナのワクチン接種のテレビでも報道されましたけれども、大規模施設でのワクチン接種については、予約が電話でできないとか、オンラインでしか申し込めない。それから高原町でもありましたけれども、持続化給付金の申請も電話等では受け付けないと、オンラインしか対応しないということで、高原町では、商工会のほうで対応していただいて、よかったのですけれども、今後、こういったデジタル行政が進む中で、高齢者等が取り残されていく懸念が出てくるわけですが、このデジタル行政の中で、そういった方々への配慮といいますか、どのようにして対応されていかれるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私のほうでお答えいたします。

やはり、国がデジタル化を進めるに当たって、特にスマートフォン等で、こういった情報を得たり、マイナポータル、こういった活用を図っていくには、高齢者の方たちも取り込んでいかないと、国の施策としてのデジタル化の波に乗っていけない、活用ができないということになろうかと思えます。

このたび、町でキャッシュレスの促進事業を計画いたしておりますけれども、それに併せまして、6月と7月にスマートフォン利用の教室を計画いたしております。これで、その高齢者の方たちにスマートフォンをまず使っていただきながら機能を覚えていただくと。そういう高齢者向けのそういった直接普及を図っていく、そういったもの等も当然必要になってくると。これは一つの高齢者対策なり、情報対策であろうというように考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

高齢者の皆さんがそういった行政サービスが受けられないことがないように、対応をしっかりとしていきたいと思えます。

生活保護についてでありますけれども、令和元年度と比較して、やはり、令和2年度は増えていると。全国的なそういう生活保護の増ということが本町でも出てきております。そういう中で、令和2年4月7日に厚生労働省が都道府県に対して、新型コロナウイルス感染症防止のための生活保護業務における対応についてということで、通知を出しております。

まず、申請相談について、先ほど答弁もありましたけれども、どのように窓口対応として受け付けておられるのか、まず、そこをお聞きしたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

生活保護の申請につきましては、まず、窓口で町民の方がいらっしゃったときに、担当の職員もしくは係長が相談内容を聞き取ります。ある程度、申請書に沿いながら、相談を行うわけですが、そういったところで、ある程度、内容が分かった時点で、南部福祉こどもセンターのほうの担当職員に電話で連絡をいたします。ある程度、その内容で、その場で、ある程度具体的な相談内容が分かっているならば、その場でも申請書を受け付けてくださいということになる場合もございますし、ある程度申請書を書いたもので、センターのほうの職員が指導というか、職員のほうに、こういうことをあと聞いてもらえませんかとか、資産の状況であるとか、そういった状況を聞いて、申請書を受け付けて、センターのほうへ進達しているという状況でございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

この通知によりますと、申請の相談は、まず役場の窓口だと思うのですが、保護の申請意思を確認した上で、その申請の意思がある方には、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、そのほかは後日聴取するというので、長時間にならないように工夫されたいというふうにあるのですが、この申請に当たっては、生活保護の実施要領にもあると思うのですが、申請の意思があれば、申請用紙を渡すということが必要ではないかなと思うのですよ。あれこれ聞いて、もう駄目かということで、申請をためらってしまうということがないようにすべきじゃないかなと思います。

厚生労働省のホームページでも、生活保護の申請は国民の権利ですと、生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体まで御相談くださいということが書かれています。前総理大臣の安倍総理大臣もそのような趣旨の発言もなされております。ですから、保護の申請の意思を確認するだけでも、申請受付ができるのではないかなというふうに、申請の用紙を渡すべきじゃないかなと思いますけれども、そのあたりについてお伺いいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、意思の確認も行っております。

その場合に、先ほども言いました詳細を聞き取るわけじゃなくて、もうその場で、緊急性のある方もいらっしゃいますので、その場でもう申請をある程度、自分で書ける部分だけ書いていただいて、その申請書も受け付けて、ある程度センターのほうの職員に送付して、今度センターのほうで、ケースワーカーがすぐその方が住んでいらっしゃる方に行って、面談をして、申請決定という。もう通常でありますと14日以内というのが原則とあるのですが、緊急性のある方については、そういうふうに早い対応もしていただいております。渡さないというケースは、ほぼないと思うのです。

が、ただ、先ほど言った担当者が面談したときに、預貯金のある方とかいらっしゃる場合がありますですよ。例えば、30万円あるとか、50万円あるという方がいらっしゃれば、例えば、当面の間は、そのお金を取り崩して生活ができるという判断をセンターのほうから、そういう指示があった場合は、当面、その場で申請書を渡して、また後日来てくださいという場合もあります。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

私も何件か相談を受けて、申請したりして経験がありますけれども、やはり、これまで玄関払いするような、そういったこともあったわけですから話をしているわけですが、そういった調査自体は、都城のセンターがやるわけで、その内容によって判断されるわけですから、そのあたりは、申請者がもう諦めたりとかしないように、意思があれば、渡していただきたいと思います。

それから、自動車保有なわけですが、今、通勤用自動車も保有している、保有も、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している方については、一部認められたりしておりますけれども、自動車保有については、どのように対応されておりますか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

最終的な判断というのはセンターのほうですわけですが、窓口での判断はしませんが、自動車を保有されているからといって申請を受け付けないということはございません。というのは、いろんなケースがございます。例えば、仕事に行く方が車を持っている場合とか、あと病院に行かないといけない方とかいろんな方々がいらっしゃいますので、一律の取り扱いをしていないところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

今後の通知の中では求職活動に必要な場合とか新たな項目も入っているわけですよ。それで、子供が保育園に行っている場合は送迎する場合とか。そういうこともありますので、柔軟にというか、そういうことの通知を踏まえて対応をしていただきたいと思います。

それから、医療保険の取り扱いについてなんですけれども、どのように対応されておりますか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

医療保険の取り扱いについて、生活保護を認定された場合には国民健康保険、社会保険等は喪失されます。その代わりとして医療券の交付がされるものと思っております。

○4番（中村昇君）

そのとおりなのですが、今度の通知はコロナ禍のもとで、当面の間、被保護者からの医療扶助申請は基本的に電話連絡で受け付けるというようになっているようでありますので、そのようにしていただきたいと思いますけれども。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

そのような取り扱いをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

それから、扶養照会についてでありますけれども、こどもセンターで扶養照会等については詳しく聞いた上で対応なされていると思いますけれども、やっぱり窓口でほかに御親族の方とかいらっしやいませんか聞かれたりしないとも限らないと思うのですよね。そういうときに諦めるとか、いやもう知らせたくないから止めておこうとか、そうならないようにしていただきたいと思います。

厚生労働省は長期入院患者、専業主婦、未成年者、高齢者、20年の音信不通といった親族には扶養照会はしないと取り扱っても差し支えないとしております。親族に照会するのは扶養が期待できる場合としております。

また、扶養照会の実務運用を今年改訂しておりますけれども、要保護者の意向を尊重すべき旨の規定が追加をされております。国会でも田村厚生労働大臣が今年の1月28日の国会答弁で、扶養照会は義務ではないとなっておりますので、その点を念頭に入れた対応をしていただきたいと思います。

それから、地域医療と町立病院ということで、町立病院についての医師の時間外労働上限については影響ないというようなお話でありました。

それから、診療科目についてなんですけれども、前向きに取り組みたいというお話でありました。病院に入って行って、左に事務の受け付けがありますけれども、テレビが正面にあって座っていらっしやる待合室がありますけれども、物療室が向かい側にあるわけですよね。すると、整形外科が診療科目としてなっていないということもあるかと思いますが、ほかの病院に行けばリハビリ室とかグリーンの見栄えのする看板で分かりやすい表示がなされているわけですよ。入った途端に、高原病院はリハビリもやっているのかというようなことが一目瞭然で分かるような、そういった表示は必要かなと思います。

私も知っている人が小林まで行って、整形外科に行ってリハビリ等もやっているということを聞いて、高原でもリハビリをやっているのだよ、ということで、ああそうねということで、事務長にも繋げて言ってもらって、本当今週2回来られている先生に診てもらって、よかったとお礼にもわざわざ来られたぐらい。やはりその辺の周知がなかなかされていない。今、週2回先生が診察に来ていらっしやるわけなんですけれども、やはりその物療室がどこにあるか分からないようなことではいけないと思いますけれども。その分かりやすい表示にしたほうがいいと思うのですけれども、その辺りについて伺いをしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

今の中村議員から御提案いただきました。元々のリハビリ室があったところは、リハビリ棟ということで改築前に建った棟でありまして、別棟になっているのですよね。だから、その辺も含めてなんですけど、先ほど町長も申しましたとおり、医療スタッフ、またはそのいろいろな先生方も含めて

ですけれども、こういった標語の仕方があるのか、またそういった工夫があるのかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

ぜひ分かりやすい表示をしていただきたいと思います。

それから、検査機器についてなんですけれども、高原病院の経営比較分析表というのを見させていただきました。この中で老朽化の状況についてということで書かれてあります。機械部品については老朽化が進み、レントゲンや検査機器について、耐用年数を迎え、更新時期にきていて、財源の確保と併せ検討するとされておりますけれども、レントゲン以外の検査機器でそういった更新を必要とするものがほかにもあるのか伺いたいします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

検査機器、今中村議員が申されたとおり、レントゲンだけでも13ぐらいあります。その中で検査室、リハビリ室、その辺等もいろいろ要望が上がってくるところでございます。今年度はそういう中で令和3年度の当初予算で御可決いただきましたX線のテレビシステムをX線室というかレントゲン室の更新を行うということで優先順位つけて更新したというところでございますので。いろいろ財政事情をいろいろ見ながら、様々な実情を踏まえて、更新していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

私自身の個人的なことですけれども、ちょっとけがをして骨折したのですけれども、日曜在宅医で小林の病院に行って、レントゲンを撮ってもらって、はっきりとそこで写真を見て、骨折をしているところが分かったのですけれども。先生が2週間後に、私のところでもいいし、町立病院でもいいから行きなさいということで2週間後に町立病院に行って、またレントゲン写真を撮ったのですけれども、先生がちょうど整形外科の先生ですけれども、技師と2人で写真見たのですけど、分かりませんって言われるわけですね。ですから、ええと思って、私また小林の病院に行って。そのときはCTも壊れちゃって、CTも写真に撮れなくて、小林の病院に行って、写真もらってきて、また病院の先生に診てもらう。ああこれはもうはっきり分かりますねというような先生の話で。やはり冒頭質問の中で言いましたように、やはりいきなりCTで骨折の写真を撮るということはないわけで、まずはレントゲン写真ですからやはり精度の高いものでないとしっかりした診断もできないということだと思うのですよ。ですから、やはり事務長が言われたように、更新をぜひ進めていただきたいと思います。これがやはり町立病院の経営にも影響はしてくると思うのですよ。素人が見て、写真で明確に骨折の部分が拡大して分かるぐらいですから、相当精度が違うと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、最後ですけれども、市立病院の産婦人科の休診の話。休診に向けて議論を進めているというような答弁でしたけれども、何が原因なのか。そこら辺りは周知されているのか、お伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私のほうでお答えさせていただきます。

この今御質問で何が原因なのかという御質問でありましたけれども、私のほうに伝わっている情報はそういった細かい情報はございません。これは先ほど答弁の中で、この件につきましては申し上げましたように、この西諸で分娩ができる医師を招聘するということで、今の産婦人科の医師が市立病院に赴任されて今3年目になるわけですけれども、当然私どもが考えますのは、やはり何とか今の産婦人科を継続していただきたいと、そういう願いでこれまでお願いをしてきておりますし。今、市立病院内でもどういった事情か詳しいことは聞いておりませんが、やはり努力をされているというように聞いておりますので、また今後私としましては推移を見守りながらまた場合によっては2市1町でお願いをしていく。あるいは、取り組んでいくということでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

この市立病院の産婦人科体制ですね、これはもちろん2市2町で取組まれることもあると思うのですけれども、さっき冒頭言った西諸地区市町保健連絡協議会で、そういった休診して整備も図ったといういきさつもありますけれども。小林だけの問題じゃないわけですね。やはり高原町の妊婦さんの出産に大きな影響が出てくるわけで、高原町でできるもの、対応ができるものがあるのか、ないのか。やっぱりその辺のどういう事情でこういうふうに話になっているのか、やはりそこら辺りは明らかにして、県のほうがどうなのかですね。やっぱり市だけで動いているような感じがするものですから。やっぱり町長が市長に申し入れて、そういう話し合いの場を。さっき今町長が述べられた経緯を見守るということじゃなくて、積極的にそういう場を作るなりして、やはりこの2市1町でやっぱり論議していくということが必要だと思うのですけれども、その辺りについてお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

中村議員のおっしゃるとおりであろうと、私も思います。先ほど申し上げましたように、市立病院でまず内部で今調整を懸命に図っておられると聞いておりますので、その経緯を見ながら、おそらくはまた2市1町、あるいは、先ほど中村議員の御質問でありました協議会、こういうものででも報告があろうかと思っておりますし。また、高原町としてどういった動きを今後すればいいのか。まだそこに至っていないという状況でございます。今後当然高原町、あるいはえびの市も含めて、やはりこの小林市立病院の産婦人科の継続には当然住民の期待も大きいわけでありますので、当然努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

少子化対策としてもやはりお産ができるところがあるかないかは大変重要だと思いますので、ぜひこの市立病院での分娩体制が継続できるように頑張って対応していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。１０分ぐらい休憩いたします。

午前１１時０２分 休憩

午前１１時１６分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、７番、末永充議員。

○７番（末永充君）

〔登壇〕

私は、質問通告に基づきまして質問いたします。

昨日の一般質問で、ほかの議員と重複している質問がありますが、再度お聞きいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種について質問いたします。

東京と大阪で新型コロナウイルスの大規模なワクチン接種が始まり、県は５月２７日、その動きが複数の自治体でも住民を対象とした広域集団接種を実施すると発表されました。

長期化するパンデミックは、経済的に困窮して命を失う人や、生活が破綻する人を生み出しています。ワクチン接種が終息に向けての大きな希望でもあります。

高原町では、高齢者が新型コロナウイルスワクチン接種の予約を取りにくい状況が続いて、直接ほへみ館に行って手続をしたという方もお聞きしております。

７５歳以上の高齢者ワクチン接種については、予約受付が何人で、現在までワクチン接種が何人終了していますか。また、県は西諸地域の小林市、えびの市、高原町の住民基本台帳に記載されている６５歳以上の高齢者を対象に１，４７０人、小林市民体育館で接種予定として接種希望者を募るということですが、高原町には何人の枠でしょうか。

６５歳以上の高齢者接種券はどうなっていますか。高原町での医療機関での接種が１日に４０人とお聞きしていますが、集団接種しないと７月末までに終了しないのではないのでしょうか、伺います。

次に、公共施設について質問します。

熊本地震をはじめとして、これまでの大地震において庁舎が倒壊、崩壊には至らないまでも、構造物の部分が部分的な損傷、構造物の落下等により地震後の機能継続が困難となった事例が見られました。大地震時の安全性確保に加えて、地震後も機能継続できるように求められています。

県内２６市町村の中で、耐震性の確保をされていない庁舎は、高原町だけあります。今後の方針について伺います。

次に、福祉行政について質問します。

全国的に保育士不足問題が起こっておりますが、高原町では3公立保育所と3つの私立保育所、保育園、そして認可外保育園があります。総称して保育所として言わせていただきますが、行政としては保育士の有資格者の方々と保育園へ紹介する橋渡しとしての役割が必要だと思います。高原町でも、保育士バンクの取組状況をお伺いします。

以上、大きく3点について壇上から質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

末永議員の御質問にお答えいたします。

ただいま大きく3つの御質問をお受けしたところでございます。まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてお答えいたします。

中での4点の御質問だったと受け取っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1点目で行ってまいりましたが、75歳以上の高齢者ワクチン接種についてなのでございます。

5月31日現在、1,568人の方の申込みを頂いております。5月10日から町内の医療機関において個別接種を開始いたしております。5月29日までの間に490名の方が1回目の接種を終了しており、5月31日からは2回目の接種が始まったところであります。

次に、県主体の広域集団接種についてでございます。この広域集団接種につきましては、1回目の接種が6月26日、27日に、そして2回目が7月17日と18日に実施される計画となっております。

西諸全体では、接種人数は1,470人でありまして、そのうち高原町の人数枠は、2日間で670人を予定いたしております。

次に、65歳以上の高齢者へのワクチン接種に関してでございます。

6月14日に65歳以上74歳以下の方に対しまして、接種券や予診票の発送を行い、予約受付については集団接種の予約を主体として、6月17日から予約の開始を予定しております。

次に、集団接種についてでありますけれども、先ほどのただいまの答弁で、西諸圏域での広域集団接種の計画について説明をさせていただきましたが、本町独自の集団接種につきましては、7月までに65歳以上の高齢者の方の接種を完了するために、7月の土曜日、日曜日を利用し、神武ホールにて町運営の集団接種を計画いたしております。

なお、この集団接種につきましては、県が実施いたしました医療従事者の公募事業により、医師、看護師の派遣を県のほうにお願いをいたしております。決定いたしております。

次の御質問でございますが、公共施設について庁舎関連の御質問でございました。

特に、防災拠点となる庁舎の耐震化という内容でございます。

高原町役場のこの現在耐震性が確保されていない庁舎でございますけれども、ただいまの御質問の御指摘のありましたように、県内では本町のみでございます。私としましても早急に取り組むべき課題であるという認識をいたしております。

この件につきましては、昨日の一般質問で温水議員の御質問に対して答弁をいたしましたとおりでございますけれども、やはり先延ばしできない問題でございますので、今後議員をはじめ町民の御意見もお伺いしながら、庁舎の建設計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3点目の御質問でございました保育士不足に対する取組でございます。

高原町では、町内の保育所等での就労を希望する方を支援し、保育所等において保育の担い手を確保するため、平成27年12月に高原町人材バンク運営要綱を整備し、保育士確保の体制構築を図っております。

当時、互人班回覧や町のホームページにより周知をしておりました。実態といたしましては、1名の方の登録があったと聞いておりますが、町内の保育所等への就職はなかったようでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○7番（末永充君）

それでは、新型コロナワクチン接種について質問させていただきますが、6月の区長会文書で、6月1日に区長会に広報紙、互人班を通じて配布されています。5月10日よりワクチン接種が始まったということで、ワクチン難民と安定的な接種について伺いますが、予約を取りにくい状況が続く中で、ワクチン予約難民とならないよう、行政は困っている人の声をきめ細かく拾い上げていかなければいけないと思っております。

当然、行政も町民に寄り添って高齢者目線に行っていらっしゃると思いますが、具体的にどのような対応をされていますか、お伺いいたします。

そして、安定的な接種を行うために、高価な薬液を無駄にしないために、当日キャンセル分についてどのように対処しているか、お伺いいたしたいと思えます。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

末永議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、ワクチン予約難民についての取組でございますけれども、本町におきまして今回のワクチン接種の予約に当たりまして、特に気をつけて取り組んだことでございますが、検討したことございますけれども、まず高齢者の方が自分で予約が取れる方法は何が一番いいかということを考えまして、多くの市町では、インターネットによる予約申込みを取り入れておるところでございますけれども、本町においては、高齢者目線を第一に考えまして、日常一番手軽に使っている電話、これでもって予約申込みをするのが一番ベターではないかということで、予約受付につきましては、電話を中心に行ったところでございます。

また、窓口対応も行っておりまして、そして代理による受付も行ったところでございます。

電話対応につきましても、コールセンターを設置したわけでございますけれども、コールセンターにつきましては外部委託ということ、手法は取らずに、職員自らがコールセンターの受付を行いまして、そういう中で、町民の方が気軽に予約するに当たって話すことができるように対応したところでございます。

そして、加えて予約先をほほえみ館一本にすることによりまして、接種を行う際に事前にほほえみ館職員が予診票の確認とか、そして記載の内容、そして注意事項等の説明を行ったところでございまして、このことにより接種医療機関の事務の軽減を図られたと思っております。

そして、かつコロナ対策として、院内での滞留時間もこのことによって軽減されたということとなっております。

そして、2つ目のキャンセルについて、でございますけれども、どうしても体調不良とかそういう場合で、当日キャンセルになる場合がございますけれども、その場合は既に予約を受け付けている方に対しまして、直接ほほえみ館のほうからお電話をいたしまして、来院できますかどうかの確認を取りまして、来院できる方につきましては、そのまま接種をしていただいているところで、キャンセルによって余剰が出ないようにしているところでございます。

そして、現在も予約受付のほうは行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

きめ細かな対応というような形でされていると思うのですが、高原町は電話予約、電話予約が難しい場合はファクスというような形で申込みというような形で町報に載っておりました。

電話が繋がらないとか、直接ほほえみ館に行って予約しましたという高齢者も現にいました。そういう方が、まだ予約されていない方が多いのではないかと思います。そういう方々の対応というのは、どんなふうにされるのでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

末永議員の御質問にお答えします。

予約の受付を行いました75歳以上の方につきましては、総数で2,164人いらっしゃるわけでございますけれども、5月31日現在で電話による受付が1,031人、ほほえみ館窓口による受付が537人、計1,568人の予約を受け付けているところでございます。

そうしますと、75歳以上の対象者2,164人に対しまして、5月31日現在で72.5%の方が接種を希望されたということになろうかと思います。

例年実施しております65歳以上の方の季節性インフルエンザ、こちらのほうの接種率がおおむね60%から65%ということでございますので、今の時点で75歳以上の方が72.5%申込みを頂いているということでございますので、ほとんどの方が予約を受け付けたのではなかろうかと思っております。

先ほどの答弁でもお話ししましたとおり、予約のほうは締め切ることはせずに、今もなお2、3人程度毎日予約をされておりますので、そこ辺のところは予約を締め切ることはせずに、今も受け付けております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

72.5%ということで、ほとんどの方がされていると思うのですが、町民の方々のというのが、区長会文書、6月の文書、そしてまた2回、恐らく6月15日以降文書等が配布されると思うのですが、やはり情報がないというか、新型コロナワクチンにどうしたら受付がいいのだろうかとか、あまりにも何か情報というのが、区長会文書等しか分らないと。

新聞等なんかでも見てはいるのですが、やはり今後、高齢者目線でコロナを乗り切っていたきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、今後の方針について壇上より説明を伺いました。公共施設について防災拠点となる代替施設ということで御質問いたしますが、本町において震度5強以上の地震が発生した場合、本庁舎が壊滅的になった事態に、代替施設も想定されますがということで、高原町は総務省、消防庁、防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果で、「代替施設指定はある」と答えております。どこになるのでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

地域防災計画に記載のとおり、高原町総合福祉センターほほえみ館でございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

私は、耐震化推進状況調査、これまで毎年状況調査を見ているのですが、日之影町が4月14日、もう完成ということで、西都市は6月ですね、6月頃には完成するというので、ホームページで確認をしたわけなのですが、そういうような中で高原町は耐震化がないと、そういう施設はほほえみ館にあるということでございますが、代替施設の整備について通信施設、ほかに体制整備がされているかお伺いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

役場庁舎の通信施設機能につきましては、全てを補完しているわけではございませんけれども、ほほえみ館の通信手段といたしましては、登録型メール、県の防災防犯メール、MCA無線が使用できるところでございます。

また、保管体制等についてなのでございますけれども、ほほえみ館のほうに耐火金庫を整備しております、公印や公用車のスペアキー、要援護者名簿などを保管しております。これに加えて役場庁舎にない機能といたしましては、非常用電源施設を設けているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

想定外のことが予想されるわけなのですが、これに伴って準備するマニュアルが必要であると思います。そういうマニュアルも今後されているのか、もし想定したときに、そういうマニュアルというものはつくっていらっしゃるのか、それをちょっとお伺いします。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

災害等につきましては、防災関係ですけれども、地域防災計画で詳しく定めていくということで、今年度地域防災計画の改訂を予定しておりますので、現状に合った計画のほうを策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

それで、機能できる施設整備について質問します。

令和2年の12月議会の答弁で、「本町が保有する74施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するために、施設の目的、位置づけ、利用状況、修繕費などをまとめ、施設の今後の在り方について各課に指示されたと思います」、こういう答弁でありましたので、その後の経過を分かる範囲内でお答えしていただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

これまでの公共施設整備に関します検討の経緯でございますが、本町がこれも温水議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、本町が保有する74の施設について、今後の在り方について検討するように私のほうでそれぞれの課に指示をいたしております。

その後、役場内部の公共施設等検討本部会議で、早急な検討が必要な施設を役場庁舎、小中学校、中央公民館、体育館、保育所、この5つに絞り、施設ごとに検討を開始しているところでございます。以上でございます。

○7番（末永充君）

12月の答弁にもございましたが、公共施設検討委員会、小中学校については高原町の学校の在り方検討委員会によって審議されました。そのほかの施設というのが、先ほど町長申し上げられましたけれども、役場庁舎、中央公民館、体育館など、早急な検討が必要な施設となりますが、どのように審議されたのか、私は施設の検討が遅いような感じがいたしてならないのですが、どうでしょうか。

○町長（高妻経信君）

公共施設の整備の検討につきましては、まず内部組織であります高原町公共施設等検討本部会議におきまして、これまで昨年令和2年2月、それと令和2年10月、本年5月28日と6月3日に検討を行ってきております。

内容についてでございますけれども、学校、庁舎、中央公民館、保育所、体育館の先ほど申し上げましたこの5つの施設についての現状と課題についての整理・検討の手順について審議をいたしております。

このうち、ただいまの御質問にありました学校施設につきましては、教育委員会におきまして学校の在り方検討委員会を設置し、検討を行っていただいております。昨年の12月に答申が行われております。

その後、教育委員会で協議検討を進め、高原町学校規模適正化基本方針を策定されまして、今年の5月に教育委員会から私のほうに報告があったところでございます。

このことについては、私も真摯に受け止めて、その実現に向けて早急に取り組んでいく所存でございます。

また、災害時の拠点施設になります役場庁舎についてでございますけれども、ただいま御指摘のありましたように、現在耐震性が保たれていないということでございますので、当然早急な対応が必要であり、建て替えの方針等も検討してまいります。

建て替えにつきましてですけれども、これはただいま申し上げました5つの公共施設全て、これが役場周辺に現在建てられているわけですが、こういったものを一体的に当然整備していく必要がございますので、ただいま教育委員会から示されました基本方針、こういったものを十分参考にしながら、小学校の建設、並行して検討を進めてまいりたいと思っております。

この内容につきましては、昨日の温水議員の御質問でお答えを申し上げましたけれども、私といたしましては、まずはこの学校の統合、再編等を進めながら、学校を先に取り組むと。そしてまた、並行して庁舎の建設を検討していくという流れで考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

公共施設検討委員会、3回、4回ですね。これは、私ちょっと議会があるから、質問があるからということで5月28日、6月3日、何かそんなような感じがしてならないわけですが、基本方針を検討し、基本構想を作成いきたいと答弁されましたが、その後公共施設検討委員会に諮問された結果というのは、どのようなになったのでしょうか。

再度お聞きしますけれども、早急に整備しなくてはいけない施設ということで、私は学校のほうというような形を言われましたけれども、これは再度質問しますが、学校は在り方検討委員会で学校が始まったから、そっちになったのは私が思うには、そういう教育委員会の在り方検討委員会でしたような感じが見受けられるわけですね。

庁舎も大事、学校も大事というのは分かるわけなのですが、方針というのはどうも分からない。町長の方針をお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

まず、学校の適正規模、目標方針、先ほど答弁いたしましたように、5月に私のほうに報告があったところでございます。公共施設等検討委員会、検討本部につきましては、この報告を検討本部の設立につきましては、準備いたしておりましたけれども、この方針を待って会議を5月28日に開催をしたというようなことでございます。

また、この整備の進め方でございますけれども、私といたしましては先ほど申し上げましたけれども、この5つの公共施設を中心に整備計画を立てていくと。その中で、この町の中心部にございます5つのこの公共施設の中で、配置関係、あるいはそういった現在の学校の環境、これを含めまして

総合的に判断しまして、まずは学校の整備、統廃合を含めた学校の整備に取り組んでいくという方針でございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

町長の答弁ありがとうございます。そういう5つの施設、今後検討していただきたいと思っております。

それで、福祉行政について質問いたします。

子供は将来の高原町を担う大切な宝であり、地元の保育所で就労したいと願っている方々の橋渡しを行うのが行政の務めであると思います。

保育士人材バンクの案内というのが、先ほど町長は平成27年と言われたけれども、平成28年1月15日じゃないでしょうか。区長会文書と回覧があつて、そしてまた平成28年4月18日の区長会文書にて通知がなされました。

その後、全然ありません。ホームページもございません。行政が行うことを忘れていないことではないでしょうか。今後どのように対応されるのか、お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありました保育士の人材バンク、これにつきましては、私が先ほど答弁いたしましたのは、要綱が整備しましたのが平成27年12月であると御理解を頂きたいと思います。

あとの質問につきましては、町民福祉課長が答弁をいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

末永議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、互人班回覧での周知後に、1名の登録がありました。しかし、就職にはつながっていないこと、また人材バンクへの登録者数も伸び悩んだことなどの理由で、平成30年度頃から現在まで利用していない状況となっております。

現在は、宮崎県が委託しております宮崎県保育士支援センターが県内の保育士、保育の仕事をした方への就職相談や職場復帰の支援を担っていることを踏まえ、保育所等へはセンターへの登録を促進し、また関係機関にも周知の御協力をお願いしているところでございます。

今後につきましては、保育士人材バンクの再構築も含めまして、関係機関と連携を図りながら効果的な保育士確保対策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

これは保育士の資格者ですね、そういう方々参考にしていただきたいと思うのですが、えびの市、小林市も似たような形をしておりますが、えびの市の場合は保育士人材バンク、そのほかに保育士就職支度金貸与事業と、登録を行い保育所への就職が内定している保育士に、1人当たり20万円を支度金として貸与していると。

そしてまた、奨学金の返済がある保育士に対しては、補助金を交付していると、そういう近隣ではえびの市もそうしておられます。保育士、幼稚園教諭の就職促進を図るために、町内の保育所等への就職準備等の費用としての支度金を支給していると、そういう状況であります。

そのような考えというのが、町に対してはあるのでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの西諸圏域でのそういった保育士の確保について、具体的な事業の紹介をしていただきました。

高原町でも、これまでは何とかその保育士は充足しているような見方もされておりましたけども、ここ近年になりまして、やはり不足状態にあるということは否めないことでございます。

したがいまして、今後前議員からも御質問昨日ありましたけども、この保育士の確保をやはりしていくということが、一つはその子育て支援につながると。

そしてまた、そういった保育所等での職場環境の改善につながるという認識を持ちながら、またこの様々な事業も検討しながら、保育士の確保をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

どうかよろしくお願ひしたいと思います。

未就学児について質問させていただきますが、令和3年5月の町内の未就学児が約317名、町内外より保育所、幼稚園へ通園している子供が262名とお聞きしております。中には、定員数に満たない保育園もあるとお聞きしております。

未就学児の中で保育所等へ通っていない子供が約55名あるとお聞きしています。その子供たちの通園状況が分かれば教えていただきたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

末永議員の御質問にお答えいたします。

55名につきましては、それぞれの家庭で保育されている場合や、町外の認定外保育所へ通園されている場合が考えられます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

55名、中にはいろんな方々もいらっしゃると思うのです。おじいちゃん、おばあちゃん。しかし、やはり就学前というか、そういうどうしても保育所、幼稚園に通わせてあげたいというのが親心でございますよね。

そういうところでも、やはり保育所、保育士の大事じゃないかなと思っておるところでございますし、高原町の子ども・子育てプランの基本目標として、「子供の幸せ、地域みんなでつくる笑顔あふれる子育てのまち たかはる」として、保育士、幼稚園教諭の就職促進を図っていただきたいと思います。しているわけなのですけれども、私地元の通園をぜひとも願うわけなのでございます。

そういう観点から質問をただけでございます。町長の考えというのは、お聞きしたいと思いますが。

○町長（高妻経信君）

まず、保育所に通っていない子供の数、ただいまの担当課長が報告いたしましたけども、それぞれ家庭の事情、あるいは子育ての方針、そういったものもあろうかと思います。やはり家庭で子供を育てるという考えの方も、現実いらっしゃるようでありまして、これは必ずしも保育所に通うということ町が勧めるということはどうかと、私は考えております。

しかし、現にそういった通っている子供たちの保育所で、この保育士の不足によって環境がいい環境の中ではないということであるとすれば、先ほど御質問がありましたように、保育士の確保につきましては、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

これをもって一般質問を終了します。

暫時休憩いたします。昼食のため１時１０分まで休憩いたします。

午前１１時５９分 休憩

午後 １時５８分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

議案第４１号について、町長から議案の訂正の申入れがありましたので、これを許可しました。

議事日程の変更についてお諮りいたします。議事日程から日程第５を削除することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。議事日程から日程第５を削除することに決定しました。

次に、議事日程第６を第５とし、第７を第６とし、第８を第７とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。議事日程第６を第５とし、第７を第６とし、第８を第７とすることに決定しました。

◎ 日程第２ 報告第３号 令和２年度高原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（温谷文雄君）

日程第２、報告第３号、令和２年度高原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第3号、令和2年度高原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

令和2年度高原町一般会計予算の一部を、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議案書2ページから3ページをお開きください。

国の補助事業の交付決定時期の遅れや新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年度内完了が困難となった事業について、総務費の高原町新生児特別給付金をはじめとする全17事業、合計8億1,010万円を繰り越したものでございます。

詳細につきまして、総務課長をもって説明いたさせます。

〔降壇〕

○総務課長（内村秀次君）

報告第3号、令和2年度高原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の2ページ、3ページをお開きください。

まず、総務費でございます。

高原町新生児特別給付金は令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児が対象となり、4月1日出生の可能性もあったことから繰り越したものでございます。

次に、通信環境整備事業は、町内全域への光ファイバーの整備に期間を要し、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、社会保障税番号制度システム整備事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、導入システムの販売元の作業工程に大幅な遅滞が生じ、年度内整備が困難となったものでございます。

続きまして、民生費でございます。

第2期高原町地域福祉計画策定業務委託事業は、本計画の計画期間と本計画と連携すべき地域福祉活動計画の計画期間にずれがあり、整合性を図る必要があることから繰り越したものでございます。続きまして、農林水産業費でございます。

高原園芸担い手応援サポート事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴いメーカーの製造が遅れ、年度内納品が困難となったものでございます。

次に、国産農畜産物供給力強化対策事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による工事作業員人員の制限や、建屋の基礎ぐいや鉄骨の製造に遅れが生じ、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、県営畑地帯総合整備事業後川内地区所有権移転登記手続請求業務は、調査済みの相続人が死亡し、追加の相続人調査に不測の日数を要し、裁判所への訴えの提起が遅れたものでございます。

続きまして、商工費でございます。

高原町事業者応援誘客事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束が見えない中、地域経済等の落ち込みが深刻であり、継続的な取組が必要であると判断したため繰り越したものでございます。

次に、皇子原公園排水路流末整備事業は、目視できない部分に係る調査に時間を要し、年度をまたいでの工期延長の必要があったために繰り越したものでございます。

次に、御池皇子港園地進入路整備事業は、災害等による工期の遅れにより、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、御池皇子港園地事業及び松の港野営事業は、県の補助事業決定が年度末に前倒しとなったため、年度をまたいでの事業実施となるものでございます。

続きまして土木費でございます。

並木旭台線舗装補修工事は、国の交付決定が2月末となったことから、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

次に、橋梁補修工事赤池橋は、工事の施行に伴い発生する用水の利用期間についての地元との調整に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、並木旭台線並木工区工事は、占用許可物件である電柱の移転に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

最後に教育費でございます。

小学校費及び中学校費におきます公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業は、児童生徒用に導入したタブレットに係るインターネット環境を整備するに当たり、県の教育情報ネットワークや町内の光ファイバー整備との関連整理と併せて、導入機器の選考や業者発注に時間を要し、年度内の機器導入が困難となったものでございます。

以上の理由で、全17事業、合計8億1,010万円を繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号を終わります。

◎ 日程第3 議案第38号 西諸地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約の協議について

○議長（温谷文雄君）

日程第3、議案第38号、西諸地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約の協議について議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第38号、西諸地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する契約の協議について御説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

事務の委託に関する協議につきましては、西諸畑地かんがい事業により築造しました浜ノ瀬ダム等を西諸土地改良区が行わなければならない[※]洪水調査対応に対しまして、水利施設管理強化事業としての経費の一部を国と県が補助を行い、その支援に市町が実施主体として取り組むもので、事務の委託を小林市と行うものでございます。※99ページ下段に訂正発言

当議案の上程に関しましては、事業区域が浜ノ瀬ダムの水域である二市一町に及びますことから、補助金申請等の事務を小林市に委託し、これに関する規約について小林市と協議を進めるもので、地方自治法第252条の14第1項の規定により別紙のとおり規約を定め、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、規約について担当課長をもって説明いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの私の提案理由の説明につきまして、一部修正をさせていただきます。

西諸土地改良区が行わなければならない、私「洪水調査対応」と申し上げましたけれども、正しくは「洪水調整対応に対しまして」でございます。

以上、訂正をさせていただきます。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

ただいまの議案第38号、西諸地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約について、御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

なお、規約については第6条までありますが、主なものを御説明いたします。

まず第2条では、委託事務の範囲について規定しておりまして、国及び県に対する水利施設管理強化事業に係る補助金交付申請及び補助金の受領に関する事務等としております。

第3条では、委託事務の管理及び執行方法について規定しておりまして、小林市の条例、規則、その他規定の定めるところによるとしており、これらの適用される小林市の条例等を変更しようとする

る場合はあらかじめ町長に通知し、またこれらの条例等の制定・改廃があったときも町長に通知することとしております。通知を受けた町長は、当該条例等を公表するものとしております。

第4条では、経費の負担について規定しておりまして、委託事務の管理及び執行に要する経費は本町の負担とし、その額及び納付方法は小林市長と町長が協議して定めることとし、小林市長はあらかじめ経費の見積り書類を町長に送付することとしております。

第5条では、予算の繰越しについて規定しておりまして、委託事務の管理及び執行に係る予算の残額は翌年度に繰り越して支出することができることとし、この場合小林市長は予算の残額が生じた理由を付記した計算書を町長に提出することとしています。

なお、この規約は、令和3年7月1日から施行するものとしています。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対の討論はありませんか。

議案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号の採決を行います。

議案第38号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第40号 高原町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第4、議案第40号、高原町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第40号、高原町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書14ページをお開きください。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、同機構は個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができるようになります。また、当該手数料の徴収の事務について、同機構から市町村長に委託することができる旨の規定が新

設されたことから、個人番号カードの再交付手数料を高原町手数料条例から削除するものでございます。

なお、これらの規定の施行期日は、令和3年9月1日となっております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 [降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

行政の事務の変更点をちょっと確認でお伺いしたいのですが、今まで町に再交付手数料を納めていたものを、再発行を望む方は機構に直接払うので、条例としてはここが要らなくなるという解釈ですか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

本町が行う事務というのは、8月31日、9月1日、変わりはありません。いわゆる本町の手数料条例で再交付手数料を取っていたものが、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収することになります。本町と機構とは委託契約を結びます。ですから、お金の流れもこれまでと変わりませんし、事務の流れもこれまでと変わりません。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対の討論はありますか。

議案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

議案第40号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第43号 令和3年度高原町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（温谷文雄君）

日程第5、議案第43号、令和3年度高原町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第43号、令和3年度高原町病院事業会計補正予算第1号について御説明いたします。

別冊で配付しております病院事業会計補正予算第1号の1ページをお開きください。

まず、第2条でございますが、収益的収入につきまして、医業外収益が528万円、収益的支出につきましては、医療費用が514万円であります。

次に、第3条でございますが、資本的収入につきまして、他会計負担金が472万円、資本的支出につきましては、建設改良費が520万円であります。

支出につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の対策として、病室に個別の空調機を設置するインナークラスター感染防止対策事業や、感染患者との接触軽減を目的とした電動ベッドの整備、感染対策に係る消耗品の購入などを主に予定しております。

これに伴う補正予算実施計画書と予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を2ページから5ページに併せて添付いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

2点ほど教えてください。

建設改良費で今町長から説明がありました各種設備なのですが、対象となる部屋の種類とか、そういう設備の数量、それから空調設備ですか、についてはこれまでの物との違いがちょっとはつきり分からないので、専門用語で言われるとどういった機能を有しているものかというのが分からないので、その辺りを御説明いただきたいのと、収益的支出のほうで514万円経費となっていますけれども、これの積み上げた内訳教えていただけないですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

まず、1番目の対象の部屋なのですが、いわゆる4人部屋が5つですね。個室が2つとナースステーションが1か所ということで、各部屋大部屋、4床の部屋に1基ずつ、個室に1台ずつ、ナースステーションに2台ということで、全部で9ですね、9基設置するということになっております。今までとの違いでございますが、集中管理という形で、今回一つの大きな目的としましては、いわゆる全部ダクトが一緒になっているのが5系統あります。そういった中で、一応ウイルスがちょっとそういった形で拡散する可能性もあるということと、また経年劣化で大分傷んでいるところもございまして、今度各部屋につけているというところでございます。その5系統あって、修繕をすれば1つの1系統当たりが大体250万円から300万円するということで、これからの対応年数等も含めてなんですけれども、そういった今回ウイルスの感染をもとにそういった形の更新を行うということでございます。

あと、2番目の収益的収入の内容でございますけれども、収益的収支でございますが、委託料として今申しました病室とナースステーションのいわゆる電気工事等を含めました委託料と、あと消耗

品費がいわゆる感染対策の用品なのでございますが、プラスチックグローブとか感染性の廃棄物の密閉容器とかそういった形を消耗品費で買う予定でございます。

あとの賃借料でございまして、発熱外来のコンテナリースということで当初予算に計上しております賃借料でございますが、今度その財源を振り替えるということです。

あと、事務用品としまして、いわゆるコロナワクチンの関係で固定資産のほうでパソコンを買うのですけれども、それに伴う備品等のお金でございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対の討論はありませんか。

賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、議案第４３号を採決します。

議案第４３号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第６ 議案第３９号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎ 日程第７ 議案第４２号 令和３年度高原町一般会計補正予算（第２号）

○議長（温谷文雄君）

日程第６、議案第３９号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第７、議案第４２号、令和３年度高原町一般会計補正予算第２号の議案２件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第３９号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書６ページをお開きください。

国民健康保険における被保険者数は、令和３年４月１日現在２，５６５人で、昨年と比べて８８人の減少となっております。１人当たりの医療費は、令和２年度は４３万８，９３６円と見込まれ、令和元年度と比較すると１万２，７０６円増加しております。一方、令和２年度の決算見込みを見ますと約１，１００万円の繰越金を見込んでおりますが、歳入において一般会計から２，８００万円の法定外繰入金を受け入れていることから、実質赤字運営となっております。この

ように、本町の国保会計は基金の残高が少なく、法定外繰入に財源を求めるなど、依然として厳しい状況がございます。

これまで県の指導もあり、赤字削減・解消計画の下、適正な税率の設定や収納率の向上、特定健診の勧奨による医療費削減などに努めているところでございます。

令和3年度において、国民健康保険事業費納付金が令和2年度と比較して約6,400万円の減額となりますが、保険給付費が増加する見込みであることや国の方針により法定外繰入が見込めないことなどから、不足する財源としては基金を1,000万円取り崩すこととし、その上で保険税額を1人当たり6,126円増額することといたしております。

こうしたことを総合的に勘案しまして、所得割の税率及び所得割額等の金額並びに軽減額を定めるものでございます。

なお、コロナ禍において多くの町民が影響を受けておりますが、国保会計では今後の医療費の増も見込まれて国保会計運営厳しい状況にあり、被保険者には相応の負担をお願いするところでございます。今後、被保険者に対して丁寧な説明も必要かと考えているところでございます。

なお、詳細につきましては、町民福祉課長をもって説明いたさせます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第42号、令和3年度高原町一般会計補正予算第2号について御説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,645万3,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ57億6,095万3,000円と定めるものでございます。

主な補正の内容といたしまして、児童福祉総務費の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を837万8,000円、畜産業費の畜産競争力強化整備事業補助金を2,657万3,000円増額しますとともに、新型コロナウイルス感染症対策事業費等を計上いたしております。

それでは、補正の内容につきまして説明いたします。

まず、8ページ、9ページをお開きください。

歳入の総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,248万5,000円でございますが、新型コロナウイルス感染症対策各事業の支出に充てておりますので、対象となっている事業の財源の説明に関しましては割愛させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出につきまして、説明いたします。

企画費でございますが、まず高原移住定住促進事業といたしまして、新たな地域おこし協力隊員の採用が見込まれるため、配置後の必要経費として321万5,000円を計上いたしております。

また、本町と包括連携協定を締結しているソラシドエア主催の首都圏でのイベントの参加費用として、23万円を計上いたしております。

続きまして、諸費でございますが、事業費確定等に伴います過年度分の国や県からの補助金、交付金の返還金としまして、150万5,000円を計上いたしております。

財源といたしまして、諸収入を充てております。

次に、児童福祉総務費でございますが、低所得者のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する事業といたしまして、８３７万８,０００円を計上いたしております。

財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

１４ページ、１５ページをお開きください。

塵芥処理費でございますが、令和２年度をもって解散しました霧島美化センター事務組合に係る未払金の精算経費といたしまして、合わせて５７７万２,０００円を計上いたしております。

財源といたしましては、諸収入を充てております。

次に、病院整備費でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る病院内における感染対策やワクチン接種等に要する経費として１,０００円を計上いたしております。

次に、労働諸費でございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大のあおりを受けた町外の失業者等を対象に、本町産業団体等と連携して町内会各種事業所への就職職場の斡旋等を行い、町内の事業継承や担い手確保につながる経費といたしまして１２５万円を計上いたしております。

１６ページ、１７ページをお開きください。

畜産業費でございますが、養豚農家の施設整備費用に対する補助金としまして、２,６５７万３,０００円を計上いたしております。

財源といたしまして、県支出金を充てております。

次に、林業振興費でございますが、公有林管理に係る経費として４８万９,０００円を、鳥獣被害防止総合対策事業につきましては県補助金額の増額が見込まれることから３１万５,０００円を計上いたしております。

財源といたしまして、県支出金を充てております。

次に、商工費でございますが、県独自の緊急事態宣言により収入減の影響を受けた事業者に対する緊急支援として６００万円を、また、高原夏まつりで実施される感染防止対策の支援として１７５万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、消防施設費でございますが、消火栓新設に係る経費として８４万８,０００円を計上いたしております。

続きまして、災害対策費でございますが、自主防災組織育成助成事業として１２０万円を計上いたしております。

財源といたしまして、諸収入を充てております。

１８ページ、１９ページをお開きください。

同じく、災害対策費でございますが、町内避難所における新型コロナウイルス感染症感染防止対策資機材の整備費用として２３８万２,０００円を計上いたしております。

次に、教育費の事務局費でございますが、学校教育活動等における新型コロナウイルス感染症感染防止等に係る経費への支援事業として１００万円を計上いたしております。

次に、小学校費の学校管理費でございますが、GIGAスクールサポーター配置事業として299万6,000円を計上いたしております。

続きまして、教育振興費でございますが、県の環境教育推進校に指定されております高原小学校における環境教育活動に係る経費として25万円を計上いたしております。

財源といたしましては、県支出金を充てております。

次に、中学校費の学校管理費でございますが、既に実施しておりますスクールサポートスタッフ配置事業に対する県補助金額の増額が見込まれるため、財源構成を行うものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

公民館費でございますが、一般コミュニティ助成事業として230万円を計上いたしております。

財源といたしまして、諸収入を充てております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○町民福祉課長（水町洋明君）

それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

令和3年度につきましては、令和2年度と同様に応能割を50%、応益割を50%とし、応能割につきましては所得割を50%に、応益割につきましては均等割を35%に、平等割を15%としたところでございます。

これを基に税率等を試算したところ、1人当たりの税額でございますが、医療分が7万7,314円となり、前年度に比べまして409円の減、後期高齢者支援金等分が2万7,389円となり、前年度に比べまして829円の減、介護納付金分が3万6,409円となり、前年度に比べまして7,364円の増と見込まれるところでございます。

続きまして、税率等の改正について御説明いたします。

議案書の6ページからを御覧ください。

第3条から第5条の2までは、基礎課税分の税率等の改正でございまして、第3条が所得割の税率、第5条が均等割額、第5条の2が平等割額をそれぞれ改正するものでございます。

議案書の7ページから8ページを御覧ください。

第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金等分の税率等の改正でございまして、第6条が所得割の税率、第7条の2が均等割額、第7条の3が平等割額をそれぞれ改正するものでございます。第8条から第9条の3までは、介護納付金課税世帯に係る税率等の改正でございまして、第8条が所得割の税率、第9条の2が均等割額、第9条の3が平等割額をそれぞれ改正するものでございます。

8ページの第23条は、国民健康保険税の7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯のそれぞれの減額の改正を行うものでございます。

まず8ページから9ページにかけて、7割軽減世帯の軽減額の改正でございまして、第23条第1号、アで基礎課税分の均等割額の軽減額を、イで平等割額の軽減額、ウで後期高齢者支援金等分

の均等割額の軽減額、エで平等割額の軽減額、オで介護納付金分の均等割額の軽減額、カで平等割額の軽減額をそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、10ページから11ページを御覧ください。

第23条第2号では、5割軽減額の改正でございまして、第1号と同様に基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の均等割額及び平等割額の軽減額をそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、12ページから13ページを御覧ください。

第23条第3号では、2割軽減額の改正でございまして、同様に基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の均等割額及び平等割額の軽減額をそれぞれ改正するものでございます。

13ページを御覧ください。

附則でございしますが、第1項で、施行期日を公布の日から施行するとし、第2項で、改正後の令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（温谷文雄君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいま提案されました議案2件に対する総括質疑は、明日6月11日に行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

◎ 散 会

午後 2時40分 散会

令和3年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和3年6月11日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和3年6月11日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第39号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第42号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第39号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第42号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第2号)

出席議員(10名)

1番 陣 圭介君	2番 反田 吉巳君
3番 松元 茂春君	4番 中村 昇 君
5番 温水 宜昭君	6番 福澤 卓志君
7番 末永 充 君	8番 入佐 廣登君
9番 前原 淳一君	10番 温谷 文雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記(事務局次長) 中嶋 雄二君
	書記(副主幹) 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君

産業創生課長	森山 業 君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	末永 恵治君		

◎ 開議・日程

午前 10 時 00 分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第 1 議案第 39 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎ 日程第 2 議案第 42 号 令和 3 年度高原町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（温谷文雄君）

日程第 1、議案第 39 号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第 2、議案第 42 号、令和 3 年度高原町一般会計補正予算第 2 号の議案 2 件を一括議題といたし、前回の議事を継続します。

これから、議題となりました各案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第 39 号について許します。質疑はありませんか。

○1 番（陣圭介君）

議案第 39 号について質疑いたします。いただいている資料によりますと、一般分の税額についてなんですが、以前、過去 2 年にわたってだと思っておりますが、所得階層ごとに税額がどの程度になるかというシミュレーションを当局のほうでされているということで、そういうシミュレーション結果を、確か委員会でもお示ししますというような話だったのですが、一度も見たことがないので、そのあたりを答弁いただきたいなと思います。

私、今回委員会構成の変更によって文教厚生常任委員会に入っていないので、委員会を傍聴するとかしかできないのですが、どうされるおつもりなのかというあたりを答弁ください。

それから、国保の運営協議会による資料を見ると、今回 2 号の被保険者の介護納付金分の増が非常に大きいのですが、介護保険料のうち 27% は、第 2 号の被保険者のほうで負担するということになっているのですが、先般の介護保険料の第 1 号の方の改定額の変化と比べると、国保におけるこの介護納付金の負担分の増額数が、金額、割合とも非常に大きいのですが。そこで、2 点質疑いたします。

国保の第 2 号被保険者について、本議案による改訂前後の負担総額の違いを教えてくださいなと思います。その総額を結局被保険者数また世帯数で割り崩した形で、今回が定められていると思うのですが、その辺りをどうお考えになったかという点を 1 点教えてください。

それから、国保とそれ以外の健康保険組合団体とで比較したときに、この第2号被保険者の介護納付金分の1人当たりの負担額を、データがあれば比較したいので答弁ください。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

所得階層ごとの資料ということでございますが、現在、令和3年度の分については、本算定後にそういったものが作成されると思いますので、その作成された後に皆様に、ボックス経由なのかどうか分かりませんが、お示ししたいと思います。

2点目でございますが、介護納付金の額が、いわゆる突出して高いということでございますが、これにつきましては、それぐらい医療分、後期高齢者分、あと介護納付金分とする3つからなるのですけれども、それぞれ県から高原町分がこれとこれこの金額になりますよということが示されるものですから、それに基づいて示された額を被保険者、2号被保険者の被保険者数で割り崩して求めているものでございます。

あと、比較をしたいということで、そのデータでございますが、そのデータが収集できるかも含めて、ちょっとそこは検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

税率がこれ議案として成立してからのシミュレーションであるならば、この議案自体の妥当性というのを、議会として私は判断できないと思います。当局の側で、その議案のこの議案が成立した場合のシミュレーションというのを事前に示していただかないと、これは議案を検討する際の参考資料に資することはないと思っているので、当然、税額は所得などが確定してからの金額になるとは分かるのですけれども、大体のシミュレーションってこの税額をもとにできるのではないですか。その辺考えをもう1回お願いします。

それから、2点目の質疑の内容なのですけれども、県から示される額とありますけれども、それはあくまでも参考的な金額、国保の運営自体は県が主体になっているのですけれども、それはあくまでも参考であって、各自治体ごとに例えば賦課割合であるとか資産割、平等割、いろいろ区分があって、それで税額定めているじゃないですか。県からの方針、国からの方針に、大体どこの自治体も従っていないのですよね。

だから、何が言いたいかというと、ある部分だけ突出して高いものに対して、当局として、どう真剣に取り組んで考えたかというところを私は聞きたいので、そのあたりの姿勢について御伺いしたいと思います。

それから、最後なのですけれども、他の健康保険団体と比較したことはないですか。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

シミュレーションでございますが、いわゆる税率算定する前に所得階層ごとの資料というのは出てくるのですけれども、その税率ごとの税率を変えていきます。例えば所得割だと10%の場合こうなる、11%の場合こうなるということで、そういった資料に基づいて、所得階層を出して比較するということはしておりませんので、全体の税額が、どれだけ必要になってくるかというのは見ているのですが、いわゆる簡単に言いますと、所得割が上ってきますと所得のある方、中間層であるとか上の所得の方々に影響が出てくると思いますが、そういった代用的なものはある程度比較できますが、事細かに、例えば所得が100万円の方、10万円単位なのか50万円単位なのかということも、シミュレーションするときに、ある程度基準を設けなきゃいけないと思うのですが、そういった事細かい比較はしておりません。

2点目でございますが、通常、先ほど言いました医療分、後期高齢者分、介護保険分という3つに分かれていますが、原則論として、後期高齢者分と介護納付金分の財源としては、いわゆる税によるものとされていることから、本来であれば、基金とか一般会計からの繰入金でこれに充てるということも考えられるのですが、本町の場合は、医療分にそういった繰越金とか財源不足の分を充てておりますことから、県から示された納付金の額を、そのまま税というか税から徴収している状況でございます。

あと3点目ですが、他の^{*}自治体との比較をしていないのかというのは、本算定の前に近隣市町村の情報とかは収集しております。※111ページ下段に訂正発言

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

先ほど、陣議員の御質問で訂正をさせていただきます。

私、他の自治体と申しましたが、他の保険ということですね、社保とか健保組合だと思いますが、そういったところとの比較はしておりません。

あと、先ほどシミュレーションの話をさせていただいたところなのですが、資料の提供をこれまでしていないのは申し訳ございませんでした。1人当たりの税額とかを本算定前にシミュレーションしている資料とかは、先ほど言われた所得階層ごとではないですけど、その税率ごとにシミュレーションしている資料がございますので、そういったものを、今回提供させていただくことといたします。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

1 点目の質疑は何が言いたいかというと、国保の税額は上限がびちっと切られた中で、高所得の方、低所得の方と、各階層、中間所得層というのもあるのですが、そういった各階層におけるそういう税額の不公平感というのを、ある程度解消すべきじゃないかという意図で聞いているのです。そうすると、シミュレーションされていないということだったのですけれども、各例えば 100 万円ごと 200 万円ごとに切ったりとかして、各所得金額に応じた税額がどう変わっていくかというところを、もうちょっと緻密にシミュレーションしないと、これ各住民の方に国保の被保険者の方なのですが、負担を求めるということに対して、もうちょっと真剣に取り組まないといけないかなという思いで質疑しているのですが、今後、どう考えているのかというのを 1 点教えてください。

それから、3 点目の質疑ですが、結局国保で負担しなきゃいけない分というのは、事業者負担分がないわけで、大体ざっくり見ると倍かかるわけで、そこは理解しているのですけれども、他の社保とかそういったものに加入している方と、やっぱり金額的にどうなのかというのを見たいのが当たり前なんじゃないかなと思うので、データとして持っていないという答えじゃいけないと思いますよ。考え方を教えてください。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

今後、システムとして、そういった所得階層ごとの比較というのができるかどうかも含めまして、それができるといことであれば、そういった方法を取らせていただきたいと思います。

あと、社保とかほかの保険組合との比較ということで、正確なデータというのは、多分なかなか難しいと思いますが、ネット上とかで、そういった計算式とかも出ておりますと思いますので、そういったものを活用して、情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4 番（中村昇君）

国保は、構造的な大きな問題が背景にあって、国保の運営にも苦慮されていると思います。今度の条例改正ですが、国保運営協議会の資料を見ますと、年間所得が 300 万円で変わらなかった場合は 19.8%の増と、とんでもない現状になっております。軽減 2 割、5 割それぞれの軽減の 2 割軽減で 17%、5 割軽減で 11.8%、7 割軽減で 17.6%と、それぞれ大幅なアップということで、今コロナ禍のもとで苦しんでおられる、こういう被保険者の皆さんが、こうした新たな大きな負担に耐えられるのかと思うわけです。ですから、そういう今は引下げかもしくは据え置きかというような配慮をするために、大きな法定外の繰入れが必要ではないかなと思いますけれども、これについて御伺いをいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、全国的にコロナ禍にあってなかなか収入とかも伸び悩んでいる状況にあって、値上げを提案することはなかなか厳しい状況だということは、理解しております。法定外繰入れの部分を検討すべきではないかということで、そういった部分も、税率算定の場においては検討したわけですが、一般会計の財政状況というのがございまして、また本町が作成しています、赤字削減計画によって、毎年1,000万円ずつは法定外繰入れを削減していかないとはいけないという状況から総合的に判断いたしまして、今回の国民健康保険税の値上げを提案しているところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

同じく町長に伺いたいのですが、先ほどと同じ質問ですが、これだけコロナ禍のもとで苦しんでいる町民の皆さん、国保の加入者の皆さんですが、部分的には収入とかも上がったっている方も多いかと思うのですが、今回の引き上げは、もう本当びっくりするような引き上げなのですよ。あなたたちは余りびんどこないかもしれません。各保険の比較表がありますけれども、市町村国保の場合、平均所得が86万円です。協会健保が151万円、組合健保が218万円、加入者1人当たりの平均所得ですが、共済組合が242万円なのです。この保険料の負担率は、市町村国保が10.2%、協会が7.5%、組合健保が5.8%、共済が5.9%と負担が倍近いわけですね。ですから、公務員の方は、なかなか理解しがたいような保険料だと思うのですが、国保は本当に高いのです、年齢も平均年齢が52.9歳、共済組合は33.0歳ということで、リタイアした方々が国保に加入されるということで、病気になる方が多いわけですね。その点医療費がかさんだということから、こういう医療費が増えているわけですが、

やはり、そういうところを考慮して、やはりこの大幅な引き上げをコロナ禍のもとで、せめて先ほど言いましたように据え置くとか、この大幅引き上げを、何とか少なくするとか、そういった配慮が見られないような感じがするのです。法定外繰入れも、こういうときにこそ、思い切ってすべきじゃないかなと思いますけれども、その辺りについて、町長にお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回のこの条例改正でございますけれども、今、御指摘のありましたように6,126円、一般で引き上げということになりました。やはりこれは、提案理由の中でも申し上げましたように、やはり大きな要因は、医療費が増になっているということが、ひとつの大きな要因であろうと思っております。

確かにこの国保の被保険者、いわゆる自営業者、そういった方、高原でいいますと農家の方、そういった方が多い、いわゆる所得のそれほど高くない方が多いという、確かにそういった傾向はございます。

今回のコロナの影響で、それぞれ町民の方も影響を受けられているということは、認識をいたしております。

これまで、町民の日常生活あるいは農業を含めます、各産業については、様々な経済対策そういった支援、こういったものを行ってきたところでございます。しかし、今回の国保税の引き上げということについては、やはりこのもともと相互扶助という考え方もございますけども、繰出しの関係、あるいは基金取崩し、こういった様々な検討をいたしまして、それと今後の医療費抑制の傾向がどうなのかと、いわゆるまた来年度以降の引き上げにも、1.2引き上げることになるのか、そういったことも、様々な面から検討いたしまして、今回の条例改正をお願いしていると。したがって、町民の方、被保険者の方、直接負担をしていただく方にも、やはり分かりやすく丁寧な説明をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

この国保の運営委員会の資料を見ますと、令和2年度の経理状況ということなのですが、保険者努力支援分がゼロになっておりますけど、これは保険料の徴収あるいは法定外繰入れ等をしなかったところについて、国が設けている部分じゃないかなと思うのですが、これについてはどうなっているのか伺いいたします。

休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

運営協議会で配られた資料のB表のところでございますが、これについては、この資料は完成したものではございません、途中経過の表をつけております。ですからゼロとなっております。令和2年度の決算別で言いますと660万円ほどの交付金をいただいております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

次に、議案第42号について許します。質疑はありませんか。

○1番（陣圭介君）

5点ほど質疑いたします。

歳出で見ると議案書の12、13ページですが、補正予算書ですね、別冊のものです、このページで2点、企画費の地域おこし協力隊の配置後の必要経費とありますけれども、これ当初の4人分とはまた別の費用ということかどうかの確認をお願いします。

それから、児童福祉費のうちの低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ですが、委託料の162万8,000円計上されていますが、この用途を教えてください。

それから、補正予算書の14、15ページ、清掃費の部分ですが、未払金の精算経費とお伺いしましたけれども、美化センター精算金については、これが全額ですか、それともまだ残りのあるのですか、その点確認をお願いします。

それから、補正予算書の16、17ページ、畜産業費の畜産競争力強化整備事業補助金ですが、養豚業者の施設整備ということなのですが、対象箇所、地区名でもいいので、あとどの程度の規模なのかを教えてください。

それから最後です。最後のページ、20ページ、21ページ、一般コミュニティー助成事業補助金ですが、本年度はどこが対象となって、どの程度の何を整備されるのかというのを教えてください。

以上です。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、当初予算で3人分計上しておりまして、今回また新たに1人別の方の経費を計上しているものでございます。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

委託料の内容でございますが、システム改修費用となっております。

以上でございます。

○環境保全対策監（高原寿志君）

お答えいたします。

霧島美化センターの未払金については、これで全額でございます。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

お答えいたします。

当養豚場の建設予定地につきましては、湯之元区の湯之元集落と川原口集落を結ぶ町道の途中にある、山の中にある養豚場でございます。こちらのほうで1棟の豚舎498平方メートル、内容は肉豚舎になるのですけれども、飼養頭数315頭の予定の豚舎を建設予定です。

以上です。

○教育総務課長（末永恵治君）

教育費、社会教育費、公民館費の一般コミュニティー助成事業の内容でございますが、本年度祓川自治公民館が助成対象となっておりまして、放送設備それからレクリエーションの備品、それから物置、キャビネット、空気清浄機等の整備を行うものでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

1点目ですけれども、当初で見込んでいた3名分の着任見込みはどうかという点が気になっていて、新たに1人分ということなので、当初の3人の分というのはもう使うことが決まって、さらにもう1人分必要になったのか、そうでないのかという確認をお願いしたいと思います。

それから2点目の、生活支援特別給付金の給付事業ですが、対象者の見込みの数を教えてほしいのです。なぜかという、総事業費が837万8,000円のものに対してシステム改修費が約2割も必要なのかなと。要は対象者の数によっては、これ手計算で給付してもシステム改修は必要ないのではないかなという気がするのですけれども、そのあたり答弁をお願いします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

まず、当初の3人分に関しましては、まず現在の隊員がいっぱいいます。農業後継の分とあと観光分野の分で考えておりました。いずれにつきましても、着任の見込みはございます。新たに今回計上した分につきましても、見込みがあるところでございます。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えします。

対象者の数ということでしたけれども、[※]136名を見込んでおります。

以上でございます。※117ページに訂正発言

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

システム改修が必要かということでございますが、今回の対象者が18歳以下の児童を養育する者ということになっておりまして、この世帯というのが、児童手当をもらっている方、あと児童扶養手当をもらっている方、あと特別児童扶養手当をもらっている方と、分類すると分けられるのですが、このうち県のほうで、いわゆるこのうちのひとり親の方々に特別児童扶養手当をもらっている方々は、県のほうがもう支給を既にされています、7月31日にされています。そういった方々を抽出する作業が出てきます。あと所得制限もございますので、そういったものを含めて、

システム改修しないと、そういった方々が絞り込めないというかそういった形になりますので、システム改修が必要となってくるものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（福澤卓志君）

私からは1点ですけども、先ほどの陣議員の質問の中で、給付人数、これは135人ではないのでしょうか。136人とお答えになったのですが、1人当たり5万円の給付ということで伺っていて、計算すると135人、その点をお願いいたします。

○町民福祉課長（水町洋明君）

福澤議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、私の手持ちの資料が136人と間違っておりまして135名に訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（温水宜昭君）

よろしいですか。まず1点めですけども、15ページの高原町失業者支援対策産業マッチング事業補助金ということで、町外の失業者の就労支援と伺っておりますけれども、詳しくもしあれば説明ください。

それと17ページでありますけれども、これは町長にお伺いします。新型コロナウイルス感染対策事業の中で、高原夏祭り補助金が上っているのですけれども、町内において軽トラ市等の中止とか、様々な順延とかありましたけれども、町が要するにコロナ対策だろうとは思っておりますけれども、そこ辺について基本的にお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○町長（高妻経信君）

私のほうからまず、温水議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

17ページの新型コロナウイルス感染症対策事業の高原夏祭り補助金でございますけれども、当初予算で夏祭りに商工会青年部が開催しておりました夏祭りの補助金については計上いたしておりますが、今回のこの175万円でございますけれども、温水議員からありましたように、今年の夏祭り、花火、ぜひとも実行したいと、それにはこれまでもかなり多くの方が集まるわけですけども、やはり感染対策をどのようにやるか、そして、徹底してやる必要があるということで、これについては商工会青年部の当初予算の補助金ではなくて、町がやはりこういった感染防止を徹底して、ぜひ夏祭りを実現させたいという気持ちで、今回の補正予算として上げさせていただい

ておりますので、ぜひともまた夏祭りが今年にはできるように、町として支援をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○産業創生課長（森山 業君）

温水議員の御質問にお答えいたします。

労働諸費にございます、高原町失業者支援対策事業マッチング事業についての内容でございますけれども、こちら5名の予算を見込んでおりまして、こちら本町にコロナ禍で、今大都市等では非常に地方回帰、要するに、このコロナ禍におきまして、地方に就職しよう、要するに都会に勤めていると危険だから、あるいは農業やそういうのを求めて地方に回帰しようというお話がございました。企業誘致、ふるさと納税、あるいはこの事業継承事業、この事業を聞き及んだ方が、実際に高原町のほうに問合せがございます。この方々の都会から高原町に、まず住所を移すこと、そして就職先を決めてもらうこと、それを条件に引っ越して来る費用、そちらの上限を25万円といたしまして補助しようというものでございます。

問合わせの中で言われますのが、どこもやはり都会からそういう失業者を入れよう、移住に力を入れようということをやっております、どの方も「高原町はそういう補助はないのですか」というような問合せを非常にいただいております。

その中におきまして、この25万円というのは高く思われるかもしれませんが、引っ越しの費用、单身の方が今のところ来ておりますけど、そうすると安いんです。しかもこれが3月4月という異動の時期等に重なり、それが上りますし、これが4人家族、5人家族をしますと、若干これをオーバーすることもございます。その辺を加味いたしまして、25万円というのを上限させていただきまして、あくまでも業種を広く、商業、農業、そういうもの、観光業全てを含めて、とにかく町内に住所を移して仕事を決めていただいた方にお金を出すという事業でございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

先ほど、町長のほうから祭りについての趣旨をお伺いしました。私も反対ということじゃないのですけれども、私の後川内の夏祭りは、今年一応中止ということで決定をさせていただきましたけれども、町の行事自体がいろいろ中止とか延期とかされている中で、町が補助をされて、応援といたらおかしいですけどもそうなった場合に、万が一、予期せぬことが起きた場合の責任とか、そこ辺も考えられるかなと。余計なお世話かもしれませんが、そういうのがあったものですから、再度もしあれば。

○町長（高妻経信君）

今、温水議員から後川内の夏祭りの一応例に挙げていただきましたけれども、先ほどの質問の中でございました軽トラ市についても、これまでコロナが発生してから2回実施しておりますけれども、やはり主催をする側あるいは出店される方、それと来場される方、やはり全員が安心して実施し

なければならないということで、軽トラ市については、これまで試験的な部分を含めましてやってきておりますけども、ほぼ形ができ上がってきているのではないかと考えております。

また、そのほかの地域の祭り、行事あるいは先ほどの商工会青年部の夏祭り、こういったものについても、私はぜひ今年度実施していただくようなことになればいいなと考えております。そこで、当然感染防止ということに配慮しなければならないだろうと考えておりますので、そういった当然新たな負担等も出てくるだろうと考えておりますし、またその実施の判断ということも出て、恐らくくるだろうと考えております。そういった判断につきましては、町のほうでも保健所等に問合せながら、軽トラ市もそうでしたけども、こちらのほうから相談に伺いまして、実施したという経緯もありますし、また、そういった相談にも応じながら、そしてそういった感染防止に関わる資材等も町で備蓄しているものもありますし、ぜひ相談をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

これをもって、総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第39号及び議案第42号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、議案第39号及び議案第42号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

◎ 散 会

午前10時47分 散会

令和3年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和3年6月14日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和3年6月14日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第39号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第39号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回

出席議員(10名)

1番 陣 圭介君	2番 反田 吉巳君
3番 松元 茂春君	4番 中村 昇 君
5番 温水 宜昭君	6番 福澤 卓志君
7番 末永 充 君	8番 入佐 廣登君
9番 前原 淳一君	10番 温谷 文雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記(事務局次長) 中嶋 雄二君
	書記(副主幹) 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君
産業創生課長	森山 業 君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君

会計管理者兼会計課長 酒匂 政利君 高原病院事務長 花牟禮 秀隆君
教育総務課長 末永 恵治君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 議案第39号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回

○議長（温谷文雄君）

日程第1、議案第39号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回の件を議題とします。

当局から議案第39号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回の理由の説明を求めます。
町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは、説明をさせていただきます。

議案第39号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回について御説明いたします。

本議会で提案をいたしております議案第39号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、撤回いたしたく高原町議会会議規則第20条の規定により、議会の許可をお願いするものであります。

本議案は、令和3年度の国民健康保険税について、所得割の税率及び均等割額等の金額並びに軽減額を定めるものであります。

本議案では、医療費の動向や国民健康保険事業の運営状況などから、税額を被保険者1人当たり6,126円の増額といたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの町民の所得が減少しており、本町でもワクチン接種は進んでいるものの、経済が元に戻るまでにはまだ時間を要することが予想され、また本議案の審議に当たり、総括質疑、文教厚生常任委員会におきまして議員各位からも御意見を賜ったところであります。

このようなことから、被保険者の負担を抑えることとし、議案第39号を撤廃し、税率を据え置くこととするものであります。

議員各位の御理解を頂き、議案の撤回を許可くださいますようお願い申し上げます。

議案の撤回に至りましたことにつきましては、本議会の運営に多大な御迷惑をおかけすることになりましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

今後の本町の国民健康保険の運営につきましては、厳しい状況が続くものと考えられますが、被保険者への影響等を十分に勘案しながら、赤字削減解消計画の下、適正な税率の設定、収納率の向上、特定健診の勧奨による医療費削減などに努めてまいります。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第39号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回の件を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第39号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回の件は、許可することに決定しました。

○議長（温谷文雄君）

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時04分 散会

令和3年 第4回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和3年6月15日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和3年6月15日 午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第42号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第2号)
日程第2 議案第41号 高原町都市公園条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第44号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第3号)
日程第4 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第2号)
日程第2 議案第41号 高原町都市公園条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第44号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第3号)
日程第4 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

出席議員(10名)

1番 陣 圭介君	2番 反田 吉巳君
3番 松元 茂春君	4番 中村 昇 君
5番 温水 宜昭君	6番 福澤 卓志君
7番 末永 充 君	8番 入佐 廣登君
9番 前原 淳一君	10番 温谷 文雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記(事務局次長) 中嶋 雄二君
	書記(副主幹) 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君
産業創生課長	森山 業 君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	末永 恵治君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 議案第42号 令和3年度高原町一般会計補正予算（第2号）

○議長（温谷文雄君）

日程第1、議案第42号、令和3年度高原町一般会計補正予算第2号を議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました議案第42号については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより、常任委員会委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算常任委員会委員長、報告願います。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（前原淳一君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、議案第42号の1件であります。読み上げて報告いたします。

審査委員会報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名、議案第42号、令和3年度高原町一般会計補正予算第2号。

2、審査の経過、令和3年6月11日、14日、委員会審査。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,645万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ57億6,095万3,000円と定めるものです。

補正の内容ですが、まず企画費に、たかはる移住定住促進事業として321万5,000円が計上されています。

次に、児童福祉総務費ですが、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給する事業として837万8,000円が、塵芥処理費には、霧島美化センター事務組合に係る未払い金の精算経費として577万2,000円が計上されています。

次に、病院整備費には、病院内における新型コロナウイルス感染対策等に要する経費として1,000万円が、労働諸費には、同じく新型コロナウイルス感染症対策として、高原町失業者支援対策産業マッチング事業補助金として125万円が計上されています。

畜産業費には、養豚業者の施設整備への補助金として2,657万3,000円が、林業振興費には、公有林管理経費として48万9,000円が、鳥獣被害防止総合対策事業には、県の補助金の増額が見込まれることから31万5,000円が計上されています。

次に、商工費には、高原町事業者収入減対策事業補助金として600万円が、たかはる夏祭りでの感染防止対策への支援として175万円がそれぞれ計上されています。

次に、消防施設費ですが、消火栓新設に係る経費として84万8,000円が、災害対策費には、自主防災組織育成助成事業として120万円が、同じく災害対策費として、町内避難所における新型コロナウイルス感染症感染防止対策資機材の整備費用として238万2,000円が計上されています。

次に、教育費の事務局費には、新型コロナウイルス感染防止に係る経費への補助として100万円が、小学校費の学校管理費には、ギガスクールサポーター配置事業として299万6,000円が、教育振興費には、高原小学校における環境教育活動に係る経費として25万円がそれぞれ計上されています。

次に、公民館費ですが、一般コミュニティ助成事業補助金として230万円が計上されています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和3年6月15日、一般会計予算・決算常任委員会委員長、前原淳一。高原町議会議長殿。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

○

◎ 日程第2 議案第41号 高原町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第2、議案第41号、高原町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第41号、高原町都市公園条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

高原町の都市公園条例に定めてあります総合運動公園については、全面天然芝である多目的芝生広場、サッカー広場、ふれあい広場及びちびっこ広場を有し、施設開設以来芝刈りや肥培管理に至るまで、全ての維持管理を業者に委託しておりました。

しかしながら、その施設の面積が広大なことから、維持管理においては人件費や薬剤、肥料等の価格高騰など、近年では管理が高額となり、当該費用の低廉化は懸案事項の一つでありました。

このようなことから、施設の維持管理につきまして、これまで委託していた管理や使用受付、誘致等に至るまで多角的見地から総合的に検討を重ねまして、指定管理者制度を利用した管理委託方法を行う町の方針を決定いたしましたところでございます。

このため、高原町都市公園条例につきまして、指定管理者による管理が行えるように改正するものでございます。

詳細につきまして、教育総務課長をもって説明させていただきます。

[降壇]

○教育総務課長（末永恵治君）

それでは、議案第41号、高原町都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、今回の改正によりまして条が増えましたことから、目次につきましても改正いたしております。

第7条1項につきましては、都市公園法の引用文の改正、第3項につきましては、同法第6条第3項ただし書にあります条例で定める軽易な変更を定めるものでございます。

次に、9条の5は、総合運動公園の管理を地方自治法の規定に基づき、指定管理者で行えるよう定めるものでございます。

第9条の6は、指定管理者が行う業務の内容につきまして、第1号から第5号により定めるものでございます。

第9条の7は、利用料金の規定でございまして、第1項では指定管理者に有料公園施設等の利用に係る料金を収受させることができる規定を設け、第2項及び第3項では、利用料金の額及び料金の減免または還付をすることができることにつきまして定めるものでございます。

第9条の8は、施設の原状回復義務、第14条は損害賠償について、それぞれ定めるものでございます。

本町都市公園を定める別表第1においては、運動公園の備考欄に施設を明記しておりますが、今回「サッカー広場」を追記し、そのほか文言の修正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和3年10月1日からといたしております。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

本町での施行期日10月1日からということで、今後は指定管理者の公募をかけていくのかと思うのですが、その公募時期などスケジュール的な部分、またこういった形態で運営されるのかという想定を教えていただきたいと思います。

それから、指定管理者による管理を行う場合に、何らかのプレハブなり、何らかの施設が必要になるかと思うのですが、そういった辺りの想定はどうされているか、説明をお願いします。

○教育総務課長（末永恵治君）

今後のスケジュールですが、本条例を可決頂きますと、公募作業に入っていくことになります。公募者選定、そして公募者選定委員会の設置をいたしまして、令和3年8月頃に指定管理候補者の選定を行うことといたしております。

そして、令和3年9月に指定管理者の指定ということで、議会の議決をお願いするものでございます。

そして、10月1日から協定の締結、そして指定管理者による管理の開始というスケジュールとなっております。

今回の指定管理者につきましては、合宿誘致との連携、観光面とのタイアップ、それから地域経済への波及効果などを勘案して、そういったことができる業者を選定したいというふうに考えております。

それから、簡易なプレハブ棟の設置ということでございますが、当初予算におきまして機械を購入するということで、その中で格納庫の整備もいたしたいということで、機械の格納については、運動公園の多目的芝生広場の一角に設置したいと考えておりまして、プレハブ棟につきましては、まだその業者が決定次第、そこと協議いたしまして電話の予約の受付などもありますので、そういったところどういう場所が最適かは、今後詰めていきたいと考えております。

以上であります。

○1番（陣圭介君）

そうすると、当初予算の段階では、指定管理はあまり想定されていなかったということで、その指定管理料に係る部分というのは、今後補正していくことになると思うのですけれども、何を言いたいかというと、この指定管理者制度を導入することによって、結局コスト面での有利な部分というのを出してもらうのと、その指定管理者による積極的な運営によって、当然そこそこの利益を生んでいただくということが生まれてこないと、この制度を導入するメリットというのを発揮できないので、予算についてその辺り。

だから現行の予算を削減にもっていけるのだけれども、その指定管理者制度を導入して、その管理者に対しては有利な部分が発揮できるという考えがあるのか、ないのかという辺りの説明を頂きたいのと、もう一点なのですが、本改正条例が減免規定を設けているのですね。

例えば、今現行で指定管理者制度を導入しているほかの観光施設なんかもそうなのですが、行政側で減免規定を指定管理者側からすると、何か例えば一方的に受け取られるような側面があるかと思うのですけれども、そういう減免をされた場合に、当初本来であればその指定管理者の利用料金としての収入に当たる部分というのを、結局行政側で削ってしまうわけですよ。

その減った部分というのを、考え方を知りたいのです。それが指定管理料として一括して含まれた形でお願いするということなのか、そうでないのかについて考え方を答弁ください。

以上です。

○教育総務課長（末永恵治君）

3月議会においては、令和2年度までの広場の維持管理業務委託ではなく、他自治体の例を参考に町のほうで芝管理の機械を購入した芝管理方式の変更を提案いたし、了解を頂いたところでございます。

その際に、指定管理者制度も見据えた管理を検討していきますと答弁いたしておりまして、今回条例改正をお願いするものでございまして、なお参考までに、昨年度までの芝生管理の委託料ですが、1,700万円程度サッカー広場と多目的芝生広場で管理委託料がかかっておりました。

今回、機械を購入するということもありまして、4月からは観光協会のほうに委託しておりまして、その観光協会の管理が令和3年4月20日から9月30日までの契約ですけれども、926万8,000円となっております、こういった面では経費の削減にはつながっていると思っております。

今後指定管理者の公募をいたしまして、指定管理業務の見積り等も業者から徴集するわけですが、差額、当初予算で先ほど申しましたが、令和2年度の決算ベースですが。当初予算で2つの芝生広場を1,370万円ほど予算計上いたしておりまして、ここで900万円ですから、400万円ほどのまだ残があると。

ただ、あと半年分ですので、今年度冬場はそんな芝生があまり伸びないので、そこまではないのですけど、300万円ぐらいまだいくのかなと考えておりますが、いずれにいたしましても、昨年度までの管理よりは低減されると考えております。

それと、あと減免規定の考え方でございますが、それも含めまして指定管理委託料の中に包含した形でお願いしたいと考えております。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（福澤卓志君）

今条例だけじゃないのですけども、指定管理者に移行した場合、このコロナ禍で感染爆発とか、そういった場合に施設の休止というか、そういったものの判断というのは、町当局はされると思うのですけども、そういったときの配慮ですね、その収入を絶たれるような状況等も考えられますので、そういった規定、ガイドライン等もやはり今後考えていく必要があるのではないかなとは思っているのですけども、その点、町長考えがあれば伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

まず、今回の指定管理者制度を運動公園内の芝管理に導入すると。やはりこの指定管理者の制度と申しますのは、今福澤議員の御質問にありましたように、高原町内でも観光施設をはじめ、様々な施設管理を含め指定管理者制度を導入しておりますけれども、やはり民間の活力を導入する、それと経費の削減を図っていく、これが大きな目的であろうと思っております。

先ほど教育総務課長からもありましたように、今回の単に芝管理ではなくて、やはりこの大会とか合宿とか、そういったものを誘致していくと。そのことによりまして、当然町内の経済的な波及効果、あるいは使用料の増額、こういったものを望めるものと考えておりますので、それとやはり指定管理者に業務委託となりますので、やはりこの管理についても、より教育委員会のほうで柔軟な指示、そういったものに対応できると。いわゆる両者にとって大きなメリットが生まれてくるのではないかと考えておりますので、私としましてもぜひこの指定管理制度ですね、この運動公園内の芝管理業務、導入を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

議案第41号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第3 議案第44号 令和3年度高原町一般会計補正予算（第3号）

○議長（温谷文雄君）

日程第3、議案第44号、令和3年度高原町一般会計補正予算第3号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第44号、令和3年度高原町一般会計補正予算第3号について御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,332万1,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ57億9,427万4,000円と定めるものでございます。

補正の内容につきまして説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

予防接種費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、高齢者へのワクチン接種を7月末までに完了させるため、現在の個別接種に加え集団接種を行う経費としまして、2,812万1,000円を計上いたしております。

財源といたしまして、国庫支出金、県支出金を充てております。

次に、教育費の事務局費でございますが、学校教育活動の円滑な運営を図るため、町内各小中学校に感染症対策用品等を配置する経費といたしまして、520万円を計上いたしております。

財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

予防接種費で集団接種に要する経費ということで計上されておりますが、一般質問でスケジュールとかいろいろお答え頂いたから、私らのほうではスケジュールは把握できているんですけど、昨日、実はある町民の方がちょっと焦った感じで事務所を訪問されまして、接種の予約をしているのだけど、一向に連絡が来ないと。

予約されていない方は集団接種がありますよということで御案内したのですが、何かもう医療機関からの連絡も来ないうちに、何か受けられるものだとか勘違いして、「俺は病院に行くぞ」みたいな感じでおっしゃっている方も数人いらっしゃるようで、どうも何かほほえみ館からのこの接種の案内というのがうまく伝わっていらっしゃらない方も随分いらっしゃるようなお声を頂戴したのですよ。

この間もお願いしたのですが、町からのこのスケジュール的な案内であるとかいうのが、もうちょっと目につくような形にしないと、もう独断で動き出されるような対象者の方も随分いらっしゃるようですので、こういう集団接種に向けてのいろんな周知の方法ですか、というのを

う少し工夫していただきたいなという気持ちでいるのですが、その点お答えを頂きたいと思います。

それから、小中学校の感染症予防の式次第なのですが、こういったものを想定されているか教えてください。

以上です。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

まず、スケジュール等の周知ということでございますけども、さきの一般質問の中でも何回か答弁したいと思っておりますけども、まずは、今回高原町に来た数が非常に限られていたということを御理解頂きたいと思っております。

そういう中で、75歳以上をまず接種対象者として御案内申し上げたとこなんですけども、2,000人ほどいらっしゃいました。その中には、490人ですか、のワクチンしか打てないということもございましたので、まずはどのような形で希望者がいらっしゃるかということ把握することが大事だろうということで、まず御案内申し上げまして、その中で接種をまだされていない方に対しまして、第二弾で今回個別接種を受けられますか、それとも集団接種を受けられますかということで御案内申し上げたところでございます。

そういう中で、個別接種におきましては、どうしても75歳という高齢ということで、かかりつけ医が多くございまして、そういう中で75歳の方に非常に御迷惑をかけているところでございますけども、今回県の集団接種、そして高原町独自の集団接種におきまして、ぜひこちらのほうを御活用頂いて、一日でも早く75歳以上の高齢者の接種が終わるように、スケジュールのほうを努めてまいりたいと思っておりますのでございますけども、今後のスケジュールについては、昨日65歳から74歳以下の方に対しまして、接種券と御案内を申し上げたところでございます。早速あさってから受付を行う予定でございます。

今回の受付につきましては、その日に受付は電話、そしてほほえみ館に来られた方に直接その場でいついつというふうに日にちと時間を指定して、御案内する予定でございますので、ある程度のこの日程とか本人さんの確認がとれるものと思っております。

今後の2点目の小中学校の対応について、でございますけれども、まず75歳以上がまだ終わっておりません。そして、ワクチンにつきましては6月いっぱい、今月中にその65歳以上の方が終えることができるワクチンの供給がございますので、まずはそこを終了させて、集団接種を成功させて、その次の段階に移っていきたいと思っております。

そして、今後ワクチンの供給量がまだ示されておりませんので、そして種類もひょっとしたら変わる可能性もございます。そして、小中学校となりますと、親御さんの承諾等も必要かと思っておりますので、そこ辺は綿密に詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ただいまの質問以上の回答がありましたけれども、関連がありましたので聞いてもらったところでございます。

○教育総務課長（末永恵治君）

事務局費の新型コロナウイルス感染症対策事業についてでございますが、この事業は国の補助事業であります感染症対策等の学校教育活動継続支援事業という補助金を活用いたしております、目的が各学校は感染症対策を徹底しながら、児童生徒の学習保障をするための取組などを実施するに当たり、校長等の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校教育活動の円滑な運営を支援する経費でございます。

児童生徒数の人数によりまして、事業実施の額が規定されておまして、高原小学校は300人を超えておりますので120万円、ほかの5校が80万円という上限になっております。

具体的に何をかうかといいますと、各学校、空気清浄機やオートソープディスペンサー、それから衛生管理用の消耗品など、そして密対策として運動会等で密にならないように、テントを増やすのでテントが足りませんとか、そういった経費まで充当できるようになっております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

1点目の質疑は、恐らくワクチンが高原町に供給される量が限定的だというのは、私のほうでも分かっているのですけれども、どれだけ、どういったスケジュールで何箱供給されて、どれだけの方が受けられる見込みがありますというところを、ある程度見通しを立ててお示しすると、町民の方も「ああ、じゃあこの段階で受けられるのかな」という、安心されるのかなと考えましたので、そのあたりの周知を今後していただきたいなということで、お願いにはなるのですけれども、考え方をお願いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

ワクチンの供給についてですけれども、6月に先ほど申しましたとおり、十分な供給が参るということは予定をしております。

そういう中で、陣議員御指摘のとおり、そのワクチン供給のスケジュールといった具合については、今のところ住民の方にはお知らせしていないところでございます。

そういう中で、きのう65歳から74歳の方には、接種券等の御案内を申し上げたところなんですけれども、そういう中におきましても、そのワクチンの供給については一応触れていないところでございます。

というのが、いついつ来ますというのが、直前になって来るものですから、今回も[※]来週の14日の週ということでお聞きしております、次の21日の週に来るということでございまして、多分宮崎県のほうは端のほうでございますので、多分最終の土曜日に来るのではないかなと思っております。※133ページに訂正発言

そういう中の不確定な部分を、なかなかお知らせするという部分になりますと、あまりの期待をかけてしまう部分もございますので、ワクチン供給についてのスケジュールについては、一応正確にはお伝えしていないところでございますので、御理解頂きたいと思います。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

失礼いたします。先ほどの答弁の中で、14日のことを来週と申し上げましたが、今週の間違いでございます。大変申し訳ありませんでした。

○1番（陣圭介君）

私は問合せがあると、必ず連絡があつて、必ず受けられますので、連絡があるまでお待たせして申し訳ないのですけれども、お待ちくださいということをお願いしているのですけれども、そういう案内ってできるのではないですかね。

皆さん予約はしたものの、「一向に連絡が来ない、なぜだろう」という方がほとんどだと思っているので、当然供給されない物に対して、受けられますというような連絡をすることはできないので、お待ちくださいとしか言えないのですけれども、そういった「受けられますよと、なので連絡が来るまでお待たせして申し訳ありませんけれども、お待ちください」というような周知ぐらいはできるのではないですかね。お願いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、そういう部分についてはお知らせすることは可能と考えております。電話等で問合せがあった場合は、ワクチンは必ずまいりますので、安心して通知のほうはお待ちくださいというように受け答えはしているところでございます。

御来庁される方も中にはいらっしゃいますので、そういう方についても御説明申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（前原淳一君）

重複をしますけれども、現在の個別接種のワクチンの枠といいますか、量は何人分ぐらいあるのですかね。今、陣議員のほうからもありましたけれども、町民の中には個別接種で民間の医院を希望されている方が、小林での集団接種とか、それも自分のかかりつけで受けようということで、ずっと待っておられた結果、その民間の医院からは、「小林の集団接種のほうに回ったほうがいいですよ、集団接種を受けたほうがいいですよ」というようなことも言われたというようなことで、でも小林市のほうはもう受けられない。

期限が過ぎてしまっていて、町のまた集団接種の場合も、情報がなかなか入ってこないものですから、ただ、ずっと自分が希望したかかりつけ医の接種を待っているというような状況の方もおられるのですよね。

そういった場合、接種が早い人、遅い人の差が出てきて、そしてまた65歳以上ですか、74歳までの方が始まるとなると、その差が非常に出てくるのではないかなというような気がして、不公平感が出てくるような気がするのですけれども、その点はいかがですかね。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

前原議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

不公平感ということでございますけれども、当初の計画が個別接種でいくということで計画いたしておりました。そういう中で、国のほうが7月までに65歳以上の方を完了しなさいということで通知が参ったところでございまして、そういう中で接種計画を大幅に変更せざるを得ない状況となりました。

個別接種で当初受付を受けたこともございまして、その方々をどういうふうに接種のほうに向けていくかということを考えまして、今回集団接種という方法を取ったわけなのですけれども、この集団接種のほうにある程度今回、昨日接種案内をいたしました65歳から74歳以下の方につきましては、この集団接種を活用頂きまして、一日も早い接種を終えていただきたいと思いますと考えております。

そして、75歳以上の方で案内して、まだ接種を受けてならない方につきましては、個別接種もしくは集団接種の選択をしていただきました。

というのが、1回の個別接種で回答を受けているものですから、その確認をしたほうがいいだろうということで、こちらの町のほうから、あなたは集団接種にしなさいというような案内はしていないところでございます。

そういう中で、個別接種が75歳以上ということで、大変多くなっておりますので、その分はスケジュールがひよっとしたら遅れる可能性もございますけれども、今75歳以上の方で接種を終えていない方につきましても、集団接種のほうに可能であれば、そちらのほうにお願いできませんでしょうかということで、個別で連絡を取っているところでございます。

そういう中で、7月にぜひある程度の65歳以上の方の高齢者を終えたいということで、今事務のほうを進めているところでございますので、御理解頂きたいと思っております。

以上であります。

○9番（前原淳一君）

地域によってワクチンの供給に差があるのですかね。この間テレビで報道されていましたが、佐賀県のある町と市においては、もう七十数%の接種率というようなことで、本県と本町にすれば、全くの雲泥の差があるというような気がしてならないものですから、そこ辺のワクチンの供給に不公平感があるのであれば、もう少し国なりに要望していくとか、そういう方法もあるのだらうと思います。そういったことはされないのか伺います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

ワクチンの供給ということでございますけれども、それぞれ地域によって医療体制の差異があると思います。本町におきましても、医療機関3つございますが、ほかの地域においては3つ、それ以上に多いところがございます。その医療機関での接種、そしてまた集団接種へのワクチン接種という両方を、これを見ながらワクチンの供給を国のほうにいついつ、何箱くださいと要求をしているところでございます。

今回、集団接種の実行が可能ということになりましたものですから、合計5箱今準備しているところでございますので、その地域、地域によっては、そのワクチンの供給量につきましては、少なからず差というのが出てくるものと考えております。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

議案第44号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（温谷文雄君）

次に、日程第4から日程第6までの各委員会の事務調査についての3件を一括議題とします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しています。お諮りします。各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、各委員会の事務調査についての3件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（温谷文雄君）

以上で、今期定例会に付議されました案件は全部終了しました。

ここで、町長より発言の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

○町長（高妻経信君）

令和3年第4回高原町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、開会日の6月9日から本日までの7日間にわたり、令和2年度高原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告案件1件、条例改正案件4件、一般会計及び病院会計補正予算案件2件、追加議案といたしまして、一般会計補正予算1件の合計8件について審議をお願いしたところでございます。

その中で、撤回させていただきました議案第39号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例また報告案件を除く6件について原案どおり決定を頂きました。ありがとうございました。

補正予算案件では、新型コロナウイルス感染症対策事業をはじめ、早急に取り組むべき事業が多く、今後適正な予算執行に努めてまいります。

6名の議員から出されました一般質問につきましては、新型コロナウイルス対策、放課後児童健全育成事業、町立病院、観光、協働労働、公共施設の整備、防災など、町としての重要課題を幅広く取り上げていただきました。

引き続き課題解決に努めながら、町民の福祉向上に努めてまいりますので、これからも御指導を賜りますようお願い申し上げます。

特に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在進めております高齢者への接種を7月末までに完了できるよう、広域と町独自の集団接種に取り組み、町民に安心していただけるよう、町全体の接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

今定例会において審議をお願いいたしました高原町都市公園条例の一部を改正する条例に誤りがあり、議案の訂正について議会運営委員会をはじめ、全員協議会の開催など、議会運営に多大な御迷惑をおかけしました。議案等のチェック体制を再度確認し、議会に対する職員の臨み方など、真摯に反省し、今後に生かしていかなければならないと考えております。

また、国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、議案の撤回をお願いし、許可を頂きましたが、直接町民の負担に関わる重要な案件であり、私自身コロナ禍という町民の置かれている現状をもっと真剣に捉え、条例改正の検討を行うべきであったと反省いたしております。

このたびの議案撤回により議会運営に支障を来し、議員各位に多大な御迷惑をおかけすることになりました。深くおわびを申し上げます。

このたびの件については、私自身大変重く受け止めており、今後の議会对応にはなお一層真摯に取り組んでまいりますこととお誓い申し上げます。

なお、今後の本町の国民健康保険の運営につきましては、厳しい状況が引き続き続くものと考えられますが、被保険者への影響等を十分に勘案しながら、適正な税率の設定、収納率の向上、特定健診の勧奨による医療費削減などに努めてまいります。

新型コロナウイルス感染者数は、全国的には減少してきており、宮崎県でも鎮静化しつつあります。しかし、第4波までの感染は短期間のうちに急拡大しており、今後の感染状況に注意しつつ、町民に対しいつらな、うつさない気持ちを持ち続けていただくよう呼びかけてまいります。

また、ワクチン接種は感染終息の切り札とも言われております。一人でも多くの町民の皆様に安心して接種を受けていただくよう、正確な情報を町民に届けてまいります。

本町におきましては、公共施設等の整備を今後長期的に取り組んでまいります。財源の確保をはじめ、様々な課題もありますが、議会をはじめ町民に対しても適宜十分な説明を行いながら進めてまいります。

また、ほかにも人口減少問題、後継者不足、病院改革、教育、福祉など、取り組んでいかなければならない課題が山積いたしております。私と職員が一丸となり、町民の幸せを実現していくために課題解決に取り組んでまいりますので、引き続き議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（温谷文雄君）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、日常生活において様々な我慢や、不自由な思いを強いられているような生活が1年以上続いております。しかしながら、御自身自らと周りの大切な方を守るためには、今できることを継続して取り組んでいただくことが大事です。

町執行部はもちろんのこと、議員各位におかれましても、御理解と御協力のほどをお願い申し上げ、6月定例会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

————— ○ —————

○議長（温谷文雄君）

これにて、令和3年第4回高原町議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

令和3年第4回定例会

署 名

高原町議会議長

温 谷 文 雄

高原町議会議員

陣 圭 介

高原町議会議員

反 田 吉 巳